

ひら お はちさぶろう
実業家・教育者平生鈇三郎における
“liberate”な社会と
軍事国家体制との相克 (3)

——平生日記（1913.10.7.～1945.10.12.）に見る戦前日本の実像——

藤 本 建 夫

要旨

前2号では平生鈇三郎の目を通して日本の武士道精神と商道德の退廃を見つけたが、本号では彼が、日本社会を“liberate”する、との強い意志で立ち向かっていった姿を紹介する。まず教育者としての平生。彼は中学校、高等学校を設立し、学生の「天賦の知能を pull out する」ことを考える。また医療にも多大の関心を寄せ、資金を募って甲南病院を創設する。他方で実業家としての彼は、経済を繁栄させるには自由貿易が不可欠と考え、大阪自由通商協会創設に参画し、他方で倒産の危機にあった川崎造船所を立て直し、社長として労資協調に尽力し、川崎病院を建設し、ユニークな職工学校を開設する。さらに彼は経済外交の分野でも並外れた能力を発揮し、経済使節団長としてブラジルに赴き大きな成果をあげる。政治家としては、2.26事件後に成立した廣田弘毅内閣の文部大臣として、国字問題など理想と考える改革案を構想し提案するが、内閣が途中で倒壊し実現には至らなかった。

キーワード：甲南高等学校、労資協調、大阪自由通商協会、訪伯経済使節、文部大臣

目次

はじめに

I 消滅する武士道精神と商道德の退廃（前号）

II 平生鈇三郎、日本社会を“liberate”する

1. 学校教育を官僚的干渉より“liberate”する

(1) 甲南中学校の創設

(2) 教育の本義は「天賦の知能を pull out」することにより

- (3) 「白亜城事件」
- (4) 拾芳会
- (5) 理化学の基礎研究の場としての大阪帝国大学の創設
- (6) 平生鈺三郎の女子教育論
 - i 女子教育の要は人間として全人格を自覚せしめるにあり
 - ii 羽仁もと子の自由学園
- (7) 甲南高等学校校長を辞す
- 2. 労資協調と消費組合
 - (1) 平生鈺三郎と岡本利吉
 - (2) 平生鈺三郎と那須善治
 - (3) 平生鈺三郎と賀川豊彦
- 3. 療病を営利的医術より“liberate”する
 - (1) 病人本意の病院とは
 - (2) 難航する病院建設資金問題
 - (3) 財団法人甲南病院の認可と設立
 - (4) ガソリン不足と分院建設
- 4. 産業・貿易を“liberate”する
 - (1) 大阪自由通商協会の設立と商工立国への道
 - i 大阪自由通商協会の設立
 - ii 木材関税引き上げの是非
 - iii 鉄関税引き上げ問題
 - (2) 世界的保護主義下における大阪の自由貿易論と東京の関税保護論の対決
 - (3) 自由通商と金解禁
 - (4) イギリス金本位停止と高橋是清蔵相の金輸出再禁止
 - (5) 平生鈺三郎の高橋財政批判
 - i 時局救済事業
 - ii 満州事変と軍事費の膨張
 - iii 公債非公募
 - iv 続落する対外為替の意味
 - (6) 大阪自由通商協会の終焉とロンドン国際経済会議の挫折
- 5. 川崎造船所を“liberate”し労資協調体制を実現する
 - (1) 強制和議
 - (2) 労資協調の実験場としての川崎造船所
 - (3) 川崎病院と川崎東山学校
 - i 川崎病院の建設
 - ii 川崎東山学校と「コーオペ教育」制度
 - (4) 艦船受注をめぐる平生社長の苦悩
 - (5) 「海軍工場の extention」と化した川崎造船所

実業家・教育者平生鈞三郎ひらお はちきぶろうにおける“liberate”な社会と軍事国家体制……

- (6) 川崎造船所株をめぐる暗躍と川崎重工業の成立
- 6. 訪伯経済使節団の成功と日伯貿易の増大
 - (1) アメリカの排日移民法の成立とブラジル移民
 - (2) 海外移住組連合会会頭に就任
 - (3) 移民2分制限法の成立と訪伯経済使節団の派遣
 - (4) 日南産業株式会社社長に就任
- 7. 文部大臣として国字を漢字の禍害から“liberate”する
 - (1) 2.26事件の衝撃
 - (2) 文部大臣平生鈞三郎，作家里見淳と対談
 - (3) 国字・漢字論争と義務教育2年延長問題
 - (4) 帝国美術院建設問題

II 平生鈞三郎，日本社会を“liberate”する

1. 学校教育を官僚的干渉より”liberate”する

(1) 甲南中学校の創設

スペイン風邪が日本で猛威を振るったのは大正7（1918）年秋から冬にかけての第一波と翌8年の冬から春にかけての第二波だが，この両波の間の5月～6月あたりから日本の景気は上昇に向かい始める。

現神戸市東灘区岡本に旧制甲南中学校が産声をあげたのは，まさにスペイン風邪の谷間にあたる大正8（1919）年4月21日であった。この日の日記から平生鈞三郎の高揚する万感の思いが伝わってくる。「入学式を仮校舎に行ふ。入学学童五拾有六名……。式は君ヶ代の合唱に初まり，教育勅語捧読，田邊〔貞吉〕氏の本校設立の趣旨の演述，小森〔慶助〕校長の生徒に対する訓辞，父兄に対する希望の演説ありて式を閉づ。式は僅かに一時間にして終りしも，厳肅，緊張，理想を以て設立せられ，理想の実蹟を以て目的とする甲南中学校の入学式として申分なきものなりき。殊に小森校長の訓辞は言々句々熱誠溢れ，温情豊かにして生徒及父兄もこの好校長の下に訓育せらるることの如何に幸福なるやを感じたるなる可く，余は設立者として小森校長の推薦者として一層快感を覚へたり。嗚呼，今日呱呱の声を挙げたる甲南中学校よ，長しへに健在にして，摯実剛健にし，志大に，気高く，能く将来を達

観し、大局の打算を誤らざる報国尽忠の志厚き国家有用の材幹を養成し、以て国運の進展に寄与せんことを祈るなり。余は年来の宿志たる一端が其緒に就きたるを見て益々進んで最終の理想たるべき東洋一の大学（人物教育を主とせる）の創立の計画に一步を進んと欲するなり」。

平生は、「東洋一の大学」の創立はかなわなかったが、実業家であると同時に教育に特別の思い入れを持っていた。日本の商工業者は専ら富を生産し蓄積することを第一の目的と考えているが、富の生産・蓄積はこれを「善用」することで、つまり公共のために、社会・人類のために役立つことではじめて意味を持つ。ところが日本の画一主義教育からはこうした人物は生まれない。「小理屈を弁ずる小才子でなければ半病人」ばかりである（大7.8.4）。「教育の力に依りて人たるの道を教ゆるにあらざれば倫理頹廢、秩序紊乱」するばかりである。現在日本で行われている中等・高等教育は、「学識技能を授くるを以て教育の本体とし、人格の修養を閑却する如き教育は、人類を獸類として之に芸術技能を教ゆると一般、如何に妙技を演ずるも、如何に人真似に巧妙なるも猿は猿、犬は犬にして獸類の域を脱する」ことはできない。「人類も亦生物にして人格欠如たるに於ては獸類と扱ふところなからん。如此くして知能を得んか、其知能は善用せられずして獸性の満足の為めに之れが濫用せらるるならん。如此きは決して教育の本旨といふ可からず」。これに金儲け主義が重なると社会秩序は乱れる。従ってこれを防止するには「人格涵養を第一としたる学校を設け、以て教育本来の目的を達成すべき模範的学校を建設」する他なく、そのためにこの甲南の地に中学校を建設したのである（大10.11.3.）。

私立中学設立にはもちろん多額の資金を要した。六甲山の麓に新興住宅地として開発された住吉村は日本随一の金持ち村の異名を持つほど裕福で、多くの関西財界人がここに居を構えていた。平生家の住宅はその一角にあり、特に時期的にも第一次大戦前後で富豪に恵まれていたので、彼が考えていた

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

設立資金100万円の調達にはさほど苦労はしなかった。久原房之助（鉦山経営を中核に造船，肥料，商社等を傘下にもつ財閥を形成。後中核の久原鉦業を義兄の鮎川義介に譲渡し，政治家に転身し，立憲政友会総裁となる），伊藤忠兵衛（第二代目。伊藤忠商事創業者），安宅彌吉（安宅産業創業者。甲南女子学園の創設者）等20数名が彼のこの計画に賛意を表し寄付に応じている。また学校の候補地として現神戸市東灘区岡本に増田太郎衛門から2万坪の土地を譲り受けることになった。この経緯について伊藤忠兵衛は次のように語っている。

明治42（1909）年に別荘二楽荘を岡本山に建設した浄土真宗本願寺派第22世法主大谷光瑞の門徒であった伊藤忠兵衛は同年ロンドンに留学していた。そのとき妻と妹を連れてロンドンに来ていた光瑞は伊藤に二楽荘にケーブルカーも作る，和漢洋の食事も自由にごちそうするから，ぜひ岡本に来るようにと勧誘し，結局伊藤は住吉川を挟んで開発された住吉村に居を構えることになった。彼が岡本を学校建設地を選んだのは，御影は起伏が多く，かといって芦屋はまだ汽車の駅もまだなく「他国」のような気がしたからである。そこで，住吉からこの学校までは距離はあるけど，芦屋よりは便利。「わしは極力，ここ岡本を勧めたんですね。……オゾンの関係上ここがええといって，僕一人，こう言うて。その結果，ここに決まったということは間違いないことです。ところで景観であるとか，教育の精神であるとか，平生独言で，何をつくるにも作者になる。自分で音楽も付け，自分で芝居をするのも平生さん。ほかのひとのことは問答無用で，何と云うか，独断でおやりになった」⁽¹⁾。

開校までに問題は山積していたが，その一つにメディア対策があった。甲南中学を資金的に支えたのは関西財界であったが，これを見て新聞記者のなかには「富豪の子弟のみを教育する貴族学校」などと「妄評」を加えるもの

(1) 「伊藤忠兵衛甲南学園理事長談話（一）」『平生鈇三郎日記 第5巻 附録』2012年，8-10ページ。

もいた（大7.11.25.）。そこで平生は彼等を晩餐に招き、設立の趣旨を説明したところ、そうした悪評は「水解」したと日記に記している。もっとも世間では創立後も相変わらず甲南中学を「ええしの学校」、「ほんほん学校」と評していたが。

(2) 教育の本義は「天賦の智能を pull out」することにある

中学校設立と同時に七年制高等学校創設を次の目標として掲げていた平生は、資金的に苦勞しながらも、有志の寄付によって経常費面で目途が立ち、文部省に高等学校設立認可申請を行い、大正11（1922）年12月段階ではほぼ受理される見込みとなる。12月24日に平生は次のように設立の抱負を語っている。

甲南中学は「健康、人格の教育を主として知育を第二とし社会に向って立派なる人格者」を出すことを目的としている。この一文は現代にも通じる平生の教育観を良く伝えている。特に第二の知識について次のように続ける。「教育も知識の涵養も人類一生の仕事」であって、「日進月歩の知識の取得は生涯を通じて補充増殖」しなければならない。それは「青年時代に限定」すべきものではない。「神戸一中の如きは単に同校を卒業して高等学校若くは高等専門学校に入学せしむることを目的」として、「入学試験に及第せば之を以て同校の能事終れり」で、卒業後上位の学校に進学または社会に出た後について、中学校のことは顧慮するところはないようである。これに対して、甲南は「一生を通して身神共に健全にして知識も完全に発達せる人物を養生せんことを目的」としている。神戸一中は「最短なる距離の競争に於ける選手を造らんとし、我は最も長き距離、即ちマラソン競争に於ける選手を得んとするものなり」。

年が明けて1月16日に正式に高等学校の設立認可がおりる。この時点で甲南は東京高校、台北高校、武蔵高校に次いで四校目の七年制高校となり、そ

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生飢三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

の知らせを受け取った平生の喜びようは筆舌に尽くしがたいものがあった。翌17日の日記に次のように記した。

小森慶助校長より「甲南高等学校認可済の通知あり。余は実に欣喜雀躍を禁ずる能はず。直ちにすゞ子に電報を以て其旨を報じ、且……小森氏に向っても祝意と感謝の意を電報す。校舎は来る3ヶ月中に完成し、……形体上に於ける高等学校は完成せるものにて、余の努力も一面に於て奏功せしものといふ可く、将来内容の充実、教育方針の確立に向って一層の努力を為さんとす。天は余の微衷を納れ、余の健康と余の精神をして益々健全強固ならしめんことを祈るのみ」。

この学校は当時としてはかなり先進的であった。平生は甲南高校のカリキュラムについて、カナモジカイ⁽²⁾の創始者故山下芳太郎の法会の席で、文部省が中学・高校の科目に漢文を設けようとしているのは「旧思想に囚はれたる謬見」で、今日漢文は、研究者ならいざ知らず、一般の国民にとっては何ら必要性はないばかりか、これを学習するには多大の時間を浪費する。甲南は「如此きウェーストを省きて実世界と交渉深き教育」をすること、つまり「実学」を特色としているから、漢文よりも英語を学ばせようと思うと語っている(大12.4.29.)。

このような先駆的実学的教育を担うべく甲南高校は産声をあげたのだが、制度的にも私学の発達を妨げる差別的待遇が公然と行われていた。私学教職員には恩給法が適用されず、また位階勲等を与えず、と規定されていたのである。私学を出た卒業生は官公立卒と同じ資格のもとに上級学校に進学でき

(2) カナモジカイは、大正9(1920)年11月1日に山下芳太郎(住友合資会社理事など)、伊藤忠兵衛、星野行則(加島銀行常務など)、平生飢三郎らによって仮名文字協会として設立された。また、山下は、仮名文字の研究、書物や表示における仮名の活用、タイプライターの製作等を掲げ、これらの達成を設立の目的としていた。大正12(1923)年、創立者の山下が病に伏したことから、逝去する数日前の4月1日にカナモジカイに改称、昭和13(1938)年9月28日に財団法人となった。

るのに、私学の教職にあるものに対する待遇に差別を設ける理由はどこにもないはずである。彼が最も力を注ごうとしていた教育の分野においても相変わらず「旧来の陋習の遺物」に呪縛され、改革には強固に保守的な文部官僚の支配が続いていたのである（大12.6.5）。

大正13（1924）年は日本にとっても、また平生の実業観・教育観にとっても大きな転換の年であった。スペイン風邪、大正9（1920）年恐慌、それに続いて大正12（1923）年には関東大震災が帝都に壊滅的打撃を与えたが、そこにアメリカの排日運動と翌年7月1日の移民禁止法の施行が追い打ちをかける。当時東京海上火災専務であった平生はこうした状況のなか、海外の市場動向を視察するかたわら、新たな移民先の可能性を探り、さらに欧米の教育制度の調査も兼ねて同年9月に北米、南米、欧州を巡る漫遊に出かける。

まず北米ではフォード自動車工場のコンペア・システムに、またフォードの「社会奉仕」の精華ともいうべき病院に驚かされる。平生はこの感想を三井物産の社員に次のように語った。日米間には富、物質的豊かさ、天然資源等において雲泥の差がある。さらに日本は人口過剰という積年の問題を抱えており、その解決をアメリカに頼ってきた。その国ととともに競争しようとしても、それは「愚の極」である。そうであるのに、いまやその道が閉ざされた。とすれば今後米国と競争するには、過剰な人口に「完全にして実益ある教育、即ち真の教育を施して以てこの人の力に依りて天恵の不足を補はざるべからず」。これこそ「日本をして他日米国其他と肩比せしむる捷徑」である⁽³⁾（大13.11.17.）と。

(3) この場に清水善造も出席していた。彼は明治41（1908）年に東京高等商業（現一橋大学）に入学し、卒業後三井物産に就職してカルカットに駐在し、ここではじめて硬式テニスと出会う。彼はウィンブルドンやデビスカップなどの世界的舞台で目覚ましい活躍をし、大正10（1921）年の世界十傑では4位にまでランクを上げる。

大正13（1924）年10月31日、平生が如水会（東京高商同窓会）ニューヨーク支部の会合に招かれた時、彼は三井物産の駐在員をしていた清水善造と出会い、次のよ

実業家・教育者平生鈺三郎ひらお はちきぶろうにおける“liberate”な社会と軍事国家体制……

その翌日にはニューヨーク総領事館で日本の教育界を批判する。「故老」達は「時勢遅れ」の「制度を墨守」し、たとえば漢文・漢字教育に無意味な時間をかけているからいつまでも欧米各国に追いつくことすらできない。彼等には、「尤もプラクティカルにして実社会と常に連系して教授を為し指導を為し、以て学校に於て受けたる知識を以て直ちに実地に応用して以て社会に役立つと共に、社会を進歩せしむるに力あることを理解せし」むることが急務であるとの意識すらない、とその時代錯誤に警鐘を鳴らす。

大正13年11月29日、移民の現状を観察すべく、アメリカを出発してブラジルに向かう船上で平生はエドワード・ボックの自伝を読み衝撃を受ける。そこにある次の一節にくぎ付けになったのである。すなわち、「人生を三期に分ち、第一を自己教育の時代、第二を自己の社会的基礎設立時代、第三を社会奉仕時代とし、五十才を以て自己の事業より離れて他人の為めに尽力せんと決心し……」と。これこそ彼が長年思い続けてきたことではあるが、55歳を過ぎても決断ができぬまま年月だけが徒に流れ、「社会奉仕の時代」に飛び込まずにいた自分にはっきり気付かされたのである。一刻も猶予はない。その気持ち次のように記している。「余は三年前の満五十五才を以て退社して専ら社会事業に身を投ぜんとし果さざりしを追想して益々同志を得たるを悦ぶと共に、来春帰朝の上は各務氏に懇談して引退の実現を果さんとする心や切なり」と（大13.11.30.）。

うな興味深い会話を交わしている。この席で平生はさまざまな角度から事例を挙げながら漢字廃止の意義について語ったが、それに続く討論で「テニスのチャンピオン清水善造氏」が次のように彼に賛意を表したと記している。日本で軟式から硬式に移ろうとしたとき、「選手連は涙を垂れて軟球を主張し、若し強て硬球に移るの要あれば選手を止むるに如かず」と訴えたが、その後次第に硬式が主流になると、今更のように「硬球の妙味」を覚え、以前「軟球に執着せし時の事を思ふて怪訝に堪へざる位」であるが、漢字廃止もこれと同じことになるだろうと。平生はこれに対し、「真に面白き事例を与へ呉れたるを謝せり」と書いている（藤本建夫「清水善造と平生鈺三郎」『甲南 Today』No. 43, 2013年3月）。

このブックの自伝を読み東京海上火災専務の職を辞する決心をした平生は、ブラジルからヨーロッパに渡り、各国の学校を視察したとき、それまでと違った感想を抱いた。特に感銘を受けたのはイギリスの学校で、彼が訪問したマーチャント・テイラーズ・スクールでは政府や市から全く財政的補助を得ていないので何等の規制を受けることなく、従ってカリキュラムはすべて校長が自由に決めている。生物、化学、物理の授業においては教師による講義よりは学生自身の実験に重きを置き、彼らはそれによって実際に内容を理解し自信を得ている。昼食は生徒と教師は同じ大食堂で同一の食事をとる(大14.2.5.)。平生は後にこれを模して生徒と教師の食堂を甲南高校にも建設する。

ドイツではモムゼン・ギムナジウムを訪問する。ドイツを範にして日本の画一的教育制度が形成されたと思い込んでいた平生はその自由な教育に驚く。ここを訪問したとき、フランスのリセとは全く逆に、校長は「余等に授業を注意して参観せんことを希望」した。歴史の授業では教師はわずか5人の生徒に対してヨーロッパ中世史に関して質問し説明する。このように「詰達主義にあらずして啓発主義を以てすることは英米同様なり」。さらに上級フランス語の授業ではすべてフランス語で行われていたのには「大いに関心」する。これに反して日本では「外国語を用ひずして自国語を用ひて学生と談論する如きは外国語を教ふる資格なきにあらずや。苦笑を禁ぜざりき」(大14.3.7.)、とここでも日本の教育の遅れを痛感させられる。

この教育制度が日本をすべてにおいて「行詰」まらせている。この事態を突破するには創意工夫が次々と考案される状況が生まれてこなくてはならない。これを「根本的に治療せんには、甚だ迂遠なる方法と見ゆるも其淵源に遡りて教育制度の革新を決行」する以外には考えられない。そしてその革新の方向性を示してくれるのはアングロサクソン諸国の自由な教育制度である。ラテン語で education とは e out, duc pull で pulling out である。「天賦の知

実業家・教育者^{ひら お はちきぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

能を pull out することが教育の本義」であり、これとは逆に日本の詰込主義は pushing in である（大14.6.2）。

平生は大正15（1926）年1月7日に初代理事長田邊貞吉の後を継いで甲南学園第二代理事長に就任する。そして4月11日、甲南高等学校完成式と第一回卒業証書授与式を迎えた。彼の高揚した気分はこの日の日記からも窺うことができる。彼はその興奮を次のように書き遺している。文部大臣も特に粟屋専門学務局長を派して祝辞を呈し、荒木寅三郎京大総長も自ら来りて祝辞を読み、森巻吉第一高等学校長も高等学校長総代として祝辞を呈し、最後に武藤山治（鐘淵紡績社長。後実業同志会を組織し衆議院議員）は学生に向けて熱烈なる演説をなし、そして平生は学生たちに向かってこう述べた。「本校は学校教育の現状に満足せざる有志の者共が集りまして知育偏重の弊を避け人格の修養、健康の増進を第一義とし、個性を尊重して天賦の特性を啓発すべき知育教育を施さんとする主旨を以て」七年制高等学校として創立したものである。そしてこの度第1回の卒業生「43名が打揃って其志すところの大学に入り本制度の先登者たるの名誉」を得ることができたことは、「創立者一同が満腔の喜」とするところである。「人間は活物で、又一人一人其面が異なる如くに異なって居ります」。「Ford 自働車会社が自働車を製造する如く mass production、大量製産法では優良なる人物を作ることは出来ません。私は一人の教師が30乃至35人以上を一時に教授することは困難と思ひます」。「本校の第1回卒業生が首尾能く大学に進むを得ましたのも学生の数が少なくして手が届くことも一原因」と思う。「世間には学生の健康に頓着なく単に上級学校に入学せしむることを以て中学校の本務と心得、試験準備を強要する学校がありますが、是等の人々は人生は長い長いマラソン競争の練習所たることを忘れ、競走場と練習所とを混同せる錯誤に陥れる」ものである。

彼はあるべき教育に自信を持ったのか、欧米の自由な教育をも念頭に、上

の卒業証書授与式で述べた趣旨をパンフレット「現代学校教育に関する感想」⁽⁴⁾において次のように再説する。

(i) 教育は「人格修養」に目を向けねばならない。日本では学校は「デパートメント・ストアー」で、教授される知識は「商品」で、教師は「商品販売人」となっているから、上級に進むとともに「人格」は下劣となり、従って国家も衰退する。

(ii) 日本では、より上級学校への「入学試験準備」に教師も父兄も必死になっているが、病魔にでも冒されれば何もならない。「人生は長いマラソン競争」であり、学校はこのマラソン競争に出場するための「練習場」である。

(iii) 画一主義の教育は日本を行詰ませる。日本では教材は全国一律、しかも「都会標準」であるため、児童青年の目は皆農村より都会へ向けられる。だから財政的にも人的にも農村は「疲弊せる現状が益々疲弊の度を加へる」ことになる。

(iv) 日本の知識教育は「模倣的」で「詰込主義」である。人はそれぞれ十人十色。いわば「人は one hole one key (一穴一鍵) である」のに、ある一つの穴には何れの鍵も入るように教育されるから、無意味な激しい競争をせざるをえなくなる。「凡人は皆天才」である。教育は本来その「人間天賦の個性」を呼び出し発育させるもので、学校教育は「ポンプの差水」。しかし世の中へ出るとすぐ蒸発してしまうようでは、「物を考へる」習慣ができていない証拠で、困っても何も出来ない。

(3) 「白亜城事件」

学校はマラソン競争に出場するための「練習場」であると平生は記してい

(4) 平生夙三郎『現代学校教育に関する感想』大正15年。

実業家・教育者平生^{ひらお はちきぶろう}三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

るが、これを別言すれば、「高等学校は人間完成の道場」（昭5.3.24.）であり、従ってまだ未熟の状態である。しかし高校生ともなると、それを忘れて誤った正義感で行動することが往々にして見られる。それは甲南高校生とて例外ではない。

甲南高校の学舎は鉄筋コンクリートの堂々たる建築で「白亜城」と呼ばれていた。その白亜城で思想に関わり、警察沙汰になる事件が発生した。平生は昭和9（1934）年2月7日、甲南高校卒業生の送別会で、甲南での7年間は、文科にせよ理科にせよ、「主たる目的は一人前の人間として大学に入り専門の学科を修業するに必要な予備教育」である。「故に今や本校を卒業して大学に入らんとする諸子は人格に於ても完成に近く、近代青年の弱点を有せず、大学生としても、また社会人としても、其思想に於ても其性行に於ても間然するところなきに近しといふべきか」と。

しかし翌日の日記には、マルクス主義思想に親近感を持つ学生たちが起こした、いわゆる「白亜城事件」の経緯が詳しく記されている。「問題の人として学校に於ても疑の眼を以て見、警察に於ても逮捕の準備」をしていた某学生が「一昨日平然として登校したるを以て不審を感じ居りたるが、やはり昨朝彼は特高課員と御影署員四名合せて五名の警官に伴はれて検束せられるに至れり。彼は今回の事件の主動者ともいふべきものにして、嘗て甲南高校文科に在りし、現京大経済学科にある西台某と連絡あり、校外の主義者とも交渉あるが如く、彼の甲南学生がガリ版にて発行せる白亜城といふパンフレット」も、目下行方不明のもう一人の学生と共同編集したもののようである。

前日の祝辞のなかで平生が甲南の卒業生は「其思想に於ても其性行に於ても間然するところなき」と述べた矢先のこの事件である。イギリスやドイツの教育制度に感銘を受けていた平生だが、日本では皇室こそが国家を形成する根本であるとの彼の信念には揺るぎないものがあった。この事件の発覚し

た三日後の2月11日は建国記念日である。講堂に集まった生徒並びに教職員を前に、「紀元節は畏くも明治天皇陛下が御即位直後御制定になった建国の佳節を祝賀すべき尤も尊き式日である。……明治天皇の御治世と共に我國民精神は躍如として生気を放ち、恰も東海の天空に聳ゆる富嶽の如く其壯麗と偉大なる姿を各国の前に展開するに至りたるものが、この姿こそ日本精神を如実に示現したるものにして、この長き眠より覚めたる東洋の一嶋国と侮りたる日本に真相を見て各国は驚異の眼を張るに至るたるなり。然るに我國民中、殊に知識階級又は修学中の青年学徒の中に外来の物質文明に幻惑せられ、浅薄なる唯物主義の皮相論に魅せられて建国の精神を忘るるものあるは如何にも慨嘆の至なるのみならず、かかる薄志弱行の徒こそ憐むべきものである」と訓諭した。

この平生の皇室論を、また労資協調論を真っ向から否定するマルクス主義がこの甲南にも浸透しつつあった。これは由々しい事態であった。平生はすぐに行動を起こした。学生たちを拘束した特高課長と2月10日に会見し、「なるべく早く」学生の釈放を懇請する。しかし、同課長は「何分生徒（各署に拘束せられたる）の自供が一致せざる以上解放する」ことはできない。「ついては彼等が虚心坦懐にあらゆる事実を白状して転向の意志を明白にするの外なく、夫には父母の慈心を以て彼等を説服せしむるの外手段」はないので、平生から両親に説得してほしいとのことであった。そこで早速4名の両親を呼び出して事の経緯と特高課長の話を伝えたが、警察では事件の首謀者で共産党への入党の嫌疑がかかる学生が未拘束であるから、平生の観測では、直ちに釈放することは難しいようであった（昭9.2.12.）。

事件に関わった甲南高校の学生数は、逃亡中の学生もついに拘束されて、結局全部で9名に上ったが（2月21日）、彼等に対する学校側の処分は全く寛大であった。3月1日に3名が、5日には5名が釈放され、釈放の翌日から復学を許されている。しかし首謀者の学生だけは起訴されたために退学処

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 飯沼三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

分になった。ちなみに、この学生は飯沼修で、戦後俳優として活躍した永井智雄である。この事件に対し、他の教員たちは他の高等学校においては教員会議を開いたうえで「厳罰に処するを常」としており、それに倣うべきではないかとの意見が大勢であったが、平生は「直ちに宥免して〔年度末試験を〕受験せしむる寛仁なる態度」を取った（3月1日）。平生は一人ひとりの学生に面談し以下のように説諭する。「何が故に唯物主義の Marxism に感染しこの主義の実行者に同情して資金を供給」したのか、と平生が質すと、彼等は異口同音に、世の中には物質的に貧しい人々が多数であり、マルクス主義が実現されてこれらの人々が安全で幸福な生活を送れるようになれば、と考えたからであると答えた。これに対し平生は、マルクス主義が唯物主義であって宗教を排斥して、「精神的慰安の如きは之を認識せざることを主義」としている。またよしんばマルクス主義が「公正なる思想」とであると仮定しても、「この思想が如何なる国体にも合致し発育するものと思ふるは誤りなり」。レーニンの思想がロシアに適合したとしても、「ロシアの国情国体と我国体とは雲泥の相違」がある。ロシア人は殆んど文盲で、レーニンが共産主義政治を行おうとしたとき、「国民は其結果の如何を顧みるの暇もなく、帝政よりも better ならんと推測」してこれに従っただけで、「我国体とは似つかぬもの」である。日本では永きにわたり皇室から国民が何か圧迫を感じたことはなく、「政治的にも経済的にも思想的にも皇室より何等の自由を奪はれあることなく常に鴻恩に浴して愉悦を enjoy」している。日本の国体について研究もせずにロシアで行われている政治を日本でもそのまま行ふべしと速断するのは認識不足ではないのかと。

学生たちとはこのような面談をし、両親にも注意を促し、教頭とも協議の上、今回の思想問題関係者は高校生で、まだ未熟な「精神的病者」として取扱ひ、転向悔悟した者は「病気全快者」と同一の処置とすることにした。これが如何に異例の寛大な措置であったかは、まだ官公立学校でなされた事例

はなかったことから分かる。したがって本校教員中にも処分が軽過ぎるとの非難の声が聞かれたが、「余は全快せる以上はたとへ伝染病といへども決して忌避すべきにあらず。この問題の解決につきましては校長たる余が全責任を負う旨を公にして決行せり」と日記に記している（昭9.3.5.）⁽⁵⁾。

(4) 拾芳会^{しゅうほうかい}

帝国大学を中心とする高等教育機関は「一意専心志望学科を修習するところ」(昭5.3.24.)と位置付けていた平生は、優秀であるにも関わらず家が貧しく進学できない青年のために「拾芳会」⁽⁶⁾という給付型の奨学金制度を設けて、ことあるごとに彼等と議論を交わすのを楽しみにしていた。この奨学金制度は明治45(1912)年から始まったが、普通の制度とは違うある特徴があった。それは第一に志操堅実、学業優秀、体力強健で、卒業後は一身を顧みず国家社会に貢献するとともに、万一の場合には平生家の擁護者になること、⁽⁷⁾第二に家が貧しいことであった。平生はこの制度維持のために、多いときには年間約40人の学生を抱えて年額3万円ほどの資金を投じていた(昭3.8.25.)。当時の大学卒業生の初任給は月50~60円が平均的相場で、他方帝国

(5) 安西敏三「平生夙三郎と甲南教育」、中島俊郎「平生夙三郎とパブリック・スクール」安西敏三編著『現代日本と平生夙三郎』等をも参照のこと。

(6) 「拾芳会」の由来について、平生は昭和7(1932)年12月21日に東京で開催された拾芳会記念日に次のように説明している。「拾芳とは読んで字の如く芳を拾ふの義なるが、余が前途有望なる青年にして学資乏しきものを拾ひ上げ、其目的を達成せしめんとしてこの企をなして已に二十年の今日に至りたるが、最初は旃檀は二葉より芳しとの古語もあれば採用するや否や、其芳香をかがんとせしも、かかる旃檀は中々に少なく、無香無臭の若芽を見るのみなりしが、数年来会員の集会を見るに会員も世に出て漸次若芽を出だし、蔓々たる緑の葉を張り美しき花を開くに至りて、何となく芳香馥郁とは言がたきも、芳しき香が芬々として堂に満ちんとするが如き感を抱くに至り、十数年の功果は空しからず。拾芳の名を附したることが不明にあらずして正当なりしことを自覚するに至り、この年中行事こそ余の尤も愉快と欣喜を覚ゆるところである」。

(7) 河合哲雄『平生夙三郎』205ページ。

実業家・教育者平生鈺三郎ひらお はちきぶろうにおける“liberate”な社会と軍事国家体制……

大学の年間授業料が千円（大15.11.17.）であったから、高等教育が如何に高額で、平生の奨学金が如何に巨額な社会投資であったのかがわかる。⁽⁸⁾

彼らとの交流を楽しみにしていた平生は大正8（1919）年8月10日には第一回拾芳会大会を住吉の自邸で開催している。出席者はすでに社会で活躍しているもの6名、在学中の者18名、それに息子の太郎、甥の風間立太郎、平生を含めて27名。彼は彼らを前に拾芳会設立の経緯を次のように熱っぽく語った。ここに列席している学生は「一郷一土の人にあらずして、日本の各方面に生れ、各地の中学校に学び、中学を終へて後余の庇護の下に帝国大学、高等工業、高等商業、高等学校に入りて各種の専門学を習得し、又は修学中のものにして、其修むるところも多種多様なものにして、如此種々の点に於て相異なる学生が余が門下生たるの点に於て一致し、茲に一堂に集れること他に類例なきことにして、余が篤学の青年を広く日本全国に募りて国家社会に貢献せしめんと企てし事業が未だ其効果を示すに至らざるも、他日其効果の顕著なるものあるべきを予示することは最早争ふべからざるもの如し。……余の要望たる国家社会に貢献せんとの強き意志を以て奮勉努力せんと互に相戒め相励まして勇往せんとして互に誓約を全ふせんと公言しつゝ、あるは、実に余に取りて無上の愉快なり」と。

しかしこの平生の気持ちとは裏腹に、大正9年恐慌のさなかのこともあ

(8) 澤正治はこの奨学金を与えられる学生は「誓約書」を平生に提出しなければならなかったが、その内容は、1. 共存共栄、2. 尽忠報国、等々があり、それらに反する場合には「満座の中にて御笑ひなされ候とも苦しからず」云々と結んであった（澤正治「無題」『平生鈺三郎追憶記』159-160ページ）。なお津島純平は奨学金が平生から月々もらっていた小遣いについて次のように回想している。「如何にも平生先生が使ったお金はわずかであります。私ども高等学校のときに先生から頂いたお金は10円乃至12円であります。大学に入りまして平生先生から支給を受けたのは15円であります。それ程安い金であります。併しその当時15人、20人、30人の学生に向かって金を送るとき、必ず複写紙によって手紙を書いて……叱り、教え、又その当時の時勢を批判し審さに自分の子供に教えるような努力を以てしてられる」云々（津島純平「拾芳会その他（談）」同、169ページ）。

り、彼は拾芳会員たちの間に気持ちの上で齟齬が生じていると感じ始めていた。そこで東京では小石川の自宅に何人かの卒業生を集めて話を聞くと、「単に余より学資を得て学習を為せば足れり」と考えているものも少なからずいるとのこと（大9.7.3.）、また関西地方の卒業生に同じ質問をすると、やはり同じ答えが返ってきた（大9.7.4.）。その理由は、要するに平生が多忙すぎることにある。この状態が続ければ彼の「宿望」は達成されなくなり、「この事業は拾年の後に於て失敗の歴史を残すの恐あり……。而して之を挽回する方法として時々集会を催さしめて、先進者にして能く余を理解するものをして後進者を説服せしむるの外妙案なからんかと」⁽⁹⁾。

この卒業生たちの忠告を受けて、平生は毎夏拾芳会員を一堂に集めて、広い視野から今世間で問題となっている本質は何か、そして何をなすべきかを熱っぽく話して聞かせることにした。大正9年8月15日の第二回大会の様子が日記にはこう記されている。「一同白地の短衣に袴を着して二階の四室押通して広間に方形を作りて端坐したる光景を見て、衷心觀喜と感謝の念を禁ずる能はず、感極まりて暗涙の胸に漲るを覚へたり」。そして彼らを前にして行った訓話によれば、「現代教育の欠陥は彼等に充分なる哲学的教育を施さざるに在り。……故に外来の思想は善悪正邪の差別なく彼等の脳中に侵入し来りて彼等をして心理的混乱情態に陥らしめ、所謂危険思想の悪化を受けて小にして身を誤り大にして国家社会の秩序を紊乱せんとするに至る。余は彼等が大に哲学的研究に力を致し、以て宇宙の大則に接し、森羅万象に触れ、氣を高くし志を大にして意を強ふし、常に精神的安定を得て、試みられざる新思想の爲めに捕はるゝことなく、嚴然として社会の悪風潮に対立するの勇

(9) 平生の理想を実現するための寄宿舎「拾芳寮」が東京の平生邸に建設され、その綱領にも拾芳会の誓約と同じく「摯実剛健の氣風、克己自制の精神を涵養することに力むること」が第一に掲げられ、その他寮生活に関する諸項目が記されていた（大9.12.4.）。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鉦三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

と断を得んことを望まざるを得ず」。大正9年8月前後は恐慌の真ただ中にあり、労資間の対立も激しさを増していた時期で、ここで彼が批判している「外来の思想」とはマルクス主義のことだが、彼はこれに対して、わが国では「資本家にも偏せず労働者にも傾かず、産業の増進には労資の協調を必要とし、労資の協調には二の原素を対等同位のものとして互に立憲的協商の下に相互の利益を擁護すること」と考えており、この拾芳会大会でも会員たちに労資協調の重要性を説き聞かせたのである。

平生は労資協調なくしては資源の乏しい日本の経済は成り立っていかないと常々考えていたが、さらに彼の思想を特徴付けていたのは、本稿の「はじめに」において述べたように、天皇制と欧米思想を対立するものではなく、その根底には相通ずるものがあると考えていた。昭和2（1927）の第8回拾芳会大会のことだが、平生は大会前日の8月7日に卒業して実社会で活動している拾芳会員と懇談している。主に話題はロータリークラブについてであったが、それは彼が大阪ロータリークラブの趣旨に賛同し、チャーター・メンバーの一員として熱心にその活動に参加していたからである。彼は拾芳会員を前にして拾芳会とロータリークラブの関係を次のように述べた。「この Rotary Club の趣意こそ我拾芳会の本意と合致するものにして、Rotarians が各自己の職業及企業に対して忠実に至誠を以て之を努め、其職業をして功利の犠牲となさずして之を以て人類に対する奉仕の観念を以てせば、其業に忠勤することがやがて人類に奉仕することとなり、我拾芳の趣旨に外ならず。Rotarians は Service above Self を以て標語とする如く、我会員も亦この志を以て勇往せざるべからず。余が御身等に学資を補給して今日あらしめたる所以は御身等をして社会に寄与するところあらしめんとの願望を以て学資を支給し、且今日迄御身等を見ること其子の如くし、其成業其出世を希望せることは其父兄に譲らざりしなり。之は Rotary Club の憲法に於て規定せる主要項目の一たるなり。Rotary の motto としては、Service above Self といふこ

と、今一つ He profits most who serves best といふことがあるが、この第二の motto こそ何人も世に出で種々の職業に従事しつつある人々が心得べきことにして、何人といへども社会奉仕、人類共存の精神の念を以て之に従はんか、必ず奉仕の徒労にあらずして必ず酬ゆるるものにして、かくして彼は尤も利するところあるべし。尤もこの利益と称するのは単に有形物質的のもののみにあらずして無形精神的のものも包含するものなるが、有形的の財富の上に於ても、又名誉声望の上に於て尤も利するものなること幾多の実例あることなればなり。故に拾芳会の趣旨も又人類共存の精神に基くものなれば、この拾芳の趣旨を体して努力せんか、会員の将来や必ず赫灼たるものあらん」と。

昭和3（1928）年、一方で普通選挙が実施され、他方で3.15事件と治安維持法改正があり、それを受けて4月20日に第55回議会在が招集され、そこで尾崎行雄ら野党議員から、思想国難、政治国難、経済国難に関する決議案が提出され全会一致で可決された。共産党事件に関わる思想国難に対しては政府が刑罰のみでこれに臨むのではなく、「環境を改善」する方途として教育による「思想善導」によってこれを行うべきとし、政治国難では主に選挙に関わる不正（選挙干渉等に公然と容喙する内務大臣の責任、あるいは選挙で事務官や警察権までも自由に政党が動員する在り方など）が問題にされ、また経済国難では生産能率と分配の正義、国民負担の軽減について調査会を設けることなどが論点となった。⁽¹⁰⁾

こうした国難のさなか、平生は経済問題では自由貿易に活路を見出そうとしていた。昭和3（1928）5月20日に東京拾芳会のメンバー30人ほどで春の遠足を行い、晩食はいつものように牛鍋を楽しんだが、この時の平生の話題は自由通商であった。後述のように同年の1月14日に大阪自由通商協会が設

(10) 『立憲政友会史 増補版第6巻』472-476ページ。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

立され、以後彼は協会のために必死で活動していたのだが、彼はその意義を拾芳会員に次のように説いて聞かせた。

「今日日本として尤も憂ふべきことは日本人に独立自主の意気漸次消散し行くことなり。昔は武士道の感化に依り国民の最上級に在りて社会を指導せし武士及武門出身者は武士道の精神に依り責任感強く、又依頼即ち他力に頼ることを以て無上の耻辱と心得居りたるため、政府の保護や他人の助勢を以て身を起し力を得んことを求めざりしが、近来所謂文化教育を受けたるものは強を挫き弱を助くる如き武士的魂を失ひたる、否養成せざるを以て利己的観念は益々熾になりて、単に弱を助くるの義心なきのみならず何事にも他力を頼み他勢を利用して自己の利益を図らんとするの念益々強を加へ来りたるを以て、事業に於ても政府の助勢を藉らんとするの念益々熾んとなり、或は助成金、或は補給金、補助金に関税の賦課又は引上等を要望するもの益々続出するに至りたるが、政府は之を以て民心を得、同時に歳入の増加を得んとして保護関税政策を高調しつつあるが、如此きは益々日本人の自主自立心を失はしめ、卑屈懦弱に趨かしむるものなれば、大に之を排斥せざるべからず。この趣意を以てこの協会を設立したるものなり。余は一国の盛衰興廃は一に国民の自主心の消長に依るものと堅く信ずるを以て全力を挙げてこの運動に参加、否leadせんとす。現に政友会が主張し実行せんとする鉄鋼、材木の関税引上の如き、徒らに欧州戦争中に於て暴騰せる鉄鋼の価格を見込みて濫りに新設し又は拡張せる製鉄会社を救済し、煙なき溶鉄鑪を復活し、辛ふじて損失を見ながら製鉄に従事しつつある数名の富豪が有する製鉄所を救はんとするものにして、之れがため迷惑を感ずるものは多数の鉄工業者と其職工と併せて鉄器類の需要者にあらずや。材木関税も亦之に類す。故にこの関税の増加に依り重き負担を課せらるる国民の大多数は之に反対せざるべからず」。こう述べて平生は彼等の「独立自主の精神」を養うよう大に激励する。

彼の自由通商論を根底から支えていたのはこのように武士道精神にあり、それが同時に日本経済を自立させ、これが世界経済と調和したときにこそ世界経済は平和裡に循環すると考えていたが、この発想は1929年恐慌とその後の大不況時にも基本的に変ることはなかった。昭和5（1930）年8月10日に第12回拾芳大会が開かれ、そこで平生は恐慌の原因を次のように説明した。そもそも今日の不景気は世界的である。金解禁や緊縮財政は原因の「小部分」に過ぎない。我国の不景気は「輸出の大宗たる生糸及棉布の輸出大減退と価格の大暴落」である。生糸の輸出大減少は米国の景気後退と人絹の進出のためであり、棉布の輸出大減退は「印度の高率関税の設定とガンヂーの反英運動の一手段として外国品の不買同盟」の結果であり、それに加えて銀貨の大暴落で中国への輸出が大打撃を受けたからである。もしこうした外的要因がなければ、「人心の沈衰、商工業の萎靡」は生じていないだろう。したがって「姑息なる内国的政策」、つまり保護関税でもって救済しようとしても「労あって功なし」というべきである。

「元来この世界的不景気の主因は世界の大戦争」である。交戦国は戦争に忙殺されている間に、アメリカと日本が盛んに生産を拡張して交戦国に供給した結果、両国の生産力は大に増大したが、終戦となり、交戦国の産業も回復すると、「中立国に中立類似の交戦国に於ける生産が overproduction」となったのは当然であった。加えて、大戦中、世界の各国民は必需品を他国から輸入することは交戦国として不利の上もないことなので、「自給自足の政策を取らざるべからずとの信念が瀰漫」し、「互に関税の障壁を高めて外国品の輸入を防圧」することになった結果、ますます各国の特産物は大いなる生産過剰を生ずることになった。これが現在の世界の産業の状態である。「左れば我国の不景気も世界的に救済策が実行せらるるにあらざれば真の回復は不可能と思ふ。しかして如此き事は一朝一夕に行はるるべきにあらざれば、国民は所謂臥薪嘗胆の覚悟を以て之に当らざるべからず。即ち生活程度

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

を自己の収入範囲に止め、以て籠城せざるべからず。……此時に於て我拾芳会員こそ其特色を發揮すべきものと思ふ。特色を發揮するとは各自が拾芳の精神を奉じ、其職に忠実、其業に精進し、独立を得、其職其業を通じて国家に社会に人類に貢献し奉仕する覚悟を以て精進すべしと思ふ。国乱て忠臣出で、家貧にして孝子出づるが如く、……拾芳会員として異彩を放つ時機に会したるものなりと思ふ」⁽¹¹⁾云々。

大不況が世界的にますます深刻化していった昭和6（1931）年の拾芳大会では、平生は次のように語っている。「富力の蓄積と権力の獲得を以て人生の最大幸福を得る唯一の道なりと心得居る米國に於て、この大不況と失業群の現出を見て如何に理解するや。之を如何に説明せんとするや」。「この世界的不景氣を打開せんには國際的協調の外ないのである。現在の如く他國を貧乏ならしめて自らを富強ならしめんとする如き利己的資本主義を超越しなければならぬのである。拾芳会の精神たる人類共存の主旨に則り全世界の國民が協調と統制を保たねばならぬのである」。では、わが國はどうであるか。「我國に於ては功利のためには手段を択ばざるの習慣あるのみならず、寧ろ之を奨励せんとするの傾向なきにあらず」。明治以後の学校教育を見れば、濫りに学業成績について競争させ、大学では首席卒業者には恩賜の銀時計を

(11) ところでこの拾芳大会には大恐慌の話とは別に平生には気にかかることがあった。東京高等学校長塚原政次の紹介で糸川英夫という學生を平生の奨學生にしてほしいとの懇請があり、平生は「他日医学を専攻せんと志望を抱けるものなれば、甲南病院の医員として献身的に奉仕する決心ありや否やを確めたる後採用に決し、本年8月10日に行ひたる拾芳大会には是非共出席すべく申遣した」のに、当日には病氣を理由に出席できないと連絡してきたのである。その後何の連絡もないので、平生は拾芳会に加えることはできないと塚原校長に手紙を送っている（昭5.8.20.）。二日後の22日に英夫の父より葉書が届き、それによれば、「英夫は植物採集中虻に刺れ局部を切開したるが、淋巴腺に毒が浸入せし為め入院を要することとなりたるため本年は來寓する能はず」との説明であったが、それが事實であったかはさておき、もし甲南病院の医師になっていれば、ペンシルロケットをはじめ日本のロケット研究はさらに遅れていたかもしれない。

与え、官吏の登用は点数で決める。だからこそカンニングが流行る。こうした教育を受けて世に出れば、容易に欧米伝来の個人主義に心酔感染するのは当然である。また政治の世界に目を移せば、政治家は徒らに政権の争奪に汲々として国家の現状に関心を抱くもの少なく、倒閣運動には手段を択ばない。実業界でもまさしく労資協調こそ今求められているのに、「資本家は極端なる資本主義を以てあらゆる利益を自己の手に収めんとし、労働者は之に反抗してあらゆる剰余価値を自己の手に帰せんと間断なき争議に資本と労働を浪費しつつあり。また資本家に於ても互に鎬を削て競争し、自己の富力をやが上に増加せんとして手段を択ばず、或は国家の補助を要求し、或は関税の引上を強望し、或は官吏を買収し、或は代議士に贈賄して恬として耻ぢず。しかし一面に於て共産主義の如き思想を醸成しつつ蔓延せしめつつあり。我国は何処に向つて行きつつあるやを疑はざるを得ず。之は我國民に拾芳の精神たる人類共存の信念が欠如たるが為なりと思ふ」云々。

昭和7（1932）年8月14日、第14回拾芳会大会では満州問題をテーマにして日本を取り巻く内外情勢が如何に厳しいかについて熱弁をふるったが、これ以降、平生の拾芳会に対する考えに変化が見られるようになった。その一つは拾芳会会員採用に当たって医学と純正理化学に限定することに決めたことである。同年9月21日の日記に彼の決心の理由が記されている。

「余の agent として社会国家に貢献し得る良材は実に稀にして、余の期待に反すること少々ならず。今や余も老齡となり、この事業につき余の片腕として努力しつつある妻も亦年齒漸く老いて、従来如く実践躬行以て門下生指導訓育の務を全ふする能はざるを以て、二三年来養成すべき学生は余が目下建築着手中の甲南病院に奉職して仁者として病人の爲めに献身的奉仕をなすことを誓約せる医学生と、我国の現状に即して無尽蔵か無価値の原料より有価値の物資を創造し得る理化学研究をなし得る純正理化学の研究生のみを採用すること」に決めたとある。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

そしてさらに昭和8（1933）年12月19日に開いた拾芳会寮での忘年会が終わった後、彼は数人に対して最近の寮の状況について感想を述べている。「寄宿舎は共同生活の実習所なれば、人はこの小天地に於て社会生活の標本を体験するものであり、吾人は社会に出でて如何に身を処すべきか、社会のeach memberが如何に身を処することに依り社会の安寧と秩序を保ち、吾人は互に幸福なる生活を営み得るものなるやの一端を教えるものであり、寄宿舎生活に於ては互に規律を守り互に譲り合ひてこそ互に愉快なる生活を送り得るもの」であり、「拾芳寮も其趣旨を以て自治的の寮舎として今日に至」たのだが、最近は寮生が著しく少なくなり、寮として成り立たなくなっている。したがって寮を閉鎖することにしたと。寮の閉鎖とともに、昭和9の第16回拾芳会大会では拾芳会を財団法人とし、平生から離れて独立法人にすることが発表される。

拾芳会は平生の手から離れても、事あるごとに彼らと話し合いの場を持っていたし、戦時下、彼が脳梗塞で倒れて以後も彼らは彼の力となって働いた。やがて本土では連日空襲警報が鳴り、国民が逃げ惑うような状況下、昭和20（1945）年3月10日には所謂「東京大空襲」があり、そして次々と全国土が焼夷弾で焼き尽くされた。平生邸も危険となり、3月20日、拾芳会員の戸塚端が来訪し、軒下を壊して穴を掘り、そこに食料、衣料などとともに貴重な日記を埋めた。こうしてこの極めて貴重な日記は消失から免れたのである。

なお『拾芳』第24号（昭和10年）によると、この時点で拾芳会員は126名で、平生太郎ら会友25名、そして死亡会員は11名であった。なお拾芳会が財団法人として正式に文部省から認可されるのは昭和14（1939）年2月27日で、以後10年間で学生12名を養育してきたが、終戦を挟んで、昭和24（1949）年に、戦後のインフレなどもあり財政的に行き詰り、学生の養成を打ち切らざるを得なくなり、昭和27（1952）年4月11日の理事会で解散を決議し、昭和33（1958）年文部省から正式に解散の認可を受けた。残余の財産は同年一旦

甲南病院に寄付されたが、最終的に甲南学園に譲渡され、現在「甲南学園同窓会館（平生記念館）」として利用されている。⁽¹²⁾

(5) 理化学の基礎研究の場としての大阪帝国大学の創設

平生は甲南高校設立の理念に“one hole one key”を掲げてマスプロ教育を排したが、日本人全体を考えると、一人ひとりが「物を考へる」習慣が欠けていたことは、帝国大学を優秀な成績で卒業した学生ですら何ら変わることがないことを平生は日常的に見ていた。それは例えば日本の大企業には研究所らしい研究所がなく、ひたすら外国企業からパテントを買うことで満足していることからわかる。昭和4（1929）年11月26日、国際連盟事務局次長杉村陽太郎を大阪実業会館に招いて話を聞く機会があったが、その内容は平生にとって衝撃的なものであった。すなわち、ある独逸の工業家が杉村に語ったところによると、「日本にては独逸より高価を払ふて patent を購ひ帰り、関税の保護に依り其業を営むも何等の研究をなさず、現に日本の工業会社に於て研究所を有するものなきことが之を証明す。故に独逸に於ては其技術が科学的に進歩して旧 patent は用をなさざるに至り新式の技術が応用せられつつあるも、日本は旧式に依り関税の保護に依り漸く其生命を維持することとて、常に独逸品には対抗する能はず、何年を経るも独立せる産業となる能はざるなりと」。

更に興味深い事例を平生は、後述する川崎造船所の強制和議をめぐる議論の過程で取締役川崎芳熊から次のような話を聞かされ唖然とする。すなわち「前社長松方幸次郎氏の方針は日本の技師は無能力なりと一概に排斥し、外国の patent に依りて優秀なる業跡を挙ぐることが工場経営の要諦なりと確信し、外国の patent にして有利と見たるものは隙さず買収し、十中二三が

(12) 山内純吉『『拾芳会』について』『甲南大学総合研究所叢書』18、1989年、39ページ。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

有効なれば足りると唱へていたと。これに対し平生は、「今や我国の工業は其製品を海外に輸出し外国製品と free competition をなさざるべからざる時期に遭遇せり。我国の如き原料に乏しき国柄に於ては之を加工して海外に輸出せざるべからず。内地の需要なれば関税の障壁を高くして外国品の競争を防止し得べきも、輸出品は我国技術家の能力如何に存す。しかして日本人の頭脳は決して欧米に一步も譲るものにあらず。窮地に陥れて激励せば必ず知恵を絞りて外国技術者と対等若くは之に優るの発明をなすこと疑なし。故に自己工場といへども自己の技師を養成し、また研究に熱注せしめずして patent に依頼する如きは結局工場を行詰を生ずるの外なるべし」と(昭7.9.18.)。

平生らを中心に大阪ではかねてよりパテントをめぐる、また外国製品との競争をめぐる盛んに議論が交わされていたようであるが、そこから「現在の医科大学を基本として之に理科を併設して総合的の帝国大学を建設せんとする気運」が高まり、柴田善三郎が大阪府知事になると、昭和5(1930)年頃から帝大建設運動がにわかに積極的になっていった。平生たち大阪財界人は知事からの協力要請に応じて、井上準之助蔵相を訪問し、帝大設置の諒解を求め、了解を得る。貴族院では、彼らは、大阪は輸出工業の中心地で、原料を輸入し加工品を輸出し、国際貸借をバランスさせようと努めているが、我国の工業の多くは外国からパテントを買い、それによって製造をしているから、それ以上の進歩は望めず、「我国独特の発明」で外国製品に勝とうとすれば、理化学の「基礎的知識」の研究を行う大阪帝大は必要不可欠だと説得した。

帝大設置案は貴族院を通過したが、「文政審議会の議に付するを要す」との附帯決議が付いていた。昭和6(1931)年4月11日の審議会で平生は、「工業的基礎知識を涵養すべき理化学の最高研究所たる大阪帝国大学理学部を創設することは国家百年の長計」であると熱弁をふるい、採決の結果12対

1の圧倒的多数で可決された。

だがこの日本の外国パテント依存主義は簡単に克服できるものではなかった。後述のように、戦時体制下、満州国の昭和製鋼所はドイツやアメリカから繰り返しパテントを購入してテストをしているが、その結果が出ないうちに新規のパテントを購入するという失敗を繰り返し、自ら経営を追い詰めていったのが現実であった（昭15.1.24.⁽¹⁴⁾）。

(6) 平生夙三郎の女子教育論

i 女子教育の要は人間として全人格を自覚せしめるに在り

平生の教育への関心は女子教育にまで及んでいた。大正9（1920）年には甲南中学校の女子版ともいうべき甲南高等女学校が創設されるが、彼はこれにももちろん積極的に協力している。だが彼は特にキリスト教系学校の教育には並々ならぬものを感じていたように思われる。大正12（1923）年、平生はカトリック系の聖心女子学院が東京から関西に進出するにあたって御影鴨子ヶ原に学校の敷地を紹介し（大正15〔1926〕年おぼやし⁽¹⁵⁾に宝塚の小林に移転）、ま

(13) 昭和製鋼所のルーツは1918年5月に南満州鉄道株式会社（満鉄）の事業所鞍山製鉄所に遡る。これとは別に昭和製鋼所は当初朝鮮の義州に生産拠点置いていたが、経済不況のため一旦生産が中止され、その後1933年に鞍山に移転して生産を再開し、1933年6月に鞍山製鉄所と合併する。1944年4月に同製鋼所は統制経済の強化をはかるため本溪湖煤鉄公司、東辺道開発会社の2製鉄および光建設局とともに満州製鉄株式会社として再編される。1947年に閉鎖される（松本俊郎「1940年代後半における昭和製鋼所の製鋼工場」『岡山大学経済学会雑誌』第30巻第1号、1998年、44ページ）。

(14) この問題はすでに解決されているかと言えば、そう簡単ではない。『日本経済新聞』（2021年12月12日、朝刊）によれば、新型コロナウイルスの国産ワクチンの開発は遅れていて、輸入に頼っているのが現状である。また医薬品の2020年の貿易赤字は2兆3613億円にのぼっている。

(15) 現在では通勤通学列車などでは女子専用車両は珍しいことではないが、東京でこれが導入されたのは明治45（1912）年。では関西ではいつごろだったか。ウィキペディアによると、阪急では「1933年（昭和8年）の神戸女学院の神戸から西宮への移転と同時に、女学生の風紀を守るためとして、今津線門戸厄神駅まで神戸から

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生 鉦三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

た日本キリスト教女子青年会（YWCA）幹事で昭和4（1929）年に恵泉女学園を創立する河井道が、親交が深かった津田梅子創設の津田英学塾の学生伴馨子を伴って平生を訪問しアメリカ留学のための渡航費用の補助を願い出たとき、彼はこれを大いに歓迎し、次のように述べて補助を了承している。すなわち、今日まで青年のみを養成の対象としてきたが、男子のみでは社会の進歩は「跛足的」にならざるを得ず、従って「男女協同して其改善向上」をはかってゆかねばならない。「嘗て女子学生を養成し、又は其学資を補助したることなけれども、前述の趣旨に合致して社会国家の為に努力せんとする女学生なれば其補助を吝むもの」ではないと。彼女は5年間アメリカに留学することになっていたが、平生は次の言葉を付け加える。「米国生活は彼女をしてアングロサクソン婦人の摯実なる気風に同化するを得せしむることならば、余が給与せる金壺千円も尤も有意義なる投資」と言うことができ、こうした婦人が増えることはかつての女大学風に育てられた古風な婦人、又は軽佻浮薄の「文化的婦人」にも感化を与えることができるだろう（大14.5.18.）。なお、昭和16（1941）年に日本キリスト教連盟によって7人の使節団がアメリカに派遣されたが、そのメンバーのなかには賀川豊彦らと並んで河井道も名を連ねていた。

直通する神戸女学院貸切車（1両編成）が通学時間帯に一日に2本運行」とあるが、平生日記には昭和4（1929）年に既に導入されたことになっている。昭和4年4月26日の日記によると、「先日 Rotary 午餐会の折、余は会員にして阪急電鉄の重役たる速水太郎氏に、仁川に関西学院が新設せられたるため学校の始業時間が同時なるを以て聖心女学院の女生徒と関西学院の男生と全時に乗車することとて非常なる congestion を生じ、関西学院の生徒中には全校生のため special car が設備せられたるにも拘はらず、女学生が乗込める普通車に押込み来たるもの少なからず。ために女学生の迷惑は少々ならざることを伝へ、女学生のために西宮北口より小林まで special car を用意せんことを相談せしに、氏は早速会社の運輸課長に之を伝へられ、全課長に実地の検分をせしめたる結果、数日前より女学生のため special car が用意せられ、ために聖心女学院の女生は関西学院の男生のため不快なる圧迫を被むることなく安んじて通学をなすことを得たりとて両親は大に喜べりと聞き、余も余の suggestion が早速に有効なることを得て大に満足」であったと記されている。

また平生は、桜楓会（日本女子大学同窓会）で20数名を前に次のような講話をしている。日本の婦人は、古来、夫唱婦随とか、女子百年の生命は男子に依るとか、女子教育の本領は良妻賢母とか、要するに「女子の全人格を認めざるを以て今日迄の訓」としてきたために、女子もまた自己の運命は良人によって定まるなど「女子には自主的生命なきものと観念し」、こうしてこのような「信念が女子の一生を支配することが日本の女子が何れの点に於ても男子に勝る、能はざる主因」であると思う。だが男女は生理的に異なっているとしても、「天稟の知能に於ては霊的要素に於て」は異なるところはないし、その活動分野に従って同一の責任を果たすべきなのは言うまでもない。そうだとすれば、先決問題は、初めから良妻賢母を求めることではなくて、「人としての観念を涵養」すること、「完全なる人としての修養」を大切にすることである。とすれば、「女子教育の要は女子として人間として全人格を自覚せしめるに在り」と（大14.11.12.）。

ii 羽仁もと子の自由学園⁽¹⁶⁾

羽仁もと子は日本初の女性ジャーナリストで、また家計簿の考案者としてもよく知られた存在だが、それと同時に大正10（1921）年に、高等女学校令に依らない、つまり政府の規制から自由な学園を創立し、夫の吉一とともにユニークな学園経営を行ない、昭和13（1938）年には北京郊外に15才から18才までの20名の女子を対象とした「北京生活学校」を開設する。上記のような女子教育に対する進歩的な考えを持っていた平生は、昭和13年に寺内寿一

(16) クリスチャンの彼女がなぜ「自由学園」を設立したのかについて、昭和3年11月に次のように語っている。「自由学園は一私人の機関ではない。神の国の公器である。神至上主義の生きた団体が、ことに現在の世界に必要であり、それがまた永遠の本当の教育のたましいでなくてはならないために、自由学園は生まれることを許され、存在することを許され、また永く生きなくてはならないのである。……我らに来る至上命令は、第三インタナショナルの幹部からでなく、マルクスでなく、天にいます我らの父なる神からでなくてはならない」（羽仁もと子『平生を語る』、日本図書センター、1997年、137ページ）。

軍司令官最高経済顧問として中国に赴任するのだが、7月5日に阪神大水害で甲南小学校が大被害を受け、急遽神戸に帰らなければならなくなった時、わずかな時間を割いて、創立されたばかりの同校を訪問している。平生は、「彼等は生活のための職業を修得して自身のため一家のため力を尽くさんとする念燃ゆるが如きを以て一同満足し、嬉々として其学修に努めつつあるは其容相にも言動にも顕はれ末頼母しき感あり」と感心し、彼女等に向かって次のような励ましの言葉を与えている。「支那には古来婦人、殊に高貴の婦人は労働せざることを以て尊しとし、労働は婢僕の業務として之を卑める習慣あり。之は尤も天理に適はざる習慣である。人間は高きと卑きと、男子と女子とを問はず、自ら働き自ら活ることが原則であり真理である。働かずして活るものは他人の労働に寄食するもので、他人は一人前以上の働をなさねばならぬ。故に働かざるものは他人の物を盗み食するのと同じことであります。……あなたがたが卒業して家に帰り、母や姉や妹にこの真理を実地を以て教訓したなれば、之を見聞せる人々は之を自覚して之に倣ふべく、かくの如き婦女子が多数となれば其国は必ず栄へることは間違ありません。そうすればあなたがたはこの支那をして立派な国とする先達となることで、こんな嬉しいことはありません」(昭13.7.7.)。

この北京生活学校生への平生の期待は、その卒業生が自由学園に留学生として来日し平生宅を訪問した時の平生の言葉にも良く現れている。「民族間の関係に不一致を生じたる結果、今日の如き戦闘をなすに至れるは全く両国民の誤解より生じたるものなれば、我々はこの誤解を解消して同一民族たるの真相に立帰り、日支相携へて相互の幸福を享有することに力を尽くさざるべからず。支那に於ては婦人の力中々に強ければ、一同が日本に在りて日本人の何物なるやを会得し、帰国の上は日本人は決して支那人に向つて害を加へんとするものにあらず、一視同仁衆と共に楽まるる陛下の大御心を体し、支那四億の民衆のため、指導、助力を吝まざるもの」であり、「日支親善の

連撃」を望んでいる（昭14.1.12.）。

だがこうした平生の教育に対する思いとは裏腹に、日本の教育体制は益々自由を失っていった。特に私立学校はその存続の危機に曝されはじめた。昭和16（1941）年2月22日、東京にある43の私立学校が組織する協会の代表者6名（自由学園からは主事）が平生宅を訪問し、昭和16年に発布された国民学校令により私立小学校が漸次圧迫される傾向にあるから、全国の小学校が協会を組織し、私立小学校の「特殊理念を宣伝して其存在を脅せられざるよう結合を固くする」必要があり、甲南小学校理事長でもある平生にその会長を依頼しに来たのである。

平生は多忙のためこれを辞退したが、この会長云々は別にして、平生の自由学園に対する評価は変わるところか、むしろ高まっていったかのようである。戦争さなかの昭和17（1942）年9月27日に自由学園男子部（昭和10年開設）の卒業式に招待された平生は次のように祝辞を述べた。「この男子部は普通の官公立や私立学校の如く政府の許可を得て設立せられた学校でなく、羽仁先生御夫妻の独自の考案で創設せられたもので、官尊民卑の遺風が未だ国民一般の心裡より払拭せられず形式尊重の観念が去らざる現代に於て、かかる企が果して不成功に終らずや、と羽仁両先生と相識の余として多少の懸念なきにあらずでした」。北米合衆国が今日のような隆昌を来たしたのは、社会に出る青年には機会均等を与へられているからで、これに対し日本では、青年の待遇は「政府でも民間でも学校の資格や学業成績の如何に依つて決定するの習慣」は未だに存在している。彼の自動車王として有名なるヘンリー・フォードの社員採用法によると、「自分の会社に採用するには肩書もいらぬ、履歴書もいらぬ、其人の働き振如何が表示する。自分は其人の過去の歴史を買ふのではない、人物を求むるのである。……ハーバードの卒業生でも監獄を出て来たばかりの者でも自分の前には同様である」。大東亜戦争は、「其緒戦に於て歴史未曾有の大戦果を収めましたのみならず、其後皇軍

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

は空に陸に海に連戦連勝、今や印度、太平両洋の制海権を把握いたし、大東亜共栄圏内の空にも陸にも敵影を見ざることとなり、「八紘を以て宇となすとの御神勅が実現の緒に就きたるものと日本臣民として慶福之に過ぎたるものなし。さりながら之に依つて大東亜戦争は完遂したるものでありませぬ。……聞くところに依れば米国政府は今後は潜水艦と航空機の製作に熱中し、1945年には驚くべき多数の航空機と潜水艦を有するの準備をなしつつあります。されば我国に於ても之に対抗するの用意を怠つてはなりません。物資は不十分で、労務者も払底している今日、長期戦を戦うには人的物的要素を合理化・能率化する以外にはない。「諸君は今や実力本位の教育を受け、……実力を以て世に立たんとせる青年戦士であります。かかる青年こそこの国家の盛衰を賭して聖戦の完遂と新秩序の建設と世界の平和に寄与せんため戦ひ抜き勝ち抜かんとする我国の為好個の働手であります」。

以上の祝辞において、平生は、緒戦の連戦連勝は喜ぶべきことだが、膨大な資源と資金力で潜水艦と飛行機の政策に転換し、それに加えて何事にも機会均等が保証され、社員採用法でもハーバード卒と監獄出を区別しないアメリカに対し、相も変わらず学歴主義から脱することができない日本で、「自働自活を以て創立の本旨」とする本校を開校した羽仁夫妻の果敢と達見には感服し、今後の日本の興廃存亡はこうした訓育錬成を受け、独立独歩、皇国のために私を忘れ己を棄てて奮励する青年にかかっていると日記に記す。

平生がこれほどまで推奨する自由学園であったが、昭和17（1942）年6月のミッドウェー海戦での大敗北を機に日本軍は完全に劣勢に転じると、なぜか教育現場でも自由学園に対する雲行きが怪しくなってきた。昭和18（1943）年8月10日の日記には以下のような記述がみられる。この日羽仁もと子が来訪し、彼女は平生に「世間の風聞によれば自由学園の如き特殊の学校は廃業に決せりと噂」があるので、岡部文部大臣⁽¹⁷⁾に学校の実情を見てほしいから紹介状書いてほしいと懇請した。平生は「廃業の理由は不可解なれども、或

は名称が自由学園といひ、女子部も男子部も文部省の認可を経ずして創立し「経営」をしていることを以て、文部省の旧体制型の官吏がそのように言いふらしているのかもしれないが、いずれにしても不可解である。そこで平生は文部省に電話し、文相との会見の場を設けることを羽仁に約束し、紹介状をその場で書いて彼女に手渡している。

その後平生は岡田文部大臣に2～3度会見し、自由学園の教育方針等を説明し、決して「国体精神」に背反するものではない、「寧ろ日本人としての教育を実現」しようとしている旨を述べ、その結果昭和18年9月28日にやっ

-
- (17) 岡部長景は岸和田藩藩主長職の嫡男として明治17(1884)年に生まれ、東京帝大を卒業後外務省、宮内省を経て東条英機内閣の文部大臣となる。平生との関係で言えば、平生家が岸和田藩に仕えていた関係上、明治維新後も平生は同藩の財産管理を引き受ける。例えば文部省唱歌「牧場の朝」でも知られる福島県の岩瀬牧場。この牧場は、明治13(1880)年、明治天皇の指示により開墾され、その後伊藤博文内閣により宮内省直営と指定され、明治23(1890)年に岡部長景が地代800円で経営を引き継いだ日本でも由緒ある西歐式牧場として知られていたが、経営は苦しく、長景の代には如何にして手放すかが問題になっていた。大正15(1926)年10月21日、平生は岡部長景の依頼を受けて牧場の経営状況の視察に赴き、それを基に翌日の22日に彼と次のような会話を交わしている。過去の収支に関する細密なる数字及未来に対する牧場長の予算を詳細に知らなければ、広大な山林、畑地、及び家畜を如何に有利に経営すべきやについて何等の成算はない。ゆえに十日間位で平生の質問に対する回答が送られてくるはずなので、その数字等を勘案して自分の確定的意見を陳べるつもりだと告げると、岡部は「今日迄全牧場が損失に損失を重ねて何等の収益なく、偶二回程配当をなせしも之も蝸配当にして、担当者が自己の立場を擁護せんとして資金を浪費して一時の甘心を買はんとしたる陋策にて、為めに牛質は非常に低下したるなり。而してみな担当者、人を得るや否やにて決すべき問題なるも、不幸にして創業以来人を得ず。……社長として実力ある人を置かざるべからず。而して其人は business idea を有し部下の人々が敬重する人物ならざるべからず。如此き人は余を措て他になければ是非共に余に責任のある地位に在りて、たとへ一々相談に乗らざるも如此き有力なる人が社長の職に在りすとすれば一同緊張して事業の成績も良化せんと思へば是非余に社長の椅子に坐せられたし」と懇請した。平生はこれを断ったが、昭和4(1929)年1月16日に、岩崎久彌男の家庭事務所を訪問し、「岡部家財政上の癌ともいふべき岩瀬牧場が偶好買手ありて処分済となりたることは全く久彌男が紹介せし穴倉氏が率先整理の任に当りたること、今回好希望者を物色せられたる結果にして、久彌男の厚意に対し感謝」している。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生飴三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

と文部省の承認許可が下り、羽仁もと子は謝意を表するため平生を訪れている。

昭和19（1944）年5月20日、平生の仲立ちで、自由学園はやっと念願の岡部文相招待にこぎつけることに成功した。羽仁夫妻が文相を各教室、さらに寄宿舎までも案内し、文相はすっかり満足したようであった。翌5月21日には羽仁もと子は娘恵子を伴って感謝の意を述べるため平生を訪問し、次のような会話を交わしたことが日記に記されている。

「文相が自由学園を視察し、二時より八時四十分迄、晚餐を共にし、生徒の会食を見たる後、生徒全体に対して約四十分にもわたる長訓示をなし、非常に満足を覚へたるが如き状況にて引取られたるを見て、羽仁夫妻は勿論、其同校に教鞭を取れる職員、其他の関係者も満悦を感じたるが如し。これ全く岡部文相が普通の官僚式文部大臣にあらずして能く教育の真相を認識せると、又一面に平生氏が文相と至極昵懇なる間柄なるにより、然して二十五年前に政府の画一主義、詰込み教育の害悪少なからざるを諒知し、自ら進んで真の教育を施さんと甲南高等学校を創立せる真意を諒知せるとにより、昨日は愉快に半日を過ごせるが如し。之ぞ自由学園を二十三年前に創立せる羽仁夫妻の満腔の喜悦を感じし所なりと思ふ」。

(7) 甲南高等学校校長を辞す

昭和16（1941）年11月3日の明治節、平生は講堂で学生に次のような訓話をしている。「今や世界は動乱の巷となり」、とりわけ「日米交渉の結果は未知数なるも、一触即発の危機は目睫の間に迫りつつあり」。一旦戦争が勃発すれば、日中戦争にすでに4年を費やしていることからしても必ず長期戦になるのを覚悟しなければならぬ。そうなれば物資の欠乏はいっそう深刻となる。だが日本はこの戦争の意味をよく考えなければならぬ。すなわち「勝利を得て大東亜より英米其他欧州の勢力を駆逐し、亜細亜は亜細亜人の

亜細亜なるの事実を表現するを得んか、皇国、この広大なる地域十数億の住民の指導者として皇威を八紘に輝し、日本民族をして天照大神が天孫に下し賜ひたる御神勅を実現するものにし、我々現下に生を日本に受くるものの榮譽や之に過ぎたるものあらざるべし」。

欧米人に支配され続けてきた十数億のアジア人を日本人が指導者となって解放するのは「天照大神が天孫に下し賜ひたる御神勅」の実現であるが、資源の乏しい我国にとって戦争に伴う莫大な出費は大問題である。これについて当時日本製鉄を率いていた平生は機会あるごとに、これは解決不可能ではないことを強調する。第一に、アメリカが鉄鋼生産に不可欠な屑鉄の日本への禁輸を決定したが、これは技術開発によって屑鉄の比率を下げることに成功すれば解決できる。第二に工具と技術者を相互に信頼せしめ、「上下一致、安を愉まず労を厭はず奮励せしむるよう、総指揮者たる処長に於て自ら範を垂」れることに全力を注ぐこと。第三に日本の工場では機械の能率が低く、「機械も労務者も50%の遊休未働率」であるから、これを引き上げる。したがって第四に、以上の結果として資本の回転率を高めることに成功すれば、乏しい資源の問題はかなり改善するだろう。

平生が長期交戦の四条件を以上のように論じていた矢先の12月8日、「帝国陸海軍は西太平洋に於て米英軍と戦闘状態に入れり」、と午後1時大本営発表が飛び込んでくる。これについて平生の感想は、「真珠湾に碇泊せし艦隊に向って猛爆撃を浴せて、主力艦（旗艦）アリゾナ、外二隻と多数の巡洋艦に大損傷を与へ、アメリカ太平洋艦隊をして再起の勢力なきに至らしめたる如きは敵の油断に乗じたるものにして」、この作戦は日清日露戦争と「異曲同型」の「奇襲」という「海軍の常套手段」である。だが、この「奇襲」作戦は予想される長期戦に意味を持ち続けるには上記の4条件が早急に満たされなければならないが、世界を相手に、常識的に考えて夢の又夢であった。

昭和17年1月26日の甲南高校での朝会では、「今回の戦争に依り中華民國

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鉦三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

の人を併すれば七八億の人口が日本の統治下に入りたるものにして、一視同仁、共存共栄は陛下の厚き思召なれば、彼等をしてより良き生活を enjoy せしめんには彼等に物資を分与せざるべからず。されば今日已に欠乏せる物資の一部を中華民国人他にも分与するとせば、我々日本人は今一段の節約と消費規正を行はざるべからず」と訓話した。

同年2月15日のシンガポール要塞陥落について東京朝日新聞記者が感想を聞きに来たとき、平生は彼に向かって同じことを述べている。今回の日中戦争は「聖戦」と称しているが、目的は「常に共存共栄」で、「数億の民族をして陛下の統治の下に安穩なる生活を営ましめんとするに在り」。したがって大東亜共栄圏内には資源が豊富にあるとあって、「やらず、ぶったくり主義で獲得する」ことをしてはならない。むしろ日本の勢力下にある多数の中国人は極端に貧しい生活をしているので、彼らに満足のいく生活を享受させるには、南洋の砂糖や米などを彼らに分け与えなければならない。「然れば我日本人は現在以上に欠乏に耐へざるべからず。然らずして軍票や紙幣にて彼等の生産する物資を強制的に購入せんか、英米人と何等異なる処なからん。かかる行動は陛下の思召に悖るものにして、彼等数億の土民をして満足をなし、親日ならしむる道にあらず」。

昭和18年度の卒業式は9月17日に、また19年度は9月30日に行われているが、すでにサイパン島が陥落し、東條内閣が総辞職し、敗戦が色濃く日本を覆い始めていた。さらに平生自身昭和17年11月9日には脳血栓症で右半身の自由が利かなくなっていた。従ってこのころには平生の卒業式の式辞は昭和16年11月3日の訓示や昭和17年の二度の卒業式の式辞の時の勇猛果敢さともはや聞かれなかった。昭和19年度卒業証書授与式では、「人格の修養と健康の増進とを第一義とし、個性を尊重し天賦の智能を啓発する」甲南精神は神武天皇以来連綿と続く「皇統と皇道精神」に「基き創立以来今日に到るもの」であり、「卒業生諸子がこの精神を奉戴し擁護し、本校が無窮に存せんこと

を希望し、祈念するものなり」、これが結びの言葉であった。甲南本来の精神に立ち返ったかのようであった。

平生はこの卒業式で校長を正式に京都帝国大学を定年で退職する天野貞祐に譲るつもりでいたが、天野が盲腸炎の手術で延期となり、10月9日に校長退任式となった。平生はこの席に列した本校教職員、生徒および保護者の前で天野に校長のバッジ手渡し、彼等を前に平生が甲南高校の歴史を振り返り、今日に至った理由を語り、そして「今回天野先生の如き名校長を後継者として得たることを悦ぶ旨」を述べ、これに応じて天野新校長は「専心甲南学校創立の主旨を堅持し、余命を本校の為に尽くすべきことを誓約」して式は終了した。ちなみに、天野貞祐の第7代校長就任式は11月7日に行われた。⁽¹⁸⁾

(18) 戦後吉田茂内閣で文部大臣になる天野貞祐は甲南高校校長として平生の喜寿の祝いに「正しく強く働く人に幸あり」という平生のモットーについて語っている（『平生先生喜寿祝賀式辞—昭和十七五月廿二日—』『平生鈺三郎日記 第18巻付録』2018年、1-4ページ）。また天野は甲南高校の校長を引受けるに当たって次のようなエピソードを語っている。「西田幾多郎先生も御賛成ではありませんし、わたしはどうかして辞退したいと考えましたが、平生先生は非常に熱心で……どうにも辞退できなかつたのでした。……昭和19年7月京都大学を定年退職すると同時に、名実ともに甲南高校長と成りました。その際先生は父兄会において、天野を校長にえたことは天佑だと言われました。……わたしとしては、あらゆる誠意と努力とを傾盡したにも拘らず、……平生先生の期待に添えなかつたことは残念」であった（天野貞祐「平生先生の追憶」、『平生鈺三郎追憶記』、85ページ）。福井俊郎「甲南八校長運ニ恵マレヌカ」（『平生鈺三郎日記 第14巻付録』、2016、3-5ページ）では、天野校長と先生たちとの葛藤が記されている。

平生と天野とは、自由学園に関し今ひとつ興味深いエピソードがある。平生は上述のように羽仁夫妻の自由学園を何かと支援し、戦時中でも同学園を擁護したが、天野もまた戦後の自由学園と深い関係を持つことになる。彼は戦後文部大臣になり、その後1957年に自由学園の理事長に就任する。ちなみに彼も平生と同様、1973年には勲一等旭日大綬章を授与されている。甲南学園以来の二人の関係はこのように戦後まで何かの縁によってつながれていたのかもしれない（貝塚茂樹『天野貞祐』ミネルヴァ書房、2017年参照）。

2. 労資協調と消費組合

(1) 平生鈺三郎と岡本利吉

大正9年の大恐慌のさなかでも贅沢な園遊会を楽しみ、解雇され、あるいは解雇に怯える労働者たちのことは歯牙にもかけない富豪たちに対して苦々しく思っていた平生だが、第一次大戦末期、彼は岡本利吉という人物の存在を知る。彼は明治18（1885）年に高知県に生まれ、中学校を中途退学し、上京して東京郵便電信学校に入学する。平生が彼を知るのは、岡本が卒業後一旦逓信省に就職し、その後三菱倉庫（東京）の大阪芦分倉庫に勤務していたところである。平生が彼に興味を覚えたのは、彼が大阪朝日新聞に掲載した労働保険に関する論説で、その内容は「労働者と資本家と調和を図り、以て其衝突を回避する方法に憂慮」しているというもので、それこそまさに平生の発想と考えを一にするものであったからである。平生は同倉庫支店支配人川井源八とは知己の間柄で、彼を通じて岡本と一度会見することになる（大7.9.15.）。

大正7（1918）年10月6日、岡本利吉の訪問を受け、彼の考えを親しく聞く機会を持った。彼は「労働問題解決手段として推奨しつつある労働保険及労働銀行に関し詳説」したが、それに対して平生は、それに正面から答えず、次のように自説を述べた。「労働問題の解決は危険思想伝播を防止す可き最善の方案」であり、この問題を「解決せずして乱りに危険思想の防止撲滅を計らんとするも不可能」である。病原菌も「健全なる思想を有し、現状に満足せる人心には決して瀰漫する」ことはない。それはイギリスを見れば分かる。共産主義者も無政府主義者も自由に移住してきているが、その伝染力は甚だ弱い。「英国に於ては富豪、貴族は進んで公共の事業に尽力し、慈善救済の企画に勦力し、以て下層社会をして其堵に安んぜしめつつあればなり」。これに対し撲滅に必死になっているロシアやドイツではその伝染力は非常に激烈であると。

さらに労働問題に対するこの両極端を前にして、平生は次のように考えた。「我国の富豪を見るに、多数は唯自己の利益を眼中に置くのみにして公益には一顧だに与へず、汲々として私利を営み他の窮乏困苦を冷視冷嘲するのみ。是れ全く封建時代の遺習にして、彼等は封建時代に於て武士の圧迫の下に窘窮し、自己の安全、自己の安逸を計るに汲々として他を顧みるの遑なく、自己の擁護と私利の増殖に営々たり。……故に我国労働問題の解決を計らんには、先以て上流、否有産階級にして彼等の所有する財産は果して彼の精神上及肉体上の努力のみに依りて得られたるものなるや否やを検覈し、……彼の努力に因らずして社会国家の力に依れるもの」であれば、その財産は「所謂不当利得なれば、彼等は租税の如く法律上の要求に依るか、又は公共慈善事業の如き任意的寄与に依りて之を社会に還元すること至当」であることを悟了すべきである。

この会見を通じて平生は岡本と「抗争を前提とせざる労資協調」ということで意見が一致し、平生は岡本に応分の資金援助をすることを約束する（大8.8.4.）。同年8月13日に岡本は俣野健次とともに平生宅を訪問し、労資問題研究所設立の件につき、具体案を提案し、平生に同意を求めた。すなわち、名称は「企業組織改善協会」とし、後援者を10数名集めて組織を維持し、以て漸次労資協調を実現してゆくというもので、平生はこれに賛意を示し、年々6200円を寄贈することを承諾した。

8月21日には「企業組織改善協会」の趣意書が届けられる。それによれば、「資本家、労働者は生産に於ける対等なる二元素なることを確認し、二元素の協調に依りて生産の増進を計り、以て人類の福祉を増進せんことを以て大主義とするもの」とする。これこそまさに平生にとって「大に我意を得」るところであった。ただこの趣意書には不満なところもあり、例えばそれは労働者の知育徳育を向上させることに触れていないことであった。平生はこの問題については以下のように考えた。「先以て各工場に就きて職工長程度の

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

労働者にして多少の事理を解するものに就きて循々と労資平等の真理を説明し、労働者は時代に適應せる生活程度に要する労銀を以て自己相当の報酬たることを自覚し、其以上の利益は適當なる方法を以て資本主と分配すべきものなることを諒解し、資本主と相争ふは自己の利益を侵害し自己の報酬を減少せしむるものなることを會得せしめざる可からず」と。

大正8（1919）年11月25日、企業組織改善協會から企業立憲協會へと名を変えて大阪公会堂で第一回講演會が開催され、ここにその第一声が発せられた。平生もまた後援者の一人として参席している。岡本は企業立憲の趣旨を次のように説明する。「根本の憲法を、企業の団体では定款と唱えます。定款で定むべきことは種々ありますが、資本家も労働者も平等な団体の仲間であることを第一に定め、資本家は資本家同士で組合を作り、労働者は労働者同志で組合を作り、技師や事務員も同志の組合を作り、此の三つの組合が全く対等の資格で企業の経営に関係する。而して三組合から代表の議員を出して、企業の万事を其會議に依って行ふこととする」。さらに会社の資産、損益計算、利益の分配、積立金の処分などもこの定款で定める。⁽¹⁹⁾

次で京大教授佐藤丑次郎が「労資共助論」と題して、「労資は対等共立の精神に基き協調せざる可からざる」と力説し、さらに国民党代議士植原悦二郎は「産業組織改造の進路」という演題で熱弁を振るった。植原の演説の主旨は、「政治に於て専制政治は国民一般の幸福を計り国家の安寧を齎す所以にあらざるが如く、産業に於ても資本専制の制度は決して資本主・労働者相互の利益を増進する所以にあらず。……産業立憲制度は能く資本家・労働者の協調を全ふし、労働者の福利を増進するのみならず資本家の利益を促進すること明白なり。何となれば労資の協調は双互の能率を増加して産業の増殖を達成し、従て両者が享くるところの利益も多くを加ふればなり」。終戦と

(19) 岡本利吉『企業立憲の話』企業立憲協會出版部、大正9年、56-57。

ともに欧米では積年の階級対立が極端に達し、労資の協調を求めようとしても已に時機を失した観がある。我国ではこのような労資対立を回避するためには、明治維新を思い起こし、挙国一致して「三百年來占有したる侯伯及武士の特権、即ち自働自活を要せざりし地位を弊履の如く投ちたる義俠心、否果斷を發露せば、我産業界には立憲制度確立せられ、労資各其国家社会に貢獻する程度に応じて報酬を獲得するを得て、万民太平を謳歌するを得ん」云々と。

この第一回企業立憲協会講演会では、平生が描く労資協調論一色に覆われていたかの感があった。大正9（1920）年4月18日に、岡本が企業立憲協会の件につき平生郎を訪問した時も、平生はこの第一回講演会を例に挙げ、労働者が「若しこの主旨に頼らずして単に友愛会の如き烏合の集団を以て資本家工場主を脅威するに於ては、資本家は彼等友愛会の会員を以て過激なる暴力を以て我意を主張し、利己的慾望を達成せんとする暴徒視して彼等を排斥」し、労働者は不利益を蒙ることになるから、「企業立憲の旨意を奉じて工場毎の組合を組織し、工場主も亦之を助け」るべきだと岡本に説諭している。

この頃には岡本は活動拠点を東京の大嶋に移していた。その資金については最後にはやはり平生を当てにしていたが、それはさて置き、大正9（1920）年11月6日に岡本は平生を訪問して、「共働社」という購買組合の設立を計画しているのでその設立資金として1000円を貸与してくれないか、その頼みが今回の訪問の目的であった。平生はそれに快諾するのだが、あれほど熱心だった企業立憲協会はどうなったのか。それについて岡本が平生に説明したところによれば、「現代の組織を崩壊せずして労資協調を計」ろうとして、「單身この社会に身を投じ、一意専念、社会に奉仕せんとする」にも拘らず、「彼の努力に依りて尤も恵沢に浴すべき資本家階級の人々が毫も彼に同情せずして何等の助力を与へざるは真に思はざるの甚しきものといふ可く、斯の

実業家・教育者平生鈞三郎ひらお はちきぶろうにおける“liberate”な社会と軍事国家体制……

如くして彼等真面目なる労働問題の研究者をして資本家の迷夢を覚さんには平穩なる手段を以てすることは不可能」である。だが、現今のロシアや欧米諸国労資関係を見れば一目瞭然で労資の階級対立は凄まじく、「資産家は噴火口上」立っているも同然である。そうであるのに「我資産家は何故に覚醒せざるか。彼等は目前ノ鎔鉄の利を争ふことを知りて、彼等の背後には危険思想、破壊主義ガ虎視眈々として彼等を吞噬せんと準備しつつあることを知らざるか。実に彼等はこの点に於て短見浅慮といはざるべからず。知識あり恒産あり、世界の大勢を觀知し得る彼等、最も危険を感じる彼等にして自覺して労資協調の手段を講じて猶太主義の侵入を防止するにあらざれば、「日本主義も物質的欠乏と共産主義の思想の爲めに蹂躪せられ、三千年の長き歴史を有する我帝国も土崩瓦潰して野獸的争鬪の衝に変わるに至らんか」。

大正9年と言えば日本でも戦後の大恐慌が襲い、労働争議が頻発していたころである。企業も労働者も殺氣つき、平生や岡本が、まさにこのような時こそ企業立憲が必要であると考えたのだが、特に資本家はそれに耳をかさず、逆に園遊会を楽しみ、「目前の鎔鉄の利」を争うことに必死で、解雇も何ら辞するところではなかった。とすれば岡本が企業立憲を一旦退き、差し当たり労働者のための購買組合に方向を転じるのも当然の策、と平生が同意したのも当然であった。大正10（1921）年12月14日に岡本が平生を再訪した折、平生は日記に、岡本が「一面は舌筆に於て労働者の現地位に同情して其向上を謀りて資本家の迷夢を覚醒せんとし、一方消費組合を起して現実に労働者の生活状態の改善を計らんと企図し、寢食を忘れて東奔西走す。而して同氏の神聖にして至誠なる行動に同情して之を援助するものは最初数名ありしも今や余と片岡〔直温〕氏の二名となり、片岡氏も今や政治運動に要する資金を要すれば来年度よりは其助成金の出醜を辞せんとするものの如し」と。

ここからも実業家として平生が労働者にとっても如何に貴重な存在であったかがわかる。この頃の労働問題はイデオロギー化し、運動のリーダー達は

往々にして社会主義、共産主義、アナーキストなどに属して資本主義を絶対的に排斥していたので、岡本としては「陽にこの主義を賛成することとせざれば消費組合も成立覚束なきが如き情勢なれば、表面には之を標榜し、こうして一時的苦肉策が功を奏して、労働組合を横断せる消費組合聯盟の本部である共働社の事業も年とともにその範囲を拡張し、各組合との連絡も充実に、共働社の名称は東京消費組合連盟に変更した。

ところで昭和2（1927）年に日本を襲った金融恐慌は東京の消費組合連盟にも甚大な影響を及ぼした。同年11月10日の日記によれば、関東消費組合連盟本部発行のパンフレットが平生の下に届けられたが、それによると、失業者は増加の一途を辿り、物価も騰貴しており、消費者は団結して「独占利潤に対する闘争をせねばならない。……我消費組合が此全無産大衆の消費者としての利益を有効に擁護するためには我々により多くの大衆の支持を勝ち得なければならぬ。全無産大衆諸君、我々はさし迫る国難を打破する為めに厭迄階級に対して勇敢なる闘争をなしつつあるのだ。……我々は今より我々の進むべき方向をはつきり把つて強く強く手を組んで日常生活擁護の闘争をなすことに依りて全解放戦線の一翼たる実を益々發揮せねばならない」。

このパンフレットに対して平生はこう反論する。平生が岡本に資金を援助してきたのは消費組合を設立させ、労働者の生活改善に資するためであったが、「今や資本家の無理解と労働者の無理解とが相扞格してこの消費組合を以て階級闘争の具に供せらるるに至りたることは、時勢の然らしむるところ止を得ずとするも真に意外とするところにして、労働者があらゆる経済的施設を闘争の武器として用いんとする癖根性より脱するにあらざれば産業界の平和は期すべからず。為めに労資の浪費は多大といふべく、結局この闘争のために労資双方苦み不幸を被むることは明白なることなるに、無智にして煽動せられ易き労働者は煽動と争議を以て常職とせる労働ブローカーと称する一種の職業的 demagogue の為めに左右せられ居ると一方、自己の利、眼

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生 平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

前の私利の外遠き慮なく、捕ふるを知りて保つを知らざる資本家（近視眼的）のために国家経済が日々月々乱れ行くこと、如何にも嘆はしき事なり」と。

昭和4（1929）年10月8日、岡本からの手紙によれば、彼によって創設された消費組合連盟がついに二派に分裂し、脱退組は多数派を形成して一般市民を基礎とすることになり、残留組は「純粹労働者の自助的組合」で、岡本は後者で「穩健に労働者本来の消費組合として自給自足の基礎」の下に進むことになろう、と記されていた。

この手紙に対し平生は以下のような感想を記している。「労働者消費組合の事は岡本氏の努力の賜として其成效は同氏にして初めて得られたるものとしてこの一点を以て余は岡本氏を以て近代稀に見る篤志家なりとして推称しつつありたるが、今や如此き破裂を見、同氏数年の努力も水泡に帰すとは言ふべからざるも、再築の段取となりたることは如何に労働者が無理解にして、彼等の leaders が自己の社会的位地とか自己の利得とかに依りて主張を異にし再々相打ちて分裂すること、彼等は到底自助的行動をなす域に達せざるものにして、岡本氏の如き人格高く無欲恬淡の人が其衝に当るにあらざれば到底満足なる成果を見る能はず。彼等は自己の主張、否自己の利益を獲得し擁護せんため第三者に迷惑を掛くることを恬として耻ぢざるに至りたることは、如何に彼等が無智無自覚にして耻を知らざるものの集団といふべきか」。

なお彼は昭和7（1932）年には東京山谷に貧窮者のための「ルンペン食堂」を開始し評判になるが、1年ほどで失敗する。この資金については平生は千円を限度に立替をしているが、この出資金ももちろん返ってくることはなかつた。⁽²⁰⁾

(20) 角石寿一『先駆者普意識 岡本利吉の生涯』民生館、1977年を参照。

(2) 平生夙三郎と那須善治－灘購買組合の誕生

第一次大戦下の経済熱狂期に多くの労働者が農村を後に、職工に、女工にあるいは肉体労働者になって日本経済を支えた。その彼等を直撃したのが大正9年恐慌であった。彼等の生活を如何にして支えるかが大きな社会問題になっていたが、上記のように政府には彼等のために社会政策に真剣に取り組むことは頭になかった。そうした状況下で民衆の中から購買組合や消費組合を通じて自らの生活を改善しようという運動が起こってくる。

1844年にイギリスで生まれた労働者の「ロッチデール公正開拓者組合」を嚆矢とし、日本には明治期にそれは紹介されていたが、本格的に労働者の生活の中に定着するのは第一次大戦後あたりからである。経済的にも、政治的にも、また思想的にも不安定な時代、特に下層階級の人々の生活は困窮し、このやり場のない不満は彼らの気持ちを鬱屈させていた。そんな中、大正10(1921)年、神戸では彼等を救済するためにキリスト教伝道者賀川豊彦らが中心となって神戸購買組合が設立され、それと相前後して元株屋の那須善治を中心に灘購買組合が設立される。ちなみに、東京では前述のように消費組合は分裂を繰り返すが、神戸では現在でもコープこうべとして生活のなかに溶け込んでいる。

さて灘購買組合の創立者で初代組合長を務めたのは那須善治だが、彼は以前名うての株式仲買人として大阪では知らぬものはなかった。しかし相場で失敗し、何もかも失うという窮地に陥ったとき、彼は平生夙三郎に救われる。平生の意見にしたがって経済変動を読み、相場を当てて大成功をおさめたのである。以来彼は一大発心し、「人類共存主義」の日蓮を信仰し、平生の生き方に傾倒していった。

大正10(1921)年3月4日の平生日記に次のような興味深いエピソードが記されている。那須がある夜平生を訪問し、株式仲買をやめて「余生と余財を公共的事業に善用」したいが、どんな事業がふさわしいだろうか、と平生

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

に意見を求めたので、彼は次のように答えた。下層の人々を精神的に落ち着かせるには「日常生活の安定」がなにより大切だが、そのために「徒に寄捨金を以て廉売を為す如きは却って惰眠を誘導するに終わるものなれば、彼等をして他力に頼らずして廉価に日用品を得せしむるの方法を講ぜざる可からず。これには購買組合こそ尤も適當の方法」である。実際東京では岡本利吉がこの考えを実践していると。

3月6日には住吉小学校の講堂で那須の消費組合設立のための講演会が開催され、講演者として賀川豊彦が立ち、消費組合とは何かを語った。「貧民を生ずる原因は主たるもの三にして、一は can not work, 二は have no work, 三は won't work にして、第一の者は救済援助を要するものにして、国家公共団体、若は私人の篤志に依りて之を救助せざるべからず。この種類に属するものは病者、……等なり。之に対応する救済策としては労働保険尤も有効にして、其保険にも養老保険、疾病保険、傷害保険等ありて、其大部分は之を救治すべし。第二は働かんとするも働くべき仕事を有せざるものにして、現在に於ては失業保険の方法なきにもあらざるも、未だ其実効の成否を断ずる能はず。最も完全なる予防策は消費組合。即ち彼等をしてこの仕組に依りて節約の美德を養はしめ、之に依りて貯蓄の観念を抱かしめ、之に依りて経済界の変動に備ふるを得せしむ」。ところが資本主義と社会主義（マルクス主義）は「両極端にして双方共に人類の幸福を増進せず、生活の安定を与へず、永久に争議を事とし抗争を継続するの外なからんか。故に消費組合に依りて消費者及生産者の間に於て搾取せられつつある利潤を失はざることとせば、其利益は労働者の手中にして消費者たる人々に収受せられ、資本に対しては僅少の利子を払ふのみならん。……利を貪りつつある仲介人を拒避して生産の真味を遺漏せず享受するを得て、以て生活の改善を全ふするを得ん。消費組合は単に製造者と消費者との間に介在して仲立人の任務を本務とするにあらずして自ら製造し自ら加工し自ら分配し以て其本務を全ふするに至ら

ば労資階級は自然に消滅」し、労資対立はなくなるだろうと。

賀川の生産組合へと発展する消費組合論に平生は大いに感銘を受け、「余は賀川氏の主張に賛同し、那須氏の志を遂げしめんことを期望して止まず。余も理事の一人として微力を致さんと欲す」と日記に記す。

灘購買組合は創立時の組合員数は3百人余りであったが、その後急成長を遂げ、昭和4（1929）年6月には2632人となり日本でも屈指の模範的組合となる。しかし順調に発展していたこの組合の背後には、窮状にあえぐ多くの小売商がいて、彼等は灘購買組合こそ営業不振の原因と見て敵視していた。そしてついに1市6町村（御影、住吉、魚崎、本山、本庄、精道、神戸市の六甲）の小売業者2000人余りが「大資本に対する小資本の悲哀」だと怒りの声をあげ、「灘商業振興会」を結成し、中央政界からも政友会代議士の応援を求めて反購買組合運動を起こした。これに対する平生の反応は次のようなものだった。相手がデパートであれば大資本対小資本が問題になるが、「購買組合は組合員が結束して生産者より需要者に至る間に於ける剩費を節約してなるべく良質の日用品を廉価に購入して生活の安定を期せんとする相互扶助の組合」であり、生産と消費を直結させる「社会経済の理想」を追及している。国家もこれを奨励している。小売商人たちの今回の運動は理解できるが、時代の「大勢に逆行せんとする反社会政策的行動」である。これを政友会の代議士が応援しているのは「自己の投票の獲得のため」であって「痛嘆」の他ない（昭4.6.19.）。

7月11日には平生は灘購買組合理事として、小売業者側代表で県議員でもある新居寅太郎の訪問を受けて灘購買組合と灘商業振興会の関係について話し合っている。平生は購買組合について持論を語ったのち、小売業者が置かれた現状を次のように認識していると述べた。小売業が経営難に陥っているのは購買組合の問題ではなく、「相互の競争」が過剰だからである。1市6町村の人口が6万弱で、小売業者が2千もあれば「存立すべき余地なきを

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

想像するに難からず」とすると、彼等が購買組合に対抗しようとするれば「共同仕入」以外にないのではないか。そして販売にあたっては家族が「顧客の便利を計ることに専念し、親切と誠実」を以てすれば購買組合の販売に決して劣ることはないと言くと、新居自身御影信用組合理事長でもあったから、平生の見解をすぐに理解し、最後に灘商業振興会総代の立場から、那須善治には小売業者の感情を害するような挑発的行動がないように言動に十分気をつけてほしい、と懇望があったので、平生はこれを了承し、会談は終わった。

8月9日に小売業者が灘商業振興組合として県に購買組合を非難する要望書を手渡したが、これはいわば儀式のようなもので、大阪朝日新聞8月3日の記事にはすでに、振興会は共同仕入れ、品質本位の安価の商品、売値標準の制定等九項目について幹部会で合意し、これで以て購買組合に対抗していくことにした、とある。

(3) 平生鈺三郎と賀川豊彦

岡本利吉が生を受けて3年後の明治21(1888)年7月10日に賀川豊彦が神戸で産声をあげる。この二人は日本の労働運動や消費組合運動、さらに農民問題の黎明期に欠くことのできない重要な役割を果たしたが、彼等の背後で常に思想面ばかりではなく資金的に平生鈺三郎の存在があった。

賀川は当時葺合の貧民窟で活動していたが、平生日記に彼の名前が出てくるのは大正8(1919)年11月6日で、禁酒運動についての演説会の場である。ここで賀川は労働が貧民に堕ちてゆく条件の一つに飲酒の問題があることを論じている。⁽²¹⁾次いで同年11月15日の日記に出てくる賀川は、神戸の高級別荘

(21) 隅谷三喜男『賀川豊彦』(岩波書店, 2011年, 48ページ)では、大正8(1918)年4月に大阪天王寺公会堂で開かれた友愛会での講演会で「労働者は何故貧民になる乎」と題して、賀川は貧民の原因を、飲酒、病気、負傷、生活的不安定、労働者

地須磨にウッド博士に伴われて、山下亀三郎、勝田銀次郎と並んで船成金としてその名を世間にとどろかしていた内田信也邸を訪問して床次竹二郎内務大臣と会見している。ここで貧民の味方賀川は臆することなく次のように自己を紹介する。『本夕は富豪の内田邸に於て大臣閣下に紹介せらるる光栄と皮肉を感じず』と」。平生はこれを聞き「何等の皮肉ぞ。彼は床次内相と内田氏に『貧民心理ノ研究』を贈る。成金気分にも最も満ちたる内田氏はこの貧民の味方として富の対抗者を以て自ら任ずる賀川氏を眼前に見たる時の感想如何。蓋し貧民の友たる長髪瘦軀の賀川氏を見て、傲岸なる彼も一種の恐怖と苛責を感じたるなるべし。ウッド氏は社会及労働問題につき床次内相に進言するところあり。社会面の第一歩は労働問題の解決に在り、……少なくとも労資両方面より来らざる可からずと。是れ我意を得たりといふべし」。

平生が以前から資金的に支援していた床次に賀川を紹介したのは、彼の持論でもある労資協調論に関する賀川とウッドの考えを床次らに伝えることにあったと思われる。このころの賀川は友愛会の創始者鈴木文治らと友愛会関西労働同盟会（大正8年4月に結成し理事長となり、その後8月には総同盟に改組され中央委員となる）を結成し、労働運動の最前線に立って活動していた。さらに大正9（1920）年8月には大阪に購買組合共益社を設立して理事に就任し、同年10月には神戸購買組合を創設してここでも理事になる⁽²²⁾。この彼が購買組合活動について、彼は平生達を前に、前述のような非常に感銘を与える講演を行うのである。

その一方で労働争議はいよいよ激しくなり、大正10（1921）年6月、川崎、三菱両造船所で争議が発生し、7月29日にピークに達したが、労働者側を率いていたのは賀川であった。その様子を平生はこう記す。「資本家及官眷の

が自由であること、の五つを挙げているが、おそらく平生が聴いた演説も内容的には同じであったと思われる。

(22) 隅谷三喜男、同書、略年譜参照。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

側に於ては兵糧責と威圧を以て之を鎮撫せんとするも、家族関係に於て屈服せざるべからざる事情の存するものは止を得ずして任意復職を希望して入場せしも、多数の職工は尚罷工を継続し、行商其他の手段を以て持久戦に出でんとし、日々示威的に神社参拝を継続しつつありしが、終に今日午前楠公に参拝せし一団は総参謀たる賀川氏の制止を聴かずして新開地より川崎造船所に向はんとして之を制止せんとせし警官隊と衝突し、双方に十数名の重軽傷者を出すに至れるは実に聖代の不祥事、実業界の凶事にして痛嘆の至なり。余は日本の如き国民一般に経済思想に乏しく、且持重心少なき人種に於て労働争議が少しく極端に走らんか、到底英国に於る坑夫のストライキの如く秩序整然として壹百日の長きに及ぶ能はずして必ず血を見るの惨事を生ずるを予期せるを以て、日々衷心懊悩、之れが解決を祈りつつあり」。

平生はこの日本の労働争議は「何人も居中調停の労を執るもの」がないことが最大の問題だと読んだ。一方で「職工の無智浅慮の爲め職業的労働煽動者に使簇せられ脅唆」せられていること、他方では「資本家が労働者に対して深き同情を有せず、又労働問題の帰趨に付何等の理解」を持たず、さらにそれに加えて「政府当局は亦資本家の言に聴きて労働者を压抑して一時の安を偷せんとする眼前策に捕はれつつある」状況を見れば、どこにも解決の途を見出すことができるはずがない。彼はこの現状を見て、「断然現職〔東京海上火災専務〕を辞して社会救済事業の一としてこの理想の宣伝〔世襲的富豪、不労資本家の撲滅〕に着手せんとする念熾るが如く、片時も猶予しがたきの思あり」(大10.7.27.)と。

この大争議は労働者側の惨敗に終わるが、これを起点として一層労資の対立は力と力で直接的敵対し合うことになる。平生は以後彼の考える社会奉仕の一環として労資協調の実現が彼の頭から離れることはなく、一旦実業界を離れるが、再び復帰してからは川崎造船所や日本製鉄、産業報国会等で労資協調を貫き通してゆく。

他方賀川は労働運動のリーダーをしばらく続けるが、先鋭化する多数の労働者を前に彼を支持するグループは少数派となり、彼自身労働運動に幻滅を感じ、社会的関心事としてはむしろ農民運動に、さらに協同組合運動に移り、他方で宗教家としては1921年に宗教結社「イエスの友会」を組織し、雑誌「雲の柱」を⁽²³⁾発刊して伝道のために全国を回ることになる。

賀川の労働争議の敗北以降の活動については平生日記にはしばらく言及がない。ただ昭和12（1937）年5月2日付で平生から賀川への次のような手紙が「生活協同組合コープこうべ」に残されている。「……予て独力を以て御経営になり居ります神戸市葺合新川の無料診療所の件につき御申越の事拝承仕りました。貴君が一生を通じて貧者の味方として弱き者の楯として終始一貫御努力いたされ居りますことは感佩の外ありません。つきましては親しく拝顔を得て事情を承りたる上何分の御答いたします。……」。

賀川からの手紙の所在は明らかではないが、平生が文部大臣を辞して間もなくであり、翌年の4月に「財団法人雲柱社」が設立されていること、さらに後述のようにこの雲柱社の資金調達に平生が重要な役割を果たしていることを考慮すれば、賀川は雲柱社設立の相談に平生を訪ねたのではないかと推測される。

昭和14（1939）年5月2日、河上丈太郎、杉山元治郎外一名が平生邸を訪問し、これまで賀川が自力で行ってきた社会事業、すなわち賀川が著作権等から得ている収入で行っている事業（托児所、医療組合、貧民病院、貧民子女ノ学校等）を財団法人雲柱社で継承して恒久的なものにするためには基金50万円を必要とし、その半額は日本で、残りの半額は米国で募集しようと計画しているが、どうだろうかとの相談に来た。平生はこの計画に対して「五ヶ年間に醸集せんとせば成功すべき見込」はあるとしても、発起人として有力

(23) 同上、119-129ページ。

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

者4～5名の連名で趣旨を述べ後援を依頼する方法以外には難しいだろう。「近来寄附金の募集は中々に多く、資本家も税金の増徴と共に寄附行為の激増には閉口し居り、且資本家の心理状態よりすれば、其行為の好悪善悪は第二にして、謝絶し得るや否やに依り諾否を決するを常例とすれば、其企画が社会的なると国家的なるとは問ふ処にあらずして、如何にして謝絶すべきやの工夫に頭を悩」ましているのが正直なところであり、実際に甲南病院建設資金調達に如何に苦勞したかを語って見せた。

昭和14（1939）年10月24日の日記には、平生は住友総理事小倉正恆氏を同社東京支店に訪問し、賀川の事業を説明し、雲柱社へ寄付金を求めたが、小倉は賀川の経歴を十分知っていて、彼は尊敬すべき人物だと称賛し、そこで平生は彼に二ケ年間毎年5千円を寄附するように要請している。翌年の3月23日には、如水会館矢野記念館で賀川夫妻ら雲柱社理事会を開き、その席で平生が募集した基金約10万円は醸出者名簿と金額を三菱銀行の定期に預託してある旨を告げている。

基金募集についてアメリカから25万円を期待していたが、日米関係が悪化してくるにつれてそれは困難になってきた。昭和15（1940）年11月28日の日記によれば、平生宅を訪問した河上丈太郎、小川清澄は平生に日米間の国際関係が悪化しているため、米国政府は日本政府と同様為替管理を嚴重化しているから、米国の知人および信者から賀川へ補助金を送ることができなくなっており、従って「現在余の手にて三菱銀行へ定期預金せる分の利子を元金に繰込まずして賀川氏の事業扶助金となすことの同意を求めらる。余は快諾し、次の満期分より実行の事」とする。

平生は賀川^の社会事業に彼の社会・国家への奉仕の精神に共通するものを感じ、このように彼に対する様々な支援を惜しまなかったが、これに対し賀川は後述のように日米関係の現況などを平生に伝えている。

3. 療病を営利的医術より liberate する

(1) 病人本位の病院とは

昭和9（1934）年6月17日、甲南病院はかつての聖心女子学院跡地、現神戸市灘区の鴨子ヶ原に白亜五層の勇姿を現した。中流以下の人々のため、非営利で、有能な医師と真に病人のため看護制度を完備した、平生夙三郎悲願の病院が実現したのである。

当時、平生の構想する「非営利・病人本位」を掲げる病院はまるで聞き慣れない言葉で、彼からすれば、官立は医師のため、私立は営利のための病院と相場は決まっていた。二人の先妻を亡くしたことも平生の医師への信頼を失わせた。金銭にしか関心のない富豪が一方にいて、他方で「医は仁術」ということを歯牙にもかけない金儲け主義の医者がごまんといたのである。

事実平生は驚くべき経験をしている。ある拾芳会会員の一人がチブスにかかった時の話である。九州大学病院のある知名のドクターは、大学病院で医師の看板を掲げながら、「多くは自宅に於て病者を引受け多額の診察料を要求」していたが、「自ら多大の診察料を要求することは帝大医学博士の看板に対して不体裁」であるから、「仲介人を設け其仲介人の手を経ざれば自宅診察」を受けつけないことにしていた。つまりその仲介人が「患者の身分に応じ三四拾円より二三百円の診察料吹懸」けていたのである。「嗚呼、近来医師が全然営業人化して患者の弱味を附込みて不当の診察料を貪り」つくしているのが一般的であり、そのために「貧賤なるものは今や名医の治療を受くるの機会なく、病苦に呻吟して死を待つ惨劇を呈すること頻なるは聖代の為め歎はしきことなり」と（大11.11.5.）。

平生はあるべき医師とはこうあるべきだと述べている。ある門下生から肺患に罹ったとの報を受け、それに対する返事に、一年の休学は決して無駄ではない。この間「精神と生理の両方面より研究を積み名医」となって、「ノーキュア，ノーペイ」つまり全治しない患者からは報酬を受けず、全治した

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

富豪からは「多大の報酬」を請求し、自ら進んで「公共に尽くさざる富豪」には「間接的に慈善」を行わせる医師を目指す格好の機会である（大 7.1.24.）と。

後述のように、平生は大正13（1924）年から翌年にかけてアメリカ、ブラジル、ヨーロッパを漫遊し、これを機に東京海上火災の専務取締役を辞して教育や医療など社会貢献に余生を捧げる決心をするのだが、この平生の決心と軌を一にして神戸では病院建設構想が突如浮上する。京大病院外科を退任した名医辻廣博士に満鉄病院などから招聘の声がかかっていることを耳にした元山下汽船会社専務鑄谷正輔ら神戸の財界人は、阪神間に彼を引き受ける病院がなかったこともあり、いっそ新病院を建設して彼を引き留めようということで意見が一致した。そこで「営利にあらざる病院は余の宿望」と常々語っていた平生がこの運動の主宰者に推される。

大正14（1925）年5月5日、京大荒木寅三郎総長が辻博士の件で平生を訪問しているが、そこで平生はこう答えている。「営利にあらざる病院の建設は余の宿望にして、余は数年前より門下生〔拾芳会員〕中に医師を養成しつつあり。現に一人は私費を以て独逸に留学せしめ、東北大学にも外科医として已に三年間大学院に在り。又二ケ年間京大助手たる小児科医あり。尚在学中にも三四を数ふ。而して余は今より十年を期しこの養成せし医師を以て医員を組織し、以て営利にあらざりて一種の principle の下に病院を経営せんとするなり。其 principle とは no cure no pay を modify したるものにして、富める患者には全癒したるときは相当の bonus を払はしめ、富まざる者は実費又は一部補助又は全部施療の如き方法とし、病院は自給自足たらしむるも、患者は身分に応じて其薬料治療代を仕払はしむる主義を実行し、以て普通人といへども名医の治療手術を受くることを得せしめんとするなり。左れば辻博士にして余の希望せる如き人格高く伎倆優れたる人ならんか、余は全氏を根幹として病院を組織し、余は門下生は同病院に入らしめ以て余の主義

を實行するを得ば余は主任として責任を負ふを辞せず」と。

翌日鑄谷は辻博士を伴ない平生に紹介したが、同博士は彼が理想とする「綜合診察法」を説明し、又病家の「健康記録」に関してそれが如何に重要かを平生に力説した。彼の考える綜合診察法とは、まず病院には「内科、外科、産科婦人科、及小児科の四を置き、この四科に属する医師が其患者の病症如何に関らず診察を為し、其病症に依り四科中の一医が主治医となり、他の医師も随時診察を為して、現在に於ける専門医師が自己専門に偏して他科に属する病源より來たる病徴を無視するの弊を除かんとするものなり。又健康記録は病家の members は一ケ年四回又は二回位健康診断を為して其記録を病院に常備すること、恰も船舶の定期検査を為し其證明書を通信省管船局に設備すると全様の方法を取らんとするもので、実に理想的方法である。つまり如何なる名医といっても平素の健康状態を知らず単に一回の診察だけで患者の体質や欠陥を見抜くことはできないから、この記録で平素の状態を把握できていれば、診断に資すること大であると。

医療の専門化が高度に進んでいる現在、「綜合診察法」はますます重要となってきたのだが、この当時すでに辻博士はこの診断法および健康診断が真に適切有効であると考えていたのである。平生はこの博士を真の人格者と認め、「余の理想を実顕するを得べしと考へたるを以て、其組織に協力することを同意した」。荒木総長も辻博士から彼の話を聞き、このような「營利を主とせざる病院の設立は国家社会の爲めに有益なる事」と感じ、わざわざ平生宅まで総長自身足を運び、外科以外に総合病院に要する医師については総長が人格的に優れ、伎倆が確かな人物を推薦しようとまで約束してくれたのであった。

(2) 難航する病院建設資金問題

昭和2（1927）年5月初めには、病院建設予定地もほぼ決まり、中核の医

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

師スタッフになることを辻博が決心し、東北大学の岡通博士からも賛同が得られ、そして門下生の黒川恵寛は学位を取得して平生にとって心強い存在となっていた。さらに本山村村長からは伝染病患者の隔離病棟を寄贈したいとの申し出もあり、「設立の機運熟した」と確信する（昭2.5.3.）。

次は誰に病院のマネージを委ねるかが問題となったが、その候補として平生は門下生の澤正治を考えた。穏健的社会改革の方策について悩んでいた彼に向って、平生が、現在の医師・病院が「凡て営利事業、経済事業」であるのに対し、そもそも病院は社会的事業として民衆の福利に役立つべきで、したがって「非営利的経済事業」でなければならず、平生が今構想している病院はまさにこの目的を達成するためのもので、その実現の暁には澤の考える「社会組織に於ける重要な一部の改革」も成就できると自説を披歴すると、澤はこれに得心して事務長を引受ける（昭2.5.13.）。

病院敷地問題が昭和2年7月末日をもって最終的に決着すると、次は発起人を募って資金を集める段階に移ることになるが、これは全くの難事業であった。まず八馬汽船の八馬兼介（三代）とは8月9日に辻博士とともに会見し、次のように説得を試みた。すなわち、現代の医師は「医は仁術なりとの真髓」を全く心得ず、「人間の弱点を捕へて暴利を貪らんとする無慈悲非道の人々」である。国民皆保険制度はもちろんなく、大卒の初任給が50～60円の当時（平生鈺三郎「実力本位の社員採用法につきて」昭和2年3月）、一回の診察料が「五十円乃至何百円」（昭2.8.28.）も請求されれば、一般庶民は病気になっても到底治療を受けることはできない。こうした事実が「社会人心をして険悪」にし「社会の破滅を誘致」させることになる。そうならないために「自己の身分に応ずるの費用を以て名医の診断を受け治療の恵沢に浴せしめ」ることが「余の積年の希望」である。だがこうした「奉仕の信念に富める名医」を得ることは現時点ではほとんど不可能であるから、自ら医師を養成し、彼等を中心にした病院を設立することに思い至った。問題は

資金集めだが、自分の経験からして、富豪より資金を募集するとしても中心となるべき富豪は「世人が認めて有力なる資産家」である必要がある。なぜなら「日本の金持の心理」からして、公的事業だとして出資するとしても、後日その事業が資金面で不足するときには更に出金を求められることを恐れ、参加を渋りがちになるから、これを避けるにはその心配のない富豪たらざるを得ない。しかし今日の状況下では一人の富豪に期待することはできないから、「数人の有資家」を発起人として考えていると。

富豪に病院設立資金を求めることは、彼ら自身のためでもあると平生は続ける。確かに富豪は多額の税金を納めることで義務を果たしていると主張するかも知れないが、それらは彼等の財産を守る等のために使われていて、無産者にとっては無関係なものが多い。だからどれほど多額の税金を支払っても「富豪たるの全義務」を果たしているとは言えず、また「世人は之を以て富豪の徳」とは考えない。「されば富豪として世人より徳とせられんには進んで社会奉仕をなさざるべからず。之に依り世人をして富豪の存在の必要を知らしむるを得て彼等の心意を緩和し危険思想より脱却せしめ得る」だろう。それに加えて、「日本の富豪も保険料を仕払ふて財産の損害を保護する如く」、財産の一部を医療のような社会奉仕に出資することによって「自分及子孫の安固を図」ることができる。この平生の説得に対する八馬の反応は、平生の病院構想は賛成だから応分の出資はするが、若輩の理由をもって発起人として名を出すことは差し控えたい、と頑としてこれをことわった（昭2.8.9.）。

また菊正宗酒造の嘉納治郎右衛門からは、灘中学校創立を間近に控えていることもあり、二つ返事とはいかなかったが、最終的には5万円の寄付を取り付けた（昭3.4.15.）。

だが実は平生が最も大きな期待をかけていたのは三井、三菱、住友、安田の大財閥であった。これらが相当の寄付を行えば、他のそこその富豪はそれを基準にして醸金をしてくれるだろうと踏んでいたからである。早速昭

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

和2（1927）年9月16日に住友合資会社理事小倉正恆を訪ね、病院建設の趣旨を説明し、建設資金100万円のうち20万は平生と鑄谷が10万円ずつ負担するから住友には10万の寄付を願い出、小倉からは好意的な返事を得る。「余は住友家に勤仕する人々は真摯にして人情味ある人々なれば、必ず余を信じて後援を吝まざることを信」ずと日記に記す（昭2.9.17.）。実際11月28日、小倉は平生を同社に招き、10万円の寄附について理事全員が、平生の「誠意と熱心、及経営に対する実力に信頼し、この病院は必ず所期の目的を達するものとして一人の異議者もなく即決」したことが伝えられ、ここに「積年の企が曙光を見るに至りし事、余は胸躍るを禁ずる能はざるなり」と雀躍として日記に記す。

同じ大財閥でも三井と三菱は一筋縄ではいかなかった。平生は昭和2（1927）年10月6日にまず岩崎久彌を訪問し病院設立の趣旨を述べ援助を願い出たが、「かかる寄附金は一切三菱合資会社に於て始末することにして、個人としては一切関係せず」、が彼の返答であった。これには平生も心中穏やかならざるものを感じたが、日記には次のように記している。これは確かに「岩崎家の内面に於ける掟にして吾々外界のものが論議するにあらざるも、抑も社会奉仕は個々の問題にして公的事件にあらず。久彌男は三菱合資会社の大部分の shareholder として会社より生ずる利益の大部分を獲得せらるる人なれば、氏にして社会奉仕をなさんとせば氏の private pocket より支出することが当然なり」。そうであれば「氏が之に touch することを避けて、之を合資会社に移さんと試みらるることは氏自身には進んで社会奉仕をなさんとする念薄きを示し、余が企てんとする事業に対する同情なきことを示すものといふべきか」。

しかしここで簡単に引下がる平生ではない。岩崎久彌に直ちに合資会社に取り次いでくれるように懇請して彼の快諾を得る。日を改めて平生は三菱合資会社に青木菊雄常務を訪ねた。彼の言によれば、一応重役会議に諮ったが、

三菱が官公立医学研究所または病院等に寄付をしたことはあるが、「私立病院などに寄与せし实例」はないとの理由で拒否されたとのことであった。だが改めて平生が「医は仁術なり」との趣旨で経営される「非営利的病院」の意義を熱を込めて説明すると、青木常務は「余の熱誠と公共的奉仕心に感動し、……最善を尽くさんことを」約束し、もし合資会社が否決した場合には「自分が再び久彌男に会見して男をして private に出資せしむることを懇請」しようとして述べてくれたので、平生にとって前途は明るいものに思われた(昭 2.10.31.)。

11月18日、再び青木を訪問した平生は、三菱合資会社も岩崎久彌もこの計画への参加は謝絶したい、との決定を聞かされ絶句する。だが気を取り直してその理由を質すと、三菱合資としては私人の企画する病院に寄附をすれば次々に同じような企画が持ち込まれ到底対応ができなくなり、したがって内規においてしないことにしている。また久彌に話をしたが、「合資会社に於て拒絶したる以上は謝絶の外なし」とのことであった。そこで平生がとった次の戦略はなかなか巧妙なものであった。もし三菱が理由の如何を問わず出資を好まないのであれば止むを得ない。しかし日本の富豪・資本家は“voluntary contribution”を好まないから、したがって出資する場合でも先例に従うのを常とするから、ここで三菱が出資しないとすれば「多少意のある人も差控ゆる」であろう。そこで「金銭の助力を好まざれば単に名義を借されたし」と。つまり平生は三菱から10万円の寄付を考えているが、その金額は平生自身が負担するとして、病院設立資金名簿に三菱の名をのせたいと青木に提案したのである。平生の強引な要求に窮した青木は今一度これを持って帰って協議することを約束する。

その後も何度かこのような交渉を青木と繰り返したが埒があかず、そして昭和3（1928）年3月26日に再び久彌を訪ねたが、謝絶の姿勢は何等変わることはなかった。しかしこの会談である決定的な言葉を久彌から引出すこと

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

に成功する。「若し三井が賛加せば自分が今一応合資会社へ勧告の勞を執るべきも、成否は確証の限にあらざ」と（昭3.3.26.）。

その三井だが、三菱と同様交渉の壁は厚かった。昭和2（1927）年10月6日、岩崎久彌を最初に訪問した同じ日に、平生は三井物産の南條金雄を伴って三井合名会社に常務有賀長文を訪問し10万円の寄付を願い出た。有賀は、三井はすでに泉橋慈善病院（明治39〔1906〕年の設立時は三井慈善病院）を経営しているが、ここには相当の費用を投じているにもかかわらず効果があがらず、さらに地元医の反対運動もあり三井としても手を焼いていると述べ、平生の病院構想にも当初は消極的な反応しかさなかつた。これに対して平生は甲南病院が泉橋病院とは違って、平生の理念を十分理解した病院スタッフをすでに確保していて、また、経営上からも問題はなく、また神戸には地元医も少ないので彼等から反対運動が起ってくる心配はないと熱心に説明すると、彼は一旦平生の熱意に了解を示したが、同じ常務の福井菊次が現われ、冷やかに「泉橋病院に寄附しては如何」と横槍を入れたため、それ以上の進展はなかつた（昭2.10.6.）。そして10月11日、南條を通じて、有賀の返事は「病院の事勘弁して貰ふ」ようにとのことで、これ以上の判断は三井財閥の総帥團琢磨理事長の意向如何ということになった（昭2.10.11.）。

10月20日に平生は鑄谷正輔とともに團を訪問し、泉橋病院経営の失敗にこりて「病院の建設に寄与することは絶対に拒否」の方針で会談に臨んだ團を次のように説得した。そもそも泉橋病院は「三井の名を冠し慈善を標榜」して建設したのが誤りであった。すなわち現代の「細民の心理状態」からすれば、「彼等の膏血を搾取してかかる莫大なる財富を積み其富の力に依りて豪華なる生活」をしている三井が「一病院を以て其罪過を贖ふ」ことは到底できるものではないので、三井にもっと負担させることは「せめての罪障消滅の為」位にしか見ていない。だから三井慈善病院には「毫も感謝の意を表」していない。これに加えて泉橋病院を任されたスタッフには“business idea”

のある人がいないから経営的に成り立たなくなるのも当然である。これに対して「我甲南病院は多数の有志家の寄付になれるものにして、且慈善を宣布せず単に非営利的として、貧しき人に向っては診察料、薬代、治療料を通減し其資力身分に応じて支払」わせることを考えており、「其起原も其経営振も三井慈善病院の例に倣はんとするものにあらず」。この平生の病院建設理念に團は「多少心動」かしたのか、「出来得る丈吾々の希望が達せらるる様尽力」することを約束した（昭2.10.20.）。

しかし團からの話は遅々として進まなかった。その障害となっていたのが、三井家は病院にはあくまで寄付をしない、という方針があったからである。昭和3（1928）年4月19日に團を訪問した際、平生は三菱を引合いに出す。「三菱の方も三井さえ承諾を得ればとの事なれば一方の出資は双方の出資となることなれば是非共に配慮願はれたし」とひたすら懇願する。この一言は平生としては最後のカードであったかもしれない。團邸からの帰途、彼はその時の心情を次のように記している。

「財閥の擁護者たる氏の態度が如何にも冷淡にして、毫も窮迫して良医の診断さえ受け得ぬ人々に対する同情薄く、今回の問題の如きも余に対するの義理合上に於て配慮せんといふものなることを思ひて痛恨の暗涙が胸に迫るを覚へ、何となく不成功を予想せざるを得ざるなり。三井にして不承諾ならんか、三菱も之に倣ひ、安田も見込なかるべく、この三家が見込なしとせば最初の計画は全然変更して、拾芳会員を以て組織し小仕掛のものとなすの外なからんか」と（昭3.4.19.）。

この会談から2カ月後に三井物産の南條から手紙が届く。それによると、近日中に團が三井合名会社に甲南病院への寄付について提案することに決まったが、その金額は5万円と半額になるとのことであった。これは平生の予想に反するもので、三菱も安田もこれに同調するはずで必ず資金不足となると落胆したが、他方で同時に、日本の資本家を代表する「番頭として其家

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

運の長久を計りつつある人の考が卑吝陋劣」であるを知り、このような状態だと日本は早晩無産者による「革命の洗礼」を受けることになるろう、と怒りがこみ上げてきた。だがこうした事態は「天が余に向って試練を与ふるものにして余は一層の努力を要することを覚悟」する（昭3.6.17.）。

平生はこの日の日記に以上のように書いてはいるが、三井の5万円が確實となったことは確かに一步前進で、今後は彼がどのような策と交渉術で10万円に近づけるかの問題となるからである。またこれと前後して病院建設計画のことが関西の新聞の知るところとなる。6月25日には大阪毎日新聞の記者から取材を受けた平生は、この新病院の理念等を述べ、まだ資金面では問題を残しているが、「善事は努力に依りて必ず其結果を齎らすものなれば、余は不撓不屈の精神を鼓吹して一層奮闘」すると語る。

(3) 財団法人甲南病院の認可と設立

辻廣博士は種々の事情で設立準備から離れるが、岡通博士を院長とする病院が設立構想から6年、平生の誠意と熱意で建設資金は関西中心に70万円集まり、いよいよ建設の目処が立った。だが私立病院が財団法人となるためには内務省からの認可という高いハードルがあり、当時はそれをクリアするのは至難であった。平生はそれを住吉村から鴨子ヶ原の敷地を貸与されることを条件として出した。申請書が住吉村役場を通して県に提出されたのは昭和5（1930）年8月4日、9月12日には内務省に送付された。平生はその一週間後には上京して安達謙蔵内相と会見している。その際内相は「保健と治病は防貧の第一歩」だと大いに賞賛する。さらに後日の閣議で井上準之助蔵相も内相と同席の折担当局長に「この財団法人の認可は速やかに決済して承認を与えるべし」と指示したことを電話で平生に伝えている

こうした政府との太いパイプもあり、財団法人甲南病院の認可は12月27日に決定され、翌年1月6日に正式に発表される。病院の財団法人認可は通常

は1年以上を要するが、わずか4ヶ月というのは異例中の異例で、これは政府が、甲南病院が「非営利の病院」であり、また平生の「奉仕精神」を示すことを政府が認めたためである、と1月7日の日記に記す。

同日の記述のなかには、正式認可を三菱合資会社に知らせ、あわせて今一度醸金のことを懇請する手紙の文面もある。ことここに至ればまさか謝絶されることはないだろうとの思いもあったに違いない。ついに2月8日に届いた合資会社の青木菊雄理事からの返事に、合資会社は5万円を寄付することに決定したとあった。「天を仰いで神佑に謝するの外なく、不覚暗涙が胸に迫るを覚」える平生がいた。

だがそれにしても、同じ財閥でも関西の住友と関東の三井や三菱などとの違いは何と大きかったことか。平生はこうした関西と関東との違いは様々な面で目にするが、後述の自由通商問題ではその余りに身勝手な関東の財閥の対応には驚くほかなかった。

昭和9（1934）年6月17日、ついに開院式の日がやってきた。その喜びを込めて平生は次のように挨拶をした。

「吾々人類の生存を脅かし、幸福を傷くるの一大原因は病気であります。一家の中一人の病人生ずれば一家中は憂愁の気が漲ります。……病気のためには一家の収入は減じ、支出が増す結果、貧乏の淵に沈み悲惨の境に陥らなければなりません。……今や科学の進歩と共に医学と薬物の研究応用は著しく発達しましたが、一方文化の進歩、産業組織の発達と共に貧富の懸隔は益々大となり、中流以下の人々は眼前に進歩した医術と良薬を見ながら資力乏しきため其恵沢に浴することができません。……富める者のためには百里も貳百里も遠しとせずして名医が来診いたしますが、富まざる人の為には此地に在りて大阪や京都から名医の来診を求むることもできませんことが常態であります。……病気は何人も避け得られぬ丈に、……慄然たらざるを得ませぬ。されば此場合、生活に余裕あり、人生は物慾の満足で以て足れりと

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生 平生 三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

せず、社会奉仕こそ人生の真意義なりと信ずる人々が其余裕の一部を割きて適当なる施設の下に、人類に共通せる疾病の苦悩を幾分にも軽減して人類共存の精神を多少共具体化したるなれば、其処に人生の真意義と富を有する事の真の価値が存すると思ひます。……医は仁術なりとの真義を良解し、奉仕犠牲の信念を以て満ちたる良医を求め……招致することは至難であります。この事実こそ小生共が本病院の開設迄に十数年を費したる理由であります。小生共は同志の青年に学資を給し医学を修習せしめ、……如此くして養成せられたるものにあざれば本病院設立の趣旨に共鳴して人類共存の主義の実行に当らんと収入潤沢なる地位を捨てて自ら進んで来院せられたる篤志家であります。……現代多数の病院に於ては病人の看護と患者の食餌に無関心〔のように〕見えます。病院附の看護婦は医員の小使の如く専ら医師の命令を実行するのみにして自ら病人の看護をなさず。故に入院患者は附添看護婦と称する看護の知識も経験も不十分なるものが看護するを常といたします。……また食餌に至りましても、病院専属の調理人を設け、病症に従ひ医師の指図に依り適当なる食餌を給する仕組を有する病院は少なく……」。

また衆議院議員安達謙蔵も、「現代社会の欠陥ともいふべき防貧機関」は不十分で、特に「貧乏の最大原因は病」である。最低の治療費で短期間に病を治癒させることが「最大急務」であるが、甲南病院はまさにそのような趣旨の病院であり、これにならって次々と同様な病院が建設されることを切望する、と祝辞を述べた。

開院式を終えて帰宅し安楽椅子にもたれて平生は至福のひとつときをかみしめる。「本病院設立を思立ち、愈々実現せしめねば止まずと決心せし当時を追想して、転感慨に堪へざるものあり、不覚感涙滂沱たるものあり。一人にして自己の理想を実現すべき学校と病院を建設せんとするが如き事は、思へば僭上の企画ともいふべく、辛ふじて一家を支へ得て老ひたる両親に尤も簡単なる生活を得せしむる力を有するのみなる青年としてかかる大望を抱きた

ることは、些か過信の嫌なきにあらざりし。然るに天佑ともいふべきか、東京海上の大成功に依りて相当の財力を得て益々自信を強ふし、この目的を達せざれば止まざるべしとの決心は澎湃として胸中に漲り、常住坐臥、この信念の実現の為勇往せし結果は、幸ひに心身共に強健にして69才の今日に於てこの二兎を逐ふて二兎を獲るに至りたること、実に望外ともいふべきか」。

病院について一般の人々の評価は極めて高く、彼等は異口同音に、「かかる風光絶景なる病院に病を養ふとすれば医薬なきも自然の力に依り全快すべし」と賛辞を惜しまなかった。

(4) ガソリン不足と分院建設

戦時体制になると甲南病院の状況も変化を迫られる。まず昭和17（1942）年7月に病院長岡通が辞任し、代って井波鍊四郎が院長となり甲南病院もまた新体制を向かえることになる。また戦争のためガソリン不足がますます深刻になり、「風光絶佳」の高台にあることがかえって障害になってきた。平生は昭和17（1942）年7月4日の日記に次のように書き記す。「支那事変発生後、ガソリンの供給が廃止せられたるより阪神間に在る阪神国道、阪急、省線及国道バスと連絡して甲南病院に至りし bus が廃止となりたるため、最初は馬車、次は牛車を以てしたるも是亦頻繁に発車するを得ず、また多数の乗客を運送するを得ず。しかして軽症患者にして歩行可能なるも時間と労力を費すこと少々ならざるを以て、外来患者は漸次減退して、今や事変前の三分一以下となり、眼科、耳鼻咽喉科の如キは日々三—五人となり、殆んどかかる特科の設置の要なきが如し。かくては余が理想とする、なるべく多数の患者を適切にして低率なる診料、薬代を以て治療せんとする趣旨を達成するを得ず。依つて昨年来外来患者の為分院を設置せんと石屋川の西岸、神戸市灘区に地域を購入して分院設立の事を申請し許可を得たるが、建築に関しては目下各種の資材、殊に材木を要することとて、政府の許可困難なるが如

実業家・教育者^{ひら お はちさぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

く、依つて四年前洪水の為大破し、目下仮校舎にて授業中の甲南小学校の古材木を利用することとし、新材料は僅かに補足用とするのみなれば知事権限に於て建築を許可せられたしと懇請する処あり」。

昭和17（1942）年7月21日の日記には、昨日井波院長より、外来患者の為の分院建築許可が下りたとの電報があったと連絡があった。この許可が意外に早かったのは、湯澤三千男内相が甲南病院建設の由来を知悉し、かつ平生が庶民のために常に資力と労力を惜まず努力していること、そして兵庫県知事に分院の必要性を積極的に説得し、許可の促進を知事に懇請していることを理解していたからであろうと推測する。また5万円以上の建築は資金調達法により知事の権限外であったが、昭和13（1938）年の大水害で崩壊した甲南初等学校の復興が完成して昭和18（1943）年1月に新校舎に移転していて、同校と協議しその古材木の贈与を受けることになり、それに加えて竹中工務店に無理を願って4万9千余円で落成させたから、9月から開業することになったのである。

9月18日、石屋川の国道沿いに外来患者診療所が完成し、平生は落成式に臨む。この日の日記によれば、「井波院長よりこの診療所が建設に至りし沿革と経緯を簡明にして意義深き説明あり。列席せる医員、看護婦、事務員、其他の調食手及び厨夫一同これをきき感激せるものの如し。余も又今日医員不足の折柄、看護婦、その他手不足の際、甲南病院が本院と外来患者診療所と二つに別れ、午前は診察にあて、午後は大手術及び入院患者の診療に従事せざるべからず。然して両所の間隔は相当の距離ありて徒歩にあらざるべからず。それが為時間を費すこと多く、且つ足労も相当の者なれば諸氏の心労及び疲労も増すや必せり。私は諸氏が大战時下に於て何人も勤勞奉仕を辞せざる今日、諸氏は患者に対する同情心を鼓舞して、その労をいとはず努力せんことをおねがひするものなり、と述べて式終る」。

昭和19（1944）年になると戦争はますます厳しくなり病院の医師すらも

次々応召されるようになる。9月12日の日記によれば、「甲南病院耳鼻科医長高橋正彌、昨夜召集令を受け十五日入営のことと決せらる」。分院を建設して患者を多く診察できる環境を整えたにも拘わらず、医師がこうして応召されるようになると、病院の機能が十分に果たせなくなっていった。そして分院そのものが終戦直前の6月5日、空襲で全焼してしまった。ちなみにその分院の建設資材を提供してくれた、昭和13年の水害から新築間もない甲南小学校も8月6日に同じく空襲で大被害を受けた。

4. 産業・貿易を“liberate”する

(1) 大阪自由通商協会の設立と商工立国への道

i 大阪自由通商協会の設立

国土が狭く、資源に乏しく、人口過剰の日本にとって最も望ましい経済体制は、労資が協調し、世界に雄飛してゆく気概のある経済人に支えられた平和で自由な国際交易である、と平生は確信していた。そしてその中心は東京ではなく綿工業が盛んな大阪であった。この大阪に東の間の自由貿易運動が盛り上がる。⁽²⁴⁾

当時日本の経済政策を牛耳っていたのは三井、三菱など東京の財閥で、彼等が重視していたのは製鋼業であったが、それは第一次大戦期に創業したものばかりで、小規模で生産性も低く、原料は主に安価なインド銑に頼っていた。その輸入を一手に引受けていたのが大阪の岸本吉左衛門商店であったが、そのインド銑を保護関税で排除しようとする動きが出始める。これを警戒して同商店の田口八郎は、昭和2（1927）年に開催されたジュネーブ国際経済

(24) 日本の自由通商・金解禁運動は平生等大阪財界人を中心に繰り広げられ、これに民政党が政治面から強力に支援してゆくのだが、その詳細については、滝口剛「民政党内閣と大阪財界（一）－井上準之助蔵相と経済的自由主義－」『阪大法学』第57巻第4号、2007年、「民政党内閣と大阪財界（二）」第58巻第5号、2009年、「民政党内閣と大阪財界（三）」第62巻第2号、2012年を参照のこと。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

(25)
会議に出席して自由貿易の重要性を肌で感じて帰国した志立鉄次郎（日本興業銀行総裁 1913-18年）、上田貞次郎（高等商業学校〔現一橋大学〕教授）らに相談するかたわら、大阪商船の村田省蔵副社長とも協議し、その村田から平生に自由通商協会設立の話が持ち込まれる。

村田が語ったところによれば、大戦が終わってすでに9年になるが、各国が禁止的もしくは極度の保護関税政策をとっているため世界経済は遅々として回復していないから、今こそ国際的に自由貿易を復活させる必要がある、と今夏ジュネーブで開かれた国際経済会議や国際商業会議所総会でも勧告しているところである。とりわけ天然資源の乏しい日本では「到底自給自足主義の採用」は適さず、広く海外に原料を求め、これを加工して輸出する以外には生き残る途はない。したがって我が国にとって外国の関税障壁はできる限り低いことが望ましく、同時に我国もなるべく「自由貿易主義」を採用すべきである。しかし工業家のなかには「極端なる保護貿易」を主張するものが少なくない。以上の見地から「茲に本会を設立して自由貿易主義の普及を図り、諸外国に於ける同種の団体と協力して保護貿易主義を排除し、以て世界の平和と諸国民の共存共栄に寄与せんとす」と（昭2.10.25.）。

この1カ月後の11月22日に大阪クラブで自由通商協会創立の準備会が開かれ、この席に志立鉄次郎（日本興業銀行総裁 1913-18年）も出席し、国際社会でも如何に自由貿易主義を求める声が大きかったかを力説した。これに対して平生も日本にとって自由貿易が経済発展の要である、と次のように熱弁をふるった。鎖国時代の日本は生産性が低かったために人口を産児制限などで調整せざるを得なかったことを考えても、日本が今後ますます「民族的に隆興せしめんとせば自由貿易主義に依りて物資の供給を豊富にし、日本として他に優れる人口の増殖を利用して商工業を熾にして輸出を盛んならしめ、

(25) 上田貞次郎『新自由主義と自由通商』同文館、昭和3年

有無を自由に通じ長短を巧みに補ふの外なからん」。みだりに「軍国主義者」や「似非愛国者」に同調して「軍備を盛にし自給自足を計らんとすることは、外敵のために倒れずして自己の負担のために労するの結果を生ずべきなり」。英米に向って日本が海軍の増強を図ることなどはかえって両国の敵愾心をかき立てるだけである。資源の貧弱な日本が「今日の勢を以て世界的に雄飛せんとせば（平和の戦争に依りて）絶対に自由貿易主義を執り商工立国の方針を以て進むべしと思ふ」と。

日本にとってもまさしく正論ともいうべき自由貿易主義に対し、東京ではこれを積極的に支持する実業家が現われてこないことを彼は憂えた。東京で有力実業家と言われているものでも、実質的に三井、三菱、安田らの財閥の配下であり、自由に自己の意見を発表することが出来ないでいる。そしてその財閥は財を蓄積することしか関心がないから、「利の乗ずべきあれば政府の行動に阿附し其大官に阿媚して業を営む」ことをためらうことをしない（昭2.11.26.）。そしてその政府の対外経済政策について、昭和2（1927）年12月24日の日記に、平生とインド製鉄事業に資金を投じて合弁企業を行っている岸本吉左衛門の義弟岸本彦衛との会話が記されている。岸本によると、大蔵、商工、外務の高官からなる関税・製鉄事業に関係する会合「商工審議会」は関税引上げによって製鉄業を保護しようとの方針のようである。製鉄に要する鉄鉱石の三分の二は中国及び南方からの輸入に頼っている現状を考えれば、「有事の日に備へんとするも原料の不足は如何とする能はず。左れば鉄鋼類を自給自足すること不可能なり。然るに今や関税を五割引上げ、以て〔第一次大〕戦時中に勃興せし我製鉄業を救済せんとする」のは狂気の沙汰という他はないと。

この話を聞き、平生は啞然とし、「原料を産出せざる製品の自給自足を計らんとすることは根本に謬れる経済、否国家思想」だと憤慨する。そしてここで、我々の念頭をよぎるのは、昭和2（1927）年8月11日の三土忠造蔵相

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

の、公債以外に「今後一般会計に於て増収の見込あるものは関税改正（鉄、機械類、材木等）」というあの発言である。

年が明けて昭和3（1928）年早々「大阪自由通商協会」は設立に向って動き出す。1月14日には創立総会が開催され、ここで平生は座長の席に着いたが、80人余りの参加を見たのは「実に盛会」だと日記は記す。というのは、わが国の有識者の多くは、「現在の日本の為政者と少数の政商又は資本家」の間に漲っている保護関税政策・自給自足主義が、実は「我国の将来を誤るものとして自由通商主義」を支持していることを出席者の顔ぶれを見れば判るからであり、平生は「内心愉快に堪へざる」思いがした（昭3.1.14.）。

大阪と同時に東京でも志立、上田の首唱によって自由通商協会創立総会が開催されたが、大阪と違って東京では自由貿易への士気は相変わらず盛り上がってこなかった。それは、「東京は政治の都にして政府の補助、救済、援助を得んとする所謂政商の巢窟にして、大阪の如く自由独立の思想が強からず、殊に日本政府は商工業に対し無数の法律を以て認可権」を有し、この政府の「支配権の下に在る商工業者は勢政府の鼻息を窺い、政府当局の好意的取扱を懇請するの要あれば、現政府が保護貿易主義を採用し関税政策を以て国産の奨励をなし、自給自足主義を唱導しつつある際に於て、陽に之に反対して気焰を挙ぐるの勇氣」あるものは少ないからである（昭3.1.18.）。

またこんな記述も見られる。『鉾及金属の関税に就て』（昭和6年）の著書で知られる園田新吾によると、「東京にては政府と結託し、又は政府の補護に依りて私利を図りつつある連中には自由通商協会員を以て国賊なりと罵り、外国かぶれの連中とか誹りつつあるもの少なからずとして、先日井上準之助氏が大阪に於てなしたる演説を評して彼は心狂ひたるにあらずやとまで批評する人あり」と（昭3.6.1.）。

平生は後にこうした東京と大阪の経済をこう例えている。東京と大阪との相反する経済体質は、実は江戸と上方の文化の違いとも大いに関係している。

大阪商人は「上方贅六」と東京人からは蔑視されているが、彼等の強みは「自主独立にして他の援助又は保護に依りて成功せんとする依頼心」を持っていないことにある。彼等は自分の生活を安全にするためには「財力金力」以外にないことを認識し、その蓄えた富を「家産」として守るには、むしろ丁稚あがりの番頭を婿養子にするのがもっとも確実だと考え、こうして養子制度が発展した。明治維新後も、東京では政商と結託し、政府の保護によって事業を営む実業家が次々生まれたが、大阪商人は相変わらず「上方贅六」で、東京人のように政府から「甘き汁を啜る機会」はなく、そのことで逆に「今日の如く実力を以て堅実なる基礎」を築き上げるメンタリティーが磨かれた。他力本願の東京人は、こうして戦後不況、関東大震災、昭和恐慌のなかで馬脚を現わし、ついに世界大恐慌でパニックに陥るのだが、要するに「東京の実業界は遠望すれば、まるで大密林のように鬱蒼とした観があるが、近づいて良く見れば、二三の大木に多数の寄生木が群生しているだけである。之に反し大阪は大木はないけれど、一木一草といえども自己の根でしっかり立っている。そのために烈風が吹荒むも、ひよろひよるとするも、決して倒れることはなし」（昭6.1.14.）。

以上のような東京を中心に反自由貿易主義の空気が蔓延している中で大阪自由通商協会は戦略を立て直す必要に迫られる。昭和3（1928）年6月9日の日記によると、平生は、「自由通商の意味をはっきり一般国民に理解」させるには、外国の事例とか外国の経済学者の論説等をいくら論じても効果は期待できないから、「我国に於ける産業（輸入せられたる）と関税との関係を詳細に主要物品（第一には日用必需品）につき調査」して実例を示すことを提案し、同意を得る。6月23日には東京自由通商協会に赴き志立と上田に会って大阪協会での調査の意味を説明し、「この調査の完了と共に全国の主要都市を巡回講演をなし、大に吾々の主張を一般に宣伝して理解せしめ、輿論、即ち大衆の声を以て保護主義の政策を打破せんと考ふるが如何」と提案

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鉦三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

し、両氏から大いに賛同を得る。

ii 木材関税引き上げの是非

昭和3（1928）年8月28日の大阪自由通商協会役員会では、新しい活動を始めるにしても我国の産業保護の実態がわからなければ国民大衆を了解させることはできないので、1. 米及び雑穀並に麦粉、2. メリヤス、綿糸、綿布、毛糸、毛織物、3. 製鉄及び製銅、4. 木材、5. ソーダ、硝子、染料並に化学工業品、について調査することになった。そこで9月24日には、当時大阪にあった大原社会問題研究所の所長高野岩三郎が産業調査全般の責任者となり、特に急を要する鉄鋼関税は大阪朝日、木材は大阪毎日の経済部が調査にあたることになった。

さてこの間平生はこの運動のために精力的に活動する。10月9日に鉄および木材関税引上反対のための演説会を開催することにし、9月28日に早速その演者予定者の武藤山治（実業同志会）を訪問する。その席で武藤は平生に、政府は鉄関税引上げの意図はなさそうだが、木材については当業者の反対も少ないから農林省も引上げに賛成していると告げる。

平生はその足で住友総本店に総理事湯川寛吉を訪問し次のように自由通商の必要性を訴える。大阪の実業家は実力を蓄え、政府も今ではこれを無視できずに積極的に接近してきているが、大阪人は決して「利を得んとする如き卑劣心」をもって政府に媚を売ってはならない。東京の財閥とは違い「今日迄は住友家は政府の庇護の下に利を営みたることなかりしことが関西に於て政府の魔手が伸びざりし所以なり」。「互に政府を利用して巨利を博さんとするため東京の実業界は保護主義に傾き」、これによる弊害は「実に言に忍びざるもの」があると（昭3.9.28.）。

さらに10月6日には平生は、大阪財界を代表する4人の経済審議会委員、湯川寛吉、稲畑勝太郎、阿部房次郎、渡邊千代三郎を招き、大阪自由通商協会が鉄・木材関税引上げに反対であることを伝える。そして10月9日、鉄・

木材関税引上反対連盟演説会を開催し、そこにはほぼ1200～1300人が集まった。平生が司会し武藤山治らが演壇に立ち、大阪市民にとって関税上げが如何に大きな経済的損害を与えることになるかを訴え、「大に反対の氣勢」が上がった。平生は特に武藤山治の、「自由通商主義こそ以て政治の腐敗を血清する唯一の適剤」であり、それに反し保護関税は少数の資本家のみを利し、それが政治家を私利に走らせる、という演説には感銘を受けた（昭3.10.10.）。この反対連盟に加入した団体は大阪実業組合連合会、大阪木材協会など16に及んだ。

こうした大阪自由通商協会の熱心な反鉄・木材関税引上げ運動にもかかわらず、10月末には内閣予算会議は木材関税引上げ案を決定し、翌昭和4（1929）年3月はじめには議会に上程する。これに対し自由通商協会は直ちに以下の声明書を発表する。「木材関税引上案は植林の保護奨励を目的」としているが、植林し用材となるには数十年を要し、「其間関税引上に依って輸入を阻止し其不足を内地材で補ふならば、唯さへ供給不十分なる内地材の市価は昂騰し、結局現在の山林濫伐を助長し、植林保護に正反対の結果を来たすに至ることは火を賭るよりも明らかである。……要するに木材関税引上は少数の人士に暴利を与へ、大多数国民に莫大なる損害を与ふる外に何等得る処なきものである。吾等は国家百年の大計よりこの無意義にて有害なる関税引上案に極力反対を表明するものである」（昭4.3.3.）。

この声明も効果なく法案は衆議院を経て貴族院でも可決される。実は昭和4（1929）年3月20日に大阪自由通商協会発行のパンフレット『木材関税調査』が発表されるが、その「結語」には次のように記されていた。我が国は国土総面積の約6割を林野面積が占め、世界屈指の森林国だが、過去における「濫伐」と、それに対する植林を行わなかったため、殊に民有林の蓄積量が貧弱となり、それに加えて近年の木材使用量が急激に増加し、例えば普通家屋の建築用材の6割5分強が外材（中心は北米で、大正15年時点で北米か

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

ら日本への輸出は56%)の輸入に頼らざるを得なくなっている。この意味からも林業政策を確立して植林事業を盛んにすることが急務であることは言うまでもないが、その目的のために「輸入外材に課税し、国内に於ける木材市価を騰貴せしめて林業助成に資せん」とするのは「一部山林業者をして投機的貨殖に走らしめ延いて山林荒廢の不祥事」を惹起せしめる「愚挙」である⁽²⁶⁾と。

では木材関税引上げの結果はどうなったのか。昭和4(1929)年6月26日の日記には次のように記されている。誰もが関税引上げは必然的に木材市価を高騰させると予測し、「今や内地材の伐採は全国約五割内外の激増」で、特に民有林の濫伐は常軌を逸し、それに加えて造林および伐採費の予算が増加したため国有林の伐採も増え、この結果内地材自体の供給が激増し、他方で外材価格が暴落著しく、こうして全体として木材市価は惨落している。関税引上げを見越して濫伐した内地山林業者はそのため出荷することができなくなり、破綻するものが続出している。これは「自業自得なるも我産業の健全なる発達を脅かすものである。「保護さへ与ふれば産業は発達するものと考へ居る我政治家は勿論、国民の多数は大なる誤である。保護に狙れたる実業家は全く去勢されたる動物にして保護を与ふれば凶に乗りて彼等は努力を厭ふて安逸への一路を辿るものである」(昭4.6.26.)。

問題は内地木材業の衰退ばかりではなかった。当然アメリカの林業者は「大に感情を害して報復税を課せんと力めつつありしとの風評は事実となりて、今回日本より輸入する絹物及雑貨に高税を課せんとして提案し、已に下院を通過」するに至った(昭4.6.29.)。拙劣な対中国政策で「米国の容喙」を招いてしまった政友会内閣は、通商政策においてもこうして不用意な木材関税引上げによって、日本にとって貴重な外貨獲得先であるアメリカから手痛

(26) 大阪自由通商協会『木材関税調査』46頁。

い報復を受けようとしていたのである。

iii 鉄関税引き上げ問題

自由通商協会が設立されるに至るそもそもの発端はインド銑鉄輸入問題にあった。日本の鉄鋼業はもともと脆弱であった。大正から昭和にかけて、鉄鉱石は中国を中心にほぼ輸入に依存し、また鋼材の原料である銑鉄については、第一次大戦までは輸入の圧倒的部分をイギリスに頼っていたが、戦中から戦後にかけてコスト面でインド銑および中国銑が主流となり、昭和2（1927）年の輸入額についてはインド銑が実に6割を占めるにいたる。当時の日本の銑鉄需要において内地生産額は6割に過ぎなかったから、インド銑鉄が圧倒的に日本市場を支配していたことが分かる。ここからも国内製鉄業の保護と言え、インド銑鉄に対抗し得る関税や補助金を意味していたのである。⁽²⁷⁾

その保護が実際に話題となり始めると、インドで銑鉄合弁企業を経営する岸本吉左衛門商店は今後経営が苦しくなるのを恐れて志立鉄次郎と上田貞次郎に相談し、これにさらに村田省蔵をも語らい、村田から誘いを受け平生も加わって自由通商協会設立の運びになる。したがってこの発足の経緯から当初は自由通商協会が岸本商店の「別働隊」と見なされても当然であった。しかし通商は単に一企業の問題で済ませるものではない。これを全国的な組織にまで発展させてこそ運動としての効果が現れるものであるから、協会は、昭和3（1928）年8月8日の役員会で、組織的に岸本商店から完全に独立することを決定する（昭3.7.12., 8.3.）。

さて鉄関税引上げ案だが、同年9月28日に武藤山治から第56議会には提出されないことを平生は聞かされていた。しかし政権が交替し、緊縮財政と金解禁を目指す民政党の蔵相に井上準之助が就任すると、彼は本来自由通商主

(27) 大阪自由通商協会『鉄鋼関税調査』昭和4年5月、48-50頁。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鉦三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

義者であったから、製鉄企業は正面切って関税保護を主張しにくくなった。昭和4（1929）年8月29日の日記には、日本の製鉄業者たちが関税に関して興味深い議論をしていたことが記されている。それによると、政府が金解禁の準備として緊縮財政に転じると、対外為替は漸騰しはじめ、それに応じて外国輸入品が割安となってきた。その結果国内産業で外国品と競争関係にある事業で、合理化努力をしていない企業がその打撃を被むることは当然で、それを予想して企業家は「例の他力本願主義」を發揮して、「この為替昂騰に依る打撃を関税の引上に依りて cover」しようと集まって協議している。しかし合理化をせずに関税引上げを露骨に要求することはあまりに「利己的要望」と見られ、これには「具眼の士は何人も耳を仮」さないことを知っている彼等は、「其の口実を変へて国際貸借改善の名の下に関税引上」を策しつつあった。この運動を「尤も露骨に尤も猛烈に起しつつあるものは鉄鋼業者」である。鉄鋼業者は、為替漸騰に伴って銑鉄輸入が増加し、これが国際貸借に不利に作用するから、この不利を防止する手段として関税引上げを主張したのである。

だがこの為替上昇分に加えて関税引上げ分が価格に転嫁されるから、結果として日本からの鉄製品や機械類は輸出販路を狭めてしまう。平生は日記にこう記す。「鉄輸入の阻止のみを見て国際貸借上有利なり」とは言えない。鉄輸入の阻止と言っても、煎じ詰めれば、「インド銑鉄を主とした約2,000万円の問題」に過ぎず、「国際貸借改善の美名の下に得るところ余りに少くして失ふところ大なりといはねばならぬ。吾等は現政府が自由通商を以て関税政策を樹立せんとする矢先に於て国際貸借改善の名の下に関税引上が企てられつつあることを奇とするものである」（昭4.8.29.）。

(2) 世界的保護主義下における大阪の自由貿易論と東京の関税保護論との対決

以上のように喧々諤々関税論争が佳境に入ろうとするさなか、昭和4(1929)年10月24日、ウォール街で株価が大暴落し、これが引き金になって世界大恐慌が発生する。それに先立って田中義一政友会内閣が昭和4(1929)年6月29日、張作霖爆殺事件、所謂「満州某重大事件」と不戦条約問題⁽²⁸⁾で総

(28) 1928年8月27日に署名され、翌年7月24日に発効となる不戦条約、所謂ケロッグ=ブリアン条約を平生は「世界歴史に於ける未曾有の出来事」、「人類、吾国民の良心が世界同朋共通の平和地帯を建設するために誠意をもって努力」した結果として高く評価する。だが日本国内ではその第一条「締約国は各自人民の名に於て (in the names of their respective peoples) ……国策の具としての戦争を廃棄する事を厳肅に宣言す」の中の「人民の名に於て」が帝国憲法に抵触するのではないかということで大問題となる。それは昭和4(1929)年4月4日の日記に次の下りに出てくる。前日東京で「名宝展覧会」を鑑賞したが、陳列品のなかに高松宮と久邇宮の出品があり、その前には「脱帽」と掲示があり、拝観者一同脱帽しているから平生も脱帽してそれを見ると、「鬼若」の銘を打った刀剣一振りがあるだけで、そこには何の説明もない。彼は「この刀が皇室に属するものなるがゆえに脱帽を要す」とするのであれば、陛下が使用するものすべてに、鳳輦から馬匹、さらにはお召し物までに「脱帽の敬礼」をしなければならなくなるだろう。これに続いて次のように現内閣を批判する。「上に陛下へ上奏の手續を取らずして済南事件に関する日支協約に調印し、日本の国体の如何を考慮せずして in the names of their respective peoples といふ如き冒頭を以てせる不戦条約に何等の留保をなさずして無条件仮契約をなしたる大臣及特使が存する日本に於て、其下僚が御物に向って敬礼をなさしむる如きは実に ridiculous」ではないか。この不戦条約は「人民の名に於て」を「陛下が国家の名に依りて」と解釈することで衆貴両院を通過していたが、枢密院ではこの解釈論は「牽強付会の詭弁」であり、「臣下として輔弼の任にある総理として田中首相の責任は免れずと強硬論」が出て紛糾する(同年4月6日)。枢密院での紛糾は内閣の命運を決しかねなかったため、窮した田中は枢密院を牛耳っていた伊東巳代治を賄賂作戦で抱き込んでこの場を切り抜けようとする。彼は通相久原房之助と仕組んで「黄白を以て貪欲なる彼の心を陶醉」させるのに成功し、枢密院精査委員会⁽²⁸⁾で伊東の妥協案が成立する。すなわち条約批准書には「各自人民の名に於て」という文言に帝国憲法の「条章に對し妥當を欠く云々の」宣言文を付すことになり、そしてその宣言文に対して政府がどのような責任をとるかという点に関しては枢密院としてはこれを議論する権限を有せずとして落着する。政府はこうして「難関を無事に通過せるものとして樂觀せるものの如く、即ち伊東伯に手交せられたる黄白の力が政府をしてやれやれと重荷」を下させたようである(同年6月22日)。もし

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生 平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

辞職し、憲政の常道にしたがって濱口雄幸率いる民政党が政権を引き継ぐ。しかし同党は少数与党であったから、まず選挙に打って出て、これに勝利する。日本を取り巻く経済環境はますます厳しいものになっていったが、民政党はあくまで金解禁と自由通商を基本政策に掲げてこれに日本経済を託す方針であった。これに対し欧米においては保護主義がいつそう勢力を強め、国内産業の保護が国民的テーマとなってゆく。

昭和5（1930）年3月4日の日記には次のような透徹した平生の国際経済分析が記されている。世界各国では「自給自足主義経済思想」が旺盛となり、互に関税障壁を高くして自国の需要は自国品で満たそうとの空気が支配的となってきているが、これは国際通商にとって著しい障害となり、輸出品は国内で生産過剰の状態となっている。最も責任が重いのはアメリカで、豊富な資源に恵まれているにも関わらず、「伝統的保護政策を踏襲して、やが上に関税を高めて益々外国品の輸入を防止せんと」としている。他方で欧州諸国はそれぞれこれに対抗しようとするも所詮「螻蛄の斧」であることを知っているから、「欧州列国が一国となりて関税同盟を作り相互間に於ける関税を撤廃」し、これまでのようにアメリカの助力を仰ぐよりもむしろ「米国をボイコットして彼の専恣横暴なる態度に抗せん」とする案も浮上しているが、各国それぞれ事情があって困難である。しかし植民地大国イギリスは各地の植民地をもって「一丸とせば優に北米に対抗するを得べし」と考える先覚者が現れ、すでに新党を組織しつつあるようである。これは英帝国内では関税を廃して、域外には「高率関税の障害物を築き其物資の輸出を排除」しようとするものである。この考えに同調してインドは輸入綿布に対してランカシャーと日本との間に差別関税を実施している。

て6月27日の日記には、こうして「今や我国の政治は田中義一氏がカジリ附主義のために如何に腐敗し如何に紊乱しつつあるやを知り、これほど政治が公正を欠くのは明治以来ないことで、「国家のため真に憂慮に堪へざるなり」と記す。

アメリカでは高率保護関税（平均53パーセント）として悪名高いホーレイ・スムート法⁽²⁹⁾が1929年5月に下院を通過し、翌年6月17日に法律として発効して以来、世界の景気は急速に冷え込んでくる。平生はまさにここに世界大恐慌の決定的な原因があり、金解禁や緊縮財政などは、影響はあるとしても軽微に過ぎないと考えた。例えば昭和5（1930）年6月27日の日記には関西の船主等との会食の席でも次のように述べたことが記されている。「この不景気は世界的にして、世界中、北米合衆国を除くの外殆ど貧乏国となり、互に産業合理化を高調してより良きものをより安くより多量に生産することに努力した結果、生産物は各国ともに増加しつつあり。然るに世界の gold の大部分を蓄積せる北米合衆国は頻りに関税の障壁を高ふして外国品の輸入を拒絶せんとする以上、米国より多額の債務を負ひ巨額なる元金の支払を要求せられある欧州其他の各国に於ては益々貧窮の淵に沈むの外なし。従って彼等も亦他国の物品の消費を制限し国産愛用を奨励すると共に、米国の擧に倣ふて関税を高めて外国品を排斥する外なきに至れり。現に我国の如きも正貨の流出を恐れて輸出入の均衡を図らんとて国産愛用を宣伝しつつあり」。

このような身勝手なアメリカの政策は自国にも跳ね返ってくる。高率保護に護られて「不当の利益」を貪っている企業は別として、「輸出の目的を以て生産しつつある農業及工業が漸次窮境」に陥っていることが顕著となり、「今や政府は農業者の保護のために農産物の価格低落を防止」しようとしているが、こんなことはそもそも不可能で、「農産物の価格は輸出減退のため少しも昂騰せずして政府の支持も効果薄く農民は益々困厄に陥り、為めに北米に於ても一部には尤も強き保護政策反対の声を聞くに至りたり。この事実は明らかに保護関税政策の末期を予示」するものである。（昭5.7.2.）。

自由貿易主義者としての平生はこうした状況下で如何なる行動をとったか、

(29) 藤本建夫『ドイツ自由主義経済学の生誕－レプケと第三の道－』ミネルヴァ書房、2008年、442ページ。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

興味あるところである。7月21日の午餐を大阪クラブでとっているが、ここで大阪毎日新聞の高木利太が平生に「貴君は自由通商協会の常務理事にしてこの国民運動の旗頭なるが、大にこの際勇を揮はれて如何」と問いを投げかけたとき、平生は「今や北米合衆国もこの誤れる政策の結果を感じつつありて米国の有力者中にも liberty of trading の精神に賛成を唱ふるものを生じつつあれば、早晩米国人も自覚するの機会到来せんと。ある人はこの際米国大統領に向って関税国際会議の提唱を勧告しては如何と」と応じ、「一同大に之を賛するものの如し」と日記に記している。

さらに平生は7月25日の大阪自由通商協会幹部会では、英文毎日の関税問題の記事に対して、ある北米合衆国大使館付商務官は私信という形で、ホーレイ・スムート関税に対する「内外に於ける反対が囂々たるに鑑み、重大なる計画を進めつつある」ということを聞かされる。つまり、それは米国政府が関係ある諸国の有力者を集めて会議を開き、彼等から「米国関税の不利、差別的なる点を指摘論述」させ、こうして同関税の改正の機運を高めようとするものようで、これは「保護貿易の権化たる米国としては誠に驚くべき政策変更の態度」であると日記に記す。

このようなアメリカにおける新関税に対する反対の機運を受けて大阪自由通商協会は関税会議開催の決議案をまとめたが、これをどのようにして大統領に伝えるかに関して、大阪ロータリークラブでゼネラルモーターズ専務 Mr.May に会い、彼から書面でその決議を大統領、全国商業会議所会頭、上院関税委員会委員長に送るようにとのサジェスションを得る（昭5.8.8.）。

8月27日の日記には、次のような8月26日付けの書面を「大阪自由通商協会常務理事平生鈺三郎」の名でフーバー大統領その他に送った旨が記されている。今日の経済不況の原因は、各国が保護関税障壁を設けていることにある。各国民の負担軽減を目的としてロンドン軍縮会議が招集されたが、これと同趣旨において「世界貿易の促進をなすため関税の制限又は引下を計る国

際会議の開催が最も適当」である。しかし「アメリカ合衆国及び其他二三の世界の主要貿易国がある諒解のもとに世界各国を招集する」ことでなければ、何等の成果も期待できない。確かに不自然なまでの高関税障壁の完全撤廃を望んでいるわけではないが、好機をつかんで、何らかの形で自由通商の運動を起さねばならず、しかもその「唱道者は言ふまでもなく偉大なる先見と充分なる才幹を有するもの」でなければならない。「同時に大胆でコスモポリタンの精神と活動性に富む国民を背景」としなければならない。「かかる確信のもとに吾人は閣下及び貴会議所議員がこの種の運動に協力を得ることができる」と信じます」と。

この書簡に対してアメリカからは、「黙殺はせられざりしも、其回答たる、体裁能き謝絶状」(昭5.11.19.)であった。それにも負けず、平生はアメリカの保護主義を批判し続ける。昭和7(1932)年6月13日、ハワイで開催されたロータリークラブ太平洋会議に大阪ロータリークラブを代表して出席した平生は、「世界不況とロータリー精神」と題して、アメリカが高度保護関税政策を改め、心機一転、輸入を輸出以上に増やすことを貿易の原則にすることを提言するが、アメリカには全く通じなかった。

平生の日本経済に対する考え方は、金解禁によって為替の安定を図り、そのももて初めて産業も発展し、企業の国際的競争力もついてくるのであって、企業はそのためには「真の合理化」に努めなければならないというものであった。この彼の発想は、ある意味において、政府による様々な保護的景気政策はいわば「モルヒネ」であり、創造的破壊のうちにしか不況は克服されないと論じたシュンペーターと一脈通じ合うところがある⁽³⁰⁾。

こうした欧米の保護主義的経済政策に対し日本の実業家、特に東京の実業家は、言ってみれば、甘えの構造が心性として働いていて、平生の考えとは

(30) 藤本建夫『ドイツ自由主義経済学の生誕－レプケと第三の道－』ミネルヴァ書房、2008年、4ページ。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

裏腹に、やはり関税保護を要求してきた。それは関税審議会に対する彼らの議論に良く現れていた。関税審議会は社会政策審議会および国際貸借審議会とともに濱口内閣の成立と同時に設置されたものである。その趣旨は「関税政策に関する根本方針として保護政策の整理を攻究する」（昭 4.10.29.）というものであったが、昭和 4（1929）年10月19日に開かれた関税審議会特別委員会は、「輸入品の価格低落に因り該産業が危害を被むる場合には、政府は当該輸入品の有税品たると無税品たるとを問はず、相当の範囲内に於て一定の期限を付したる付加関税を課するの権限を政府に対し附与するは最も適当の方策なりと認む。仍て之に関する法律案を次期帝国議会に提出せられんことを臨む」と決議した。

保護関税を整理する目的で設置されたはずの審議会がむしろそれを容認する決議をしたので、これには平生を中心に大阪自由通商協会は反発し、「関税審議会設置の趣旨に逆行するもの」との声明を発表する。大阪毎日新聞もこれに同調して、「委員の多くは決して公平なる自由人ではなくして寧ろ保護を要望する産業を背景に持つ人々が多い。……国民の大多数は断じてかかる偏頗なる犠牲を甘受せんとするものでない」と社説で応じた（昭 4.10.30.）。また11月15日、大阪で開催された自由通商協会連盟理事会に出席した、東京自由通商協会のリーダーで関税審議会メンバーでもあった志立鉄次郎は、同審議会は殆ど保護関税論者で占められているから自由通商を論じても如何ともしがたかったと述べた。平生はこの日の日記に、「何分東京に於ける事業家と称する人々は政府、三井、三菱との密接なる関係なきもの稀にして、此等の *magnates* に矢を射るの實力あるものなく、自由通商の旗振はざるは当然なり。然れば東京に於ては消費者の味方として絶叫するの外なからんか」と記している。

こうした強力な保護要求に対して大阪自由通商協会と民政党内閣は必死で抵抗する。この「保護貿易論者の巢窟」（昭 5.1.15.）である東京で、井上蔵

相を中心に濱口内閣は政府としてこの関税審議会答申を無視することは不可能だとしても、次の議会に法案として提出する考えは毛頭なく、平生が井上蔵相に「鉄鋼の如きが第一屈指せられ居るは驚くべし」と語ると、井上は「かかる馬鹿々々しき事は決してなし」と応えている（昭5.1.16.）。

逆に外国からの保護関税への風圧も加わってくる。日本の主要輸出品である綿布に対し輸出先のインドが自国業者を保護するために関税を引上げ、しかもランカシャー製品との間に差別関税を設けたが、これは明らかに日本製品締め出しを意図したものであった。というのも、これまで日本は主としてインドから銑鉄を輸入していたが、そのインド銑鉄に対して関税引上げによって国内製鉄業を保護しようとしているため、インド政府が綿布関税で報復しようと意図していることは容易に類推できることであった（昭5.3.11.）。

鉄保護のために日本綿布はインド市場を失いかねない状況に陥ったが、製鉄業者からの関税引上げ要求は相変わらず続いていて、7月18日の日記には次の記述が見られる。平生は17日に井上蔵相から、山田穆、岸本彦衛、伊藤忠兵衛とともに夕食の招待を受けたが、そこで平生と岸本が井上に向かって、東京の製鉄業者が再び銑鉄輸入関税引上げを政府に要望しているし、政府でも商工省あたりにはそれを支持するものもあり、また政友会の山本悌次郎らは硫酸アンモニアと鉄鋼の輸入を途絶すれば国際収支は改善すると言いつらしているようだが、政府はこれらをどう思っているかと質したところ、井上はこう答えた。鉄鋼業者からの要望は事実だが、政府は妄りに「保護の目的を以て関税の引上げ」はしない。外国との競争により日本の製鉄業が「sound base にありながら亡滅するの危険」があるとすれば何らかの対策を講じなければならないが、それには「当業者が事業の整理をなし合理化をなさざるべからず。経営宜を得ざりしたため無用なる巨費を浪費し膨大なる負債を有し、其負債に対する利子をも生産費に加算して之を高め、以て外国輸入品と競争すること不可能なりとて関税の引上を求めんとするも、政府は如此き要求に

実業家・教育者^{ひら お はちさぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

対し耳を藉する能はず」と。

井上のこのような鉄関税保護に対する消極的発言にもかかわらず、11月に入ると事態は急転回し始める。11月11日、平生は岸本彦衛と田口八郎から「関税の引上が〔民間〕製鉄会社と八幡製鉄所の合同問題に関連して今や実現せられん」としていることを聞かされる。そして翌12日、首相官邸において臨時産業審議会が開かれ、商工省案をベースとする「製鉄事業統制に関する方策」が答申され決定された。この答申は要するに「八幡製鉄所及び民間製鉄所を打って一丸とせる大合同会社を設立し、其完全なる統制の下に徹底的合理化を図ることとし、その新会社支援のため関税が引上げられるだけでなく、それに加えて「国税及び地方税を免除」というものであった。この案に賛成した審議委員は三井を代表する團琢磨、牧田環、三菱を代表して木村、その他東洋製鉄を代表して中島久万吉、郷誠之助らで、反対したのは斯波忠三郎、松永安左衛門、阿部房次郎の三名だけであった。

これは平生から見ても驚くべきもので、天下の富豪として、また「実業家として跳梁せる頭目が製鉄事業は国家的事業なりとの名目の下に横暴なる行動」に出たものである。これらの会社は第一次大戦時、市価の暴騰を見て設立されたもので、大不況の今「其事業が不引合なることは当然」である。そうであるにもかかわらず、「製鉄事業は国家のため尤も緊要なる事業」であり、それゆえその存亡は「国家の興廃」に関わると主張し、商工大臣俵孫一の無知に付け込んで合同会社をでっち上げようとしている。そして「統制とか合理化」をその口実にしている。彼等がいかにそれを高調しようとしても、「不引合にして滅亡に類せんとする所謂マイナス会社が如何に合同するも、マイナスの加はマイナスを多くするのみにてプラスたる能はざるや論なし。かかる合同は借金の利払にて不可能なる製鉄会社をして窒息状態より救わんとするものなり。民間製鉄会社の財産を如何ほどに評価せんとするや。……合同に依る統制に依り合理化を行はんと揚言するが、関税の引上や国税地方

税の免除を以てする合同が如何にして合理化といふを得べきや。合理化とはより良きものをより廉に製造することにあらざるか。関税の引上は生産費の引上である。何故に国民はかかる合同のためにより高き鉄を買はねばならぬか。不合理も甚しといふべし」(昭5.11.15.)。

(3) 自由通商と金解禁

大阪の自由通商か、それとも東京の保護貿易か、両者が激しく論争し合っているさなか、ここに突如金本位制問題が新たな争点に加わってくる。すなわち、昭和3(1928)年6月23日、フランスが平価を5分の1に切下げて金本位制に復帰する(25日から実行)ことが日本にも伝えられると、欧米ではポルトガルとスペインを除いて主要国はすべて金本位制となり、世界の五列強あるいは三大強国だと自負していた日本にとって面子のうえからも金輸出禁止を続けにくくなった。これに直ちに反応したのはやはり大阪財界人で、6月22日に大阪毎日と大阪朝日両紙が合同で財界・学界・政界の著名人28名を集めてシンポジウムを開催した。

平生は上京中でこの場にはいなかったが、その場の空気を次のように伝えている。

まず東洋綿花の兎玉一造らの少数派は「為替の低位が輸出促進の効果」を持ち、したがって国際収支が均衡を取り戻すまで金輸出禁止を続けるべきだとして金解禁「尚早論」を主張したのに対し、その意見は、平生によれば、「政府当局及日本銀行当事者の口吻」をそのまま真似た意見で、いわば「俗論中の俗論」で、「自己の産物を安売するの結果なることを気付かざる謬論」であり、金解禁を実行しない限り為替は安定せず、従って貿易赤字は解消されることはない(昭3.6.24.)。実際シンポジウム参加者の大多数は「金解禁即行論」者で、彼等は、経済は貿易が改善され、物価は世界水準並みに低下し、金利は低く、為替も回復している今こそ解禁にとって「一番好時期」で

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生飴三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

あり、また解禁にともなう投機的な正貨流出の心配については、現在貿易環境は良好で、また貿易決済に充てられる在外正貨にはまだ余裕があり、さらに為替銀行には最近買入れた外国債が相当あるから為替資金調達に問題はなく、さほど懸念することではない。また為替が安定すれば、国内の金融業者は外国債への投資を増加させるから正貨流出は抑えられないだろうとの意見があるが、それに対しては「金融緊縮」が起り、自然に外国証券投資は止むだろう。ただ英米に金解禁の「準備として三億の credit 設定の要」はあろうと。平生はこのシンポジウムをこのように総括し、「最後に於て一同協議の上『金解禁準備調査会』の設立を決議し、大阪に於て金解禁漸行促進の烽火を揚ぐることとせり。これ近来の快事なり」(昭3.6.24.)と大いに評価した。

当時政権は政友会が握っていて、蔵相は三土忠造であった。金解禁問題が発生すると、彼は金解禁と緊縮財政か、それとも政友会の伝統的政策である地方財政救済のため地租を地方税に委譲するか、そのどちらを優先するかで決心がつかず、蔵相を辞任する。田中義一内閣は満州某重大事件と不戦条約問題の失政に加えて、三土に代る蔵相を得られず、結局総辞職を余儀なくされる。昭和4(1929)年7月2日、「政権常道」の原則に従い組閣の大命は民政党の濱口雄幸に下り、蔵相には井上準之助が就任することになる。

民政党内閣は政権を掌握して以来緊縮財政を推し進めていったが、そのさなかの昭和4年10月24日、ウォール街で株価が大暴落し、以後これが引き金となって世界経済は急落していった。金解禁こそ日本経済を復興させるうえで重要な鍵と見ていた平生は、当初、この^{ガラ}瓦落が世界的な高金利に終止符を打ち、金利低下とともに円為替は上昇に転じ、したがって金解禁にとって有利な方向に展開して行くだろうと予測し、むしろ歓迎した。

10月26日の日記には次の記述がある。10月24日まではアメリカでは株価がほとんど際限ないほど高騰を続け、コール金利は8～9%に達しても勢いは

なお衰えず、連邦準備銀行は金利を引上げ、貸出しを制限するなどあらゆる手段を尽くしても効果は現れなかったが、24日には「寄付早々より投物雪崩の如く殺到し、諸株は見る見る間に崩落して行つた」。この日の「株式市場の恐慌来は世界的に金利高をなせる主因なりしニューヨーク市場に於ける高利を抑制することとて、世界的金利の低落を促進」することになるから、「金融業者は我邦が今や実行せんとする金解禁には好都合なるべしとの意見を抱くは当然なり」。というのは「如此くして内外金利の差が次第に平準化し金利の差益のため正金の流出を促す恐減退」するからである。そして11月4日の日記によれば、株価崩壊の結果、ニューヨークのみならず世界の金融市場で金利引下げが行われ、これは「日本の金輸出解禁に好影響を及ぼすべく、加之に本年は入超の最少記録を示し、益々金解禁断行に好都合を示しつつある事情はニューヨークに於ても解禁遠からずとの推測より為替は已に四十八弗台に上」った。

11月8日の日記はさらに金解禁が近づきつつあることを示唆している。すなわち、井上蔵相は金解禁のためには「あらゆる事情が順調」に進行しているから、「相当の期間を予定して金解禁の実現を公示するも差支なしと考へ」ているらしく、「期日公示の意あることをほのめかし」つつある。そのために市場では金解禁近しとの「気分は内外に漲り」、為替は急騰している。この空気を平生はむしろ多少じれったく感じていた。井上は「国民の緊縮気分を徹底」させるには来年3月頃までかかると考えているようだが、もしそれが彼に解禁を躊躇させている理由であるとすれば、ますます「解禁即行の必要が高調」されねばならない。というのは単に解禁が予告せられた場合と現実に断行せられた場合とでは、どちらが国民の気分を緊張させるかは説明を要しないからである。つまり前者においては国民に「一種の恐怖心」を起こさせているだけであり、この「不安気分を一掃するには解禁断行の外なし。斯くして国民は金解禁は決して幽霊にらず魔物にもらず、尤も平凡なる

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

経済財政上の一現象にして……大に安堵して産業の振興を図るに至るべきか」。

この間平生は、政権や財閥におもねることを常とする東京の実業家とは違って、従来家訓として政治には距離を置いてきた大阪財界人を「経済更新会」へと勧誘し、民政党後援団体結成に向けて尽力する。昭和4（1929）年10月13日に発表された同会の趣意書には、「現下の経済国難を打破する為、財政を緊縮し国債を整理し金輸出解禁を断行し国家財政の基礎を鞏固ならしむると共に国民経済更新の途を拓かんとする現政府の政策に共鳴」してこの会を結成する、と謳われていた。この趣意書の意味合いについてその日の日記には次のように記されている。「如此き団体こそ日本に於ける破天荒のものにして、大阪商工業者をして東京の実業者の如く常に政府に阿附し政党の援助に依りて特殊の利益を獲得せんとする所謂政商なるものの簇生を防止」するものであり、このような「新例こそ日本の経済界を物質的にも精神的にも更新するの力あるべしと信ず」と（昭4.10.13.）。

金解禁に向って滔々と動き始めた世論にも押されて政府は、11月21日午後5時、昭和5（1930）年1月11日をもって金輸出禁止に関する大蔵省令を廃止することを決定し、この決定を知った平生は「実に愉快此上なきことなり」と記す。

その1週間後の11月27日、大阪で経済更新会の発会式が行われたが、ここに濱口首相と井上蔵相が招待される。「国家の保護に依りて自己のinterestを擁護せんとする念」が強い東京の実業家とは違って、大阪の実業家は「自己の実力」によって経営をし、また「比較的根柢堅実」であるから金解禁を「経済立直しのため産業界の安定のため必然」と受け取り、「多少の犠牲は止を得ざるものとして其断行を期望」し、したがって現民政党内閣の経済政策を支持している、そのことを公然と世に示したのが、濱口・井上隣席のもとでのこの経済更新会発会式であった。

昭和5（1930）年1月11日の金解禁実行の前日夕、大阪朝日新聞社主催で金解禁記念講演会が開催された。この会は非常な盛会で、翌日の日記によれば、用意した入場券1700枚は午前9時に交付し始めてわずか40分でなくなったが、その後も希望者は引きも切らない状況であった。平生はこの講演会で請われて「自由通商と金解禁」と題して講演をしているが、その要旨は次のようなものであった。

日本経済は大正9（1920）年恐慌以来「陰鬱なる雰囲気」に包まれていて、金解禁は「偶之に浄化作用を加へ、潜在せる欠陥を曝露」しようとするに過ぎない。なるほどこの浄化作用によって「病膏盲に入りたる我経済界に一層の苦痛」を与えることは勿論だが、これを通してしか日本経済は「健全なる状態に回復」しえないだろう。したがって今政府が行っている公私経済での緊縮策はさらに続行されなければならない、不況状態はなお続くが、「国民は之に対して忍従するの外なからんか」。このように金解禁は、金解禁それ自体の問題ではなく、日本経済の「一般的浄化作用」に基づくものである。ところが一部の特殊産業は「関税を以て其影響を緩和せんと」企んでいるが、これは「産業界全般の利益を無視し国民生活に有害なる影響を与へ、一部業者にのみ不当の保護を加ふるものにして不公正」と言わねばならない。では保護でなければ他に如何なる不況脱出策が考えられるのか。それは「産業の合理化」以外には考えられない。ここで産業合理化とは、生産費、したがって賃金を引下げ優良な製品を廉価で販売することを意味していて、そのためには関税や補助金を廃し、それに高能率の労働力をもって国際市場において外国製品と十分太刀打ちできる実力を養うことである。しかし「生産者が自己の企業組織を合理化せずして徒らに旧慣を墨守し、何等の考案も何等の改善も施さずして資本に対する同率の配当を享けんとし、或は関税の保護の下に、或は操業短縮に依り単に価格の維持に力めんか、其製品は価格に於て外国輸出をなす能はず、従って金貨本位維持の要諦たる国際貸借の均衡に資す

瞞着を以て一時の人心を買はんとして、政友会が天下を取れば忽ち景気が回復する如き、実に国民を愚弄せる如き言論を演述しつつある犬養政友会総理と、謹厳にして言々句句正義を以て満ちたる演説をなす濱口総理とを対比せば、如何に無識の地方人士といへども孰れの政党が国家のため貢献するものなるやを知るに足らんか」。

この選挙戦で政友会は金解禁を再禁止し、従来通りの「積極的財政政策」を採用することこそ景気を回復させる唯一の方途であると主張したが、選挙の結果は予想通り民政党の圧勝に終わり（民政党272、政友会172）、国民は金解禁と緊縮政策の続行を選択したのである。

昭和5（1930）年11月14日、濱口雄幸が東京駅頭で襲撃され重傷を負い、これが民政党内閣終焉を早める。この事件が平生にとって如何に大きな衝撃を与えたか、それは次の日記の記述によく表われている。「今やこの国難に臨みて……濱口氏が永逝せられる如き事あらんか、国民は唯一の指導者を失ひたるが如く、荒海を航海せる船人が暗夜に燈火の消ゆるに逢ひたるが如く、政治も亦混沌たる常態」を呈することになるだろう。すなわち議会で多数を制する民政党が「国難」を意に介することなく政権争奪をめぐる群雄割拠し、分裂し、ついには「絶対多数の好機を逸する」恐れすらある。また「敵党たる政友会に於ては君国の休戚など頓着なく、この機会を以て民政党内を攪乱して内閣の瓦解、民政党の分裂を企図し、之が為めには政友会の常套手段たる陰謀悪策を逞ふする」だろう。このような事態になれば、「政界は戦国時代の觀を呈すべく、不景気のために人心が不安の極に陥れるこの際、国家は如何なる状態を呈すべきや、実に寒心に堪へざるなり」。事態は平生が恐れていた方向に進み、濱口内閣の後継若槻内閣は内紛で崩壊し政友会に政権を奪われてしまう。

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

(4) イギリスの金本位停止と高橋是清蔵相の金輸出再禁止

昭和6（1931）年9月18日の満州事変と軌を一にして経済界を震撼させるニュースが世界を駆け巡った。イギリス政府が9月21日午前0時をもって金本位を停止すると発表したのである。日本の財界はこの「寝耳に水」、「青天の霹靂」の報道に驚き、東西株式取引所はいっせいに立会を停止した。これにどのように対処すべきか。あくまで経済合理的に考える平生は、中国に対しては日本製品の流通を阻止しようとする「排日排貨」運動を批判する一方で、国内の実業家に向かっては金本位の維持こそ日本がとるべき最良の策だと力説して譲らなかった。

9月29日、平生は午前中に海外移住組合連合会（後述）で仕事をすませ、東京海上ビルの中央亭で昼食をとっている。その席で、日本も一日でも早く金輸出再禁止をすべきだと強弁する論者がいたが、「余はかかる事は断じて決行すべからず。かかる手段を以て景気の回復を計らんとする人は一時的亢奮剤を以て一時の快に耽らんとする人にして、多く借金の圧迫より脱せんとする人」である。確かに再禁止をすれば物価は昂騰し、株価も上がるが、それはこれによって賃金の引下げを「闇打的」に行おうとするもので、物価が高騰すれば早晚賃金の引上げを要求されることになり、利潤はすぐに減退する。また対外的には「安売高買」を意味するから金輸出再禁止の効果はなく、一部の人々を利するだけである。またその根拠についてイギリスの金本位停止をあげる人々がいるが、彼らは状況を正確に理解しているとは言えない。上述のように日本は輸入面から再禁止のメリットを論ずることができないとすれば「何が故にかかる手段を取る」必要があるのか。「英国が金本位を停止したるには停止すべき理由が存するものなるが、日本には之と同一なる原因存在せざるにあらずや」と日英間の状況の違いにもっと目を向けるべきだと主張する。

翌9月30日、井上蔵相を私邸に訪ねた平生はこのイギリスでの金本位停止

について彼からより詳しい事実を知らされる。井上によれば、イギリスがこうした事態に追い込まれたのは、財政赤字に加えてイギリスの国際的信用が疑われて短期資金が次々引き揚げられたために、対策として、マクドナルド挙国一致内閣のもと、正貨流出の防止に努めたが、その甲斐もなく、そこで政府はアメリカとフランスに向かってクレジットを懇請したが、要領を得ず、万策尽きて金本位停止となったのである。では米仏をはじめ世界の金融業者はなぜポンド売りを急いだのか。その理由は、井上の見るところ、挙国一致内閣が成立していても、労働党の政策について先行きが見えず、それが彼等の間に「不安」を生じさせたのだと。

平生は12月31日の日記で昭和6年を回顧しているが、このイギリス金本位停止についてこう総括する。「英国はオーストリアの恐慌〔最大銀行クレディット・アンシュタルトの取り付け〕、ドイツに於ける財界の危機に際し、金融の基礎の堅固を以て天下に誇れる老大国とて、塊独の求に応じて極力応援を怠らざりしが、米仏其他より絶へず短期資金を引上げられ、7月より9月に至る2ヶ月間に於て12億磅の巨額を引出さるるに至り、9月21日に於ける引出も応ぜしが、当時英蘭銀行が貯蔵せる金塊を一掃するも尚不足」する状況に追い詰められた結果がこの金本位停止であった。これがポンドの影響力が強かったヨーロッパ各国に衝撃を与えた。すなわちポンド手形が各国中央銀行の金準備の実質部分のかなりを占めていた国々は、ポンド相場の暴落によって「兌換の基礎」を危うくし、ついに連鎖的に金本位から離脱していったのである。

9月30日の井上の話に戻れば、このヨーロッパの金融危機に周章狼狽して日本も金本位を停止すべきであると主張するものがあるが、これは日本経済をよく理解していない議論である。第一にイギリス経済との関係だが、戦前とは違って、現在の日本はポンド建輸出の問題はあってもイギリスに「在外正貨」を置いていないから、金本位停止の直接的影響はない。第二に財政的

実業家・教育者平生^{ひらお はちさぶろう}鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

には日本は緊縮財政で、第三に国際経済関係では貿易収支は著しく好転し、また短期資本の取付けについては日本の金融市場が「孤立」しているためその懸念はない。要するに「英国の金本位停止に依り我国は何等解決しがたい重大問題に遭遇しては居ない。今日神経を悩ますべき何等の事情もない。しかるに何を苦んで金輸出再禁止とか平価切下を行って財界を攪乱するの必要があろうか」。

平生はこの井上の意見にほぼ全面的に同意するのだが、彼の意をさらに強くしたのは、朝日、毎日の両二大紙が金本位制維持でまともまっていたことである。朝日新聞は11月6日の社説で再禁止に対する反対論を展開し、翌日の大阪毎日は再禁止を「党議」としたことを公表した政友会を次のように非難した。「何をおいても我国の経済的信用を維持して行くことが根本条件」である。「金再禁止論は自ら信用の危を広告宣伝するものであって、信用を毀損する上に、天下之に過ぎた有効な方法はない」。同紙からみれば満州事変で政治・外交面で国際的信用を失いつつある日本にとって、金融面でも信用の孤立化の危険は避けられなかったのである。

しかし問題は民主党内から噴出する。すなわち内相安達謙蔵が突然何の前触れもなく政友会との連立内閣構想を打上げたのである。平生によれば、もし連立内閣が実現すれば、「政友会は倒閣運動のために天下に発表せる政策はたとえ全部ならざるも其一部を実行せざるべからず。彼〔安達謙蔵〕の金輸出再禁止の如き、政友会にして党議として決定発表したる以上直ちに之を実行せざるべからず。之が為めに生ずる財界の混乱は実に名状すべからざるに至らんか」（昭6.11.23.）と。

この平生の予想はまさに凶星で、12月13日に安達内相の反乱は若槻内閣を崩壊させたが、安達の連立内閣とはならず、「憲政常道」に従って野党第一党の政友会総裁犬養毅に大命が降下し、大蔵大臣高橋是清によって直ちに再禁止が実行されるや、為替は暴落し、物価や株価は高騰した。この金輸出再

禁止について政権移行後まもなく井上と高橋が議論を交しているが、平生が井上宅を訪れた際、両者で次のような会話が交わされたことを聞かされる（昭6.12.16.）。井上が高橋に財政の現況等引継ぎ事項を詳細に述べたが、高橋はそれに応じて、「犬養氏の懇請止を得ずしてこの大任を引受」たが、最近は眼病で入院していて「長く世間と遠り居りたるため財界の現状につきても知る所少なく、為めに金輸出禁止後に於ける対策につきは何等工夫する所なきが如しと」。これを聞いて平生は「真に日本人としては心細きことなり」と感想をもらす（昭6.12.16.）。

もしこの日記のように、金輸出再禁止という金融政策上の大転換が何等十分な準備のないまま、突然政権が転がり込んできた政友会によって、11月初旬に党議として決定していたからという理由で実行されたのだとすれば、これは余りにも軽率な政策決定であったと言うべきかも知れない。

井上準之助と高橋是清とは昭和7（1932）年1月21日に貴族院で本格的論戦を行っている。まず高橋が、金解禁政策のために財政緊縮、国債の整理、消費の節約が実行され、その結果日本は不況に陥り、産業は衰退し物価は低落し続けたが、これを救ったのが金輸出再禁止であると主張したのに対し、井上は、これまで平生にも私的な談論で語ったことだが、理路整然と高橋の財政政策を批判していった。この論戦の様子を平生は翌日の日記に記している。井上は高橋に次のように質問した。「金本位を維持するのに努力するのが政治家の義務ではないか」。それを現内閣は組閣早々十分な研究もせずに再禁止したために、「ドル買思惑」で三億円もの「巨額な利益を少数の資本家に得」させてしまった。これは「政治道徳に反するものにあらずや」と。これに対し高橋蔵相は「金本位にあらずば国が立たぬ訳がない。支那は銀本位である。〔……〕また現内閣になって何故再禁止をやったかといふが、夫なれば何故前内閣は金本位をやったか、大した理由はないではないか」。

この蔵相としての高橋の答弁には驚くほかなかったのか、平生は自身の意

実業家・教育者平生鈇三郎ひらお はちきぶろうにおける“liberate”な社会と軍事国家体制……

見をこう記す。「実に国家の財政に慎重の考慮を払はざる暴論といふべく、寒心の至りなり。かかる無謀なる思想の下に積極財政を行はんか、inflationは免るべからず。国民は一時の好景気、否欺瞞的財政策に陶酔して終に救ふべからざる状態に陥るべしと懸念に堪へず。しかして大勢は政友会内閣の積極政策を謳歌しつつあれば総選挙の結果は必ず政友優勢となり、inflation政策は必ず実行せらるることとなり、対外信用は頓に下り為替は漸次低下の歩調をとるに至らんか」と（昭7.1.22.）。

(5) 平生鈇三郎の高橋財政批判

i 時局救済事業

アメリカは大恐慌に対して関税を大幅に引き上げて自国産業を保護する政策を取った。これに対して平生は恐慌を脱するには基本的に世界が自由通商に立ち返らなければならないと考え、彼を中心に大阪自由通商協会は自由貿易の普及に全力を尽くしたが、不況が深刻化するにつれて一層自由通商でなければ「本善に立帰る」（昭6.7.10.）ことはあり得ないとの考えを益々強くしていった。

これに対し、昭和6（1931）年12月13日、犬養毅政友会内閣の蔵相となった高橋是清は直ちに金輸出を再び禁止する決定を下す。その彼の財政政策だが、昭和7（1932）年3月6日の平生日記を見ると、「現内閣は金輸出再禁止を決行するに当り……各国が実行せる為替管理すら行はず、対外為替は自由放任といふよりは無為無策のために下落に下落を重ね、思惑は思惑を生み、今や見当なき状態である。かかる状態が継続せんか、政府の財政は勿論、一般財界はまさに名実共に破綻に瀕するの外なからんか」と極めて厳しい⁽³¹⁾。

(31) 井上準之助や平生とは違って、岩田規久男編著『昭和恐慌の研究』東洋経済新報社、2004年、ixは、「高橋財政」と呼ばれている「リフレ・レジームへの大転換により、日本経済は昭和恐慌からごく短期間で脱出し得た」と主張する。他方、松

また、政友会は伝統的に農村を選挙基盤にしていたが、特に生糸市価はアメリカ市場で需要が激減し「一大恐慌」到来の感があり、その上農家は地価下落のため土地を担保に融通を受けることさえままならない状況にあった(昭7.4.20.)。他面これを地方銀行から見れば、土地への融通ができないため銀行自体も行詰っていた(昭7.4.24.)。こうした農村を救済することが高橋財政政策の第一の課題であった。

第62帝国議会では農村救済が最重要議題の一つとなり、向こう3年間で3億5千万円の土木事業を行うために公債を発行することが決定されたが、平生はすぐにこれに反応を示す。この金額では200万の貧農を救済するには不十分で、10億円の土木事業計画が立案されようとしているようだが、その維持費は膨大なものになり、従って地方政府負担も当然増えることになるから農村経済は一層苦しくなる。それに「かかる不急の土木事業を起すために巨額の公債を募集して紙幣を発行するため対米為替率に激落を生ずるとせば、果して夫が政府として取るべき方策なるや甚だ疑なき能はず」、と平生はこの農村救済案には疑問を抱いた(昭7.6.17.)。

第63帝国議会は前議会を受けて「時局匡救」が議論の中心となったが、平生はこれを以下のように厳しく批判する。この時局匡救事業は結局3年間で総額約85,000万(国55,000万, 地方30,000万)が投ぜられることになるが、平生は政友会主導のこの政策を中小地主のための救済策だと厳しく批判する。政友会は「徒に農民に媚びて地盤の固めに腐心」していて、「私利私慾を満足せんとするの外他意なきを知るべし。農村救済を高調するものは農村に於ける中小地主である。彼等は猫額犬の田畑を所有し其小作料を以て徒手生活

本崇『大恐慌を駆け抜けた男高橋是清』中央公論社、2009年、1-2ページは、同じく「井上財政」を批判した上で、高橋が蔵相を務めていた時代は「健全財政の時代と呼ばれ」、またニューディール政策で知られるルーズベルト大統領が「実は健全財政論者だった」ことが判ったと弁じている。

阿諛し軍部に阿附するの言論を敢てし、益々軍部の軍備拡張熱を煽りつつある時、荒木陸相、否軍部の主張に対抗して之を削減するの勇氣と自信なきは現内閣組織以来の行動が能く之を示して余あり。海軍も亦陸軍に対抗して莫大なる新要求をなしつつあれば、陸軍の軍備を容認して海軍の要求を拒絶することも不可能なるべく、各省の要求中時局匡救に関するものは政友会の手前もあり如何ともする能はざるべく、財政は何れにしても危機に瀕せりといふべし」。

11月6日の日記は予算折衝の様子を記している。高橋蔵相が各省からの新規予算額に対して大鉞を揮い蔵相としての気を吐こうとしていることは窺えるが、「果して高橋蔵相が少くとも陸海軍に向ってかかる大鉞を加へ断乎として所信を以て猛進」することができるだろうか。「荒木陸相の如きは例の軍部を後楯としたる脅要的態度を以て、国家の一大事なりとの口実を以て蔵相に肉薄するならんが、果して之に向って如何なる策謀と勇断を以てするや」。高橋蔵相がこうした削減を敢て閣議に出した以上、「氏にして真に国を思ふ至誠あらんか、軍部の強要を排して勇断決行すべきのみ。若し軍部が反抗に逢ふに於ては内閣は陛下に上奏して御親裁を仰ぐのみ。満州事件を利用して陸海軍があらゆる専断をなし、以て軍備拡張をなすが如きは実に猛省を要することと思ふ」。

だがこの平生の期待は見事に裏切られる。復活折衝で高橋蔵相はすべて軍部の要求を受容れてしまうどころか、その配分についても一切口出しすることができなかつた。「如此きは従来になき異例にして、国家の予算を編成することも大蔵大臣の任務なるに、海陸大臣に一任して干与せざるが如き、果して蔵相たるの責任を尽くせるものといふべきか」、と平生はあきれ果てる(昭7.11.13.)。かくして昭和8年度の予算案は「我国未曾有の大予算」となり、「何等の定見も何等の将来に対する予定計画もなき所謂ダラダラ予算」となる(昭7.11.18.)。

条例を改正して保証準備を拡張せしめ、以て兌換券の増発に依り応募せしむるの外な」くなるから、山口銀行はその備えを考えていると述べた。

平生はなお気になる新聞記事を紹介している。昭和7年7月1日に満期を向える満鉄外債600万ポンドについて「金を現送せず……政府が輸出為替を買入れて之を外債支払」に充てることを考えているようだが、そうになると「輸入の管理統制を行ふの必要を生じ、其極に国家が輸出入を自己の手にて行ふこととなり、ソヴィエット・ロシアと同一の手段」を採用することになると懸念を示している（昭7.2.16.）。

事態は平生の懸念した通りに非公募主義、国債の日銀引受と貿易管理体制の方向に一直線に向って進んでいくが、その間に予想されるインフレ景気が一般国民の眼を眩ませる。日本銀行は昭和7年3月12日から公定歩合を2厘引下げ（商業手形割引日歩1銭6厘、国債担保貸付利子日歩1銭7厘）、制限外発行税も6分から5分に引下げることがを発表する。政府および日銀の狙いはこれによりインフレ政策に舵を切ることを決断する。今や世界的に反デフレ政策に転換しつつあるから、日銀は金利引下げによる円為替暴落を懸念することなくインフレ政策を実行することができるというわけである。しかしこの反デフレ政策を平生は次のように批判する。

「株式や物価が昂騰するも、之に依りて産業が勃興するにあらず。若しこのinflationといふ時ならぬ暖気のため花が開きたりとするも、夫は一時的にして忽ち枯涸の外なからん。何となれば産業を起すも其生産物に対する購買力の増加あらざればなり。収入同額にして貨幣価値低下せる時に於て如何にして購買力が発生するやは何人も疑はざるべし。通貨膨張、否不換紙幣の増発に依る人為的につくられた仮設的購買力乃至仮説的信用力の増大は之を以て国民の真の経済能力増進の結果にあらざればなり」（昭7.3.12.）。

3月の日銀金利下げの効果は現れず、8月18日にはさらに「金融市場空前」の引下げを発表し、商業手形割引は日歩1銭2厘となった。この「強力的イ

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

インフレーション遂行」で「一時的なりとも好景気」を狙っても、これが「産業界並びに国民の実際生活」に効果がなければ何もならない。日銀は「政府のinflationの先棒となりて市中の状況を無視して金利引下を行ひつつあるは如何にも無意見である」。経済界では需要が減退し、あらゆる産業で5割以上の操短を行い、「資本は固定」したままで、「進退^{これきわ}維谷まるの窮状」である。「要するに事業界は金利の低下は歓迎するも、さりとて金融業者が貸出を渋るに於ては事業界の回復は六ヶしかるべく、さりとて金融業者も現在の貸出資金が固定して回収の見込みなき時に、進んで事業の将来につき好望あるにあらざれば新規貸出を敢てするの決意を生ぜざるべきか。……政府の取らんとするinflation政策の先駆たる外効果少なかるべきか」。

11月25日には予算額のうち36%が軍事費という「開闢以来」の大本算が閣議決定となるが、同じ25日に国債の日銀引受が開始される。こうして政府と日銀が車の両輪となり、赤字国債増発でインフレ景気が煽られ、軍備拡張のため軍需工場は多忙となり、さらに為替激落で輸出が激増すれば、市場にあふれ出た資金は当然投機化して株式市場に流れ込み、株価はその実態がどうであれ「躍起せんとする勢」である。これを抑止しようとして日銀が「open market operation」と称して自行引受の公債を市場に売放ちて遊動資金の収縮に努めつつあるが、之は政府が左に通貨膨張の因を作りながら右に夫を抑制しようとするもので、政府、即高橋蔵相も資金の存在が必ずしも事業振興を意味するものでないことを悟った形である」。そして物価は昭和6（1931）年12月に比べ昭和7（1932）年12月の物価指数は英米ともに10ポイント余り低下しているのに、日本は20ポイントも上昇しているから、極めて危険な状態にある。

こうした経済状況を背景に平生はこう警告する。軍需など前途が見えない「不生産的事業に巨額の資金を投じつつある間はこの危険は避くべからざるものにして、政府は深く思を此の点に致して一日も早く収支相逢ふよう政費

の調理を図らざるべからず」と(昭8.1.18.)⁽³²⁾。

iv 続落する対外為替の意味

財政の逼迫と公債の増発は必然的に対外為替率の低落となって現れる。これはまさしく「日本に対する信用の欠乏」を示すものだが、高橋蔵相はこれについて「人為を以て如何ともすべからざれば放任の外なし」との方針をとっていた(昭7.8.23.)。しかし8月25日の新聞によれば、「氏特意の放任論も些か心細さ」を感じ始めたようで、政友会の為替平衡資金制度類似の方法を大蔵省案として発表したと日記に記されている。

しかし11月11日の日記には、対米為替が本来100円に対し約50ドルであったのが、今や20ドルを割り込むかと言うほどに下落しているとある。平生はこれを極めて危険な兆候だと見ていた。確かに世間では輸出が増えるから国民経済にとっても実業家にとっても大いに歓迎すべしとの風潮が漲っているが、「若し金を以て計算せば従来の二倍以上」に売らねばならない。他方で輸入物価は上昇しつつある。従って輸出増加で得ている利益には「国民経済全体の負担」が対応していることを忘れてはならない。単に日本は「安売高買」をしているだけである。「之に依り我國民經濟が何等利するところなく取引毎に損失を醸しつつあるのである。国民経済自体が弱って来るのに個人や社会が活動し得るとは不審ならんも、之は為替低落といふモルヒネ注射の為であることを知了せねばならぬ」。

さらに為替の続落は直接的には政府の外国への諸支払いや、民間では巨額の外貨建債を抱える電力会社の大きな負担となって表面化する。五大電力会社(大同、東邦、宇治川、東京電燈、日本電力)の財政状態は頓に悪化しているが、これらの会社の利払いと減債基金支払いが「金本位時代に比して今

(32) 国債の日銀引き受けとオープン・マーケット・オペレーションについては、富田俊基「1930年代における国債の日本銀行引き受け」『知的資産創造』2005年7月号をも参照。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

や倍以上」となっているからである。まさにデフォルトとなる恐すらある。また政府が外国への諸支払いを輸出為替の買入で行っていることも外国の信任を失い為替市場への圧迫となるから、それだけ脅威となる。為替低落が一面で政府・日銀当局にとっても懸念材料であったことは、昭和7年7月に資本逃避防止法を制定せざるを得なかったことから分かる。しかし為替の低落が止まらないために、11月30日、ついに大蔵省は省議として「為替応急策」をまとめそれを勅令として断行しようとする。それによると、「政府発行の外債、政府保証にかかる外債、電力外債中内地人及び内地在住の外国人の所有にかかる額は総額拾億円弱（平価計算）」に達しているが、これを近々勅令で「外債評価委員会」を設立して「強制買上げ」をする。政府関係の約8億円を別にして、電力外債中内地側所有額約1億4000万円については、「大蔵省がこの電力債を援助する理由は電力会社の救済では断じてない。右は為替で元利支払せらるるときに事実上資本逃避の結果となる場合が多く、また円売思惑に乗ぜらるることもあるから之を強制買上して元利払を円で実行することになれば其恐なく、資本逃避法の精神に合致し為替対策となる」（昭7.12.1.）。

この強制買上げ政策は電力会社にとって「金貨利払の難」を逃れ、しかも「低落せるニューヨーク市場相場を以て有利に銷却」できるとの噂が流れたために電力株が昂騰したが（昭7.12.7.）、総額十億円もの巨額の資金調達のことを考えてもそれは容易なことではなく、高橋蔵相がすでに、「内地に在る外貨証券は公社債引括るめて全部政府が強制買上をやるなどといふことは全く考へて居ない」と否定し（昭7.12.1.）、結局この問題は先送りされた。

(6) 大阪自由通商協会の終焉とロンドン国際経済会議の挫折

高橋財政と世界的保護主義の大波に飲み込まれ、平生日記にも自由通商のスペースは次第に少なくなっていたが、彼はやはりアメリカを中心に関税

引下げが主流となることによって世界貿易が活発にならなければ世界経済は
もちろん、日本経済に好景気が訪れることはないとの持論を変えることはな
かった。

だが自由通商運動はまず東京で挫折していった。昭和7（1932）年4月11
日、平生は帝国ホテルで志立鉄次郎、田口八郎、岸本彦衛と昼食をともにす
るが、その際志立は、「今や大衆の力は微弱にして、言論機関たる新聞紙も
亦実力なき時に於て、講演会を開くも何等の効果」なく、「新聞紙が挙って
軍部に媚びるが如き態度を取り、商売主義となりて正論が没却せられつつあ
る」と大いに落胆しながら東京での自由通商運動の現状を述べたが、平生は
彼を「保護主義者の包囲中に在りて氣力を失ひたるが如く、公衆に向って呼
かけるの勇氣失せたる」ようであると日記に記す。

鉄保護関税をめぐる議論が熱を帯びていた昭和7（1932）年4月、大阪
自由通商協会主催の懇話会で平生は自由主義の必要性を力説し、次のように
東京の保護主義を批判した。「旧式の溶鉱炉を蘇生せしめんとして、鉄工業
を萎靡せしめんとするは如何にも怪訝に堪えざるところにして、其旧式の製
鉄機関を所有するものは三井、三菱の如き財閥なるを見れば、世人はこれ等
の財閥を救済せんため輸出の減退も消費者の苦痛も意に介せずと非難せらる
るも弁解の辞なかるべきか」（昭7.4.18.）。

平生は5月24日から7月2日までロータリークラブ太平洋会議出席のため
ハワイに赴き、6月13日にスピーチをしている。この日の日記にはその内容
は記されていないが、ハワイ出発前の5月19日に大阪ロータリークラブでそ
の要旨を語っている。「現在の世界大不景気の主因たるものは北米合衆国が
世界大戦争に依り一躍して大富豪国、大債権国となりたるにも拘はらず、や
が上に他人を貧しくすることに依り自国を富まさんとする方針を実行し來り
たることにして、夫が為め世界の黄金は米国とフランスに集中したるなり。
……されば米国が心機一転して、債権国は輸入超過を經濟の原則、貿易の原

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

則とすべきものなることを了解し、関税を低下して外国品を輸入し之に対して死蔵せる黄金を放出せるか、之に依りて世界の物資が運行を初め、金の運行と共に物資の自由移動が開始せられ、世界各国間の国際貿易は旧態に復するを得て各国民は今日の旧態より脱するを得んと思ふ」。

これを見ても平生の自由通商のロジックは変わってはいないことがわかる。何が変わったのか。それは結局満州問題をそこにどのように組み込んだのかに関わっている。ハワイからの帰朝歓迎会を大阪自由通商協会有志が7月16日に行っている。この席でその問題について平生は次のように述べている。「我国が満蒙に進出するは他意にあらず。生活の資料と原料を求めんがため、我加工品に向って販路を求めんとするのみ。人類が慾望を満足する唯一の平和的手段は外国貿易の外なし。故にこの means がなくなるとすれば武力を以て領土拡張か piratic action の外なし⁽³³⁾」。アメリカ人には日本の満蒙における行動を非難するものもいるが、それは日本人が「米国流の frank and open にあらずして東洋流の表面を糊塗せるものなれば、米国人を誤解」させているからである。「若し日本が最初より満蒙は日本の国防上の生命線なりと高調し、満蒙に他国が勢力を扶植すること、また満蒙が常に匪賊の跳梁するところとなり、また暴政の下に苦しめられつつあることは我權益を害し、延て我国の独立を脅かすものなれば、我国は自衛上満蒙を自己の勢力の下に置かざるべからざることを主張し居らんか、彼等は今回の我国の処置に対し積然たるものありしならんと思ふ」（昭7.7.16.）。

(33) 平生は上記のように、ハワイでのロータリークラブ太平洋会議の帰朝報告で「人類が慾望を満足する唯一の平和的手段は外国貿易の外なく、これが失われると「武力を以て領土拡張か piratic action の外なし」と述べているが、昭和12（1937）年に自由通商10周年を記念して発行された「拾周年記念特集」においても、日本のように資源の乏しい国が生き残るためには、平和的国際貿易か、そうで無ければ領土拡張しかない、と昭和7年と同じ論調で議論を展開している（滝口剛「満州事変後における自由通商運動の軌跡—『大東亜共栄圏』への道—」『甲南法学』第57巻第3・4号、2017年、108—110ページ）。

平生が大阪自由通商協会にどれほど思い入れがあったとしても、現実には次第に周囲からはその余地を益々狭められ、他国への領土侵略という極めて危険な方向に向かわなければならなくなったと苦渋の結論を導き出していたのかもしれない。同年12月9日に同協会事務所で理事会を開くが、そこで次のような議論が行われた。「自由通商なる文字が自由貿易と混同せられて誤解」を招いている。そればかりか「保護論者（東京に於ける実業家の多数）がこの misleading の名称を逆用して、彼等は自由貿易論者にしてマンチェスター派の〔流れを〕汲むものにして、彼等のいふところの如くせば日本の産業は根本より顛覆破滅すべしなど脅かす恐あり。従って東京の協会の如き、理事会を招集するも来集するものは志立、大田両氏の外は山川端夫氏、矢野恒太氏位にして有力な事業家は一人も来会せず。此等の事実より考察したる結果、此際自由通商協会を解散し、国際通商協会を大阪に設置し之を本部として現在の会員を其儘継承し、他地方には支部を置くこととせんとの議は一同の賛成を得たり」。この決議を東京に通知した。こうして昭和3（1928）年以降活発に活動してきた大阪自由通商協会も時代の潮流に抗しきれなくなて行ったのである。

昭和8（1933）年6～7月にロンドンで世界不況を救済すべく最後の国際経済会議が開催された。主要なテーマは関税引き下げと為替の安定であったが、同年3月にルーズベルト大統領の下で金輸出を禁止しインフレ政策に軸足を移していたアメリカは、ドル為替の安定に飽く迄反対したから国際会議は決裂した⁽³⁴⁾。この後に待っていたのは各国が経済ブロックを一層強化する以

(34) この国際会議を決裂させた決定的な「事件」は7月2日のルーズベルト大統領の「爆弾声明」であった。それによると「一国の健全な国内経済システムは、変動する他国通貨の尺度で見たその国の通貨の価格よりも、その福祉にとってより大きな要因である。政府のコストの削減、十分な政府収入、政府債務の履行能力がすべて究極の安定にとってきわめて重要である所以は以上の理由による。そこで、いわゆる国際銀行家たちの古い物神崇拜が国民的貨幣をつくりだす努力に取って代わら

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生夙三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

外になく、こうして平生や大阪財界人たちが望んでいた世界的自由通商体制と金本位制は最終的に潰えてしまうのである。

5. 川崎造船所を“liberate”し労資協調体制を実現する

(1) 強制和議

第一次大戦下、飛躍的發展を遂げた日本の造船業は、戦後恐慌、大正9年恐慌、関東大震災、金融恐慌、昭和恐慌と打ち続く経済的危機に何度も直面したが、松方幸次郎率いる川崎造船所もその例外ではなかった。その主要取引銀行は十五銀行であったが、同行は昭和2（1927）年3月に発生した金融恐慌のさなかの4月21日、連日の取付けでついに休業の止む無きに至る。同行との資金的パイプを断たれた川崎造船所は、その後従業員の思い切った整理や経営陣の刷新、車両部門の分社化等、それに海軍から巡洋艦および大型潜水艦各一隻の受注などがあり、立ち直りの兆を見せ始めるが、世界大恐慌と金解禁は同社に致命的大打撃を与え、昭和6（1931）年6月には約3千名の職工を解雇するなど、経営破綻は誰の目にも明らかであった。

そこで川崎造船所は国防上（海軍との関係）、また失業など経済社会問題から見ても容易ならざる事態を回避するため、昭和6（1931）年7月20日に神戸区裁判所に「強制和議法の適用」（同法を改善して2000年から今日の民事再生法が施行される）を申請し、これをただちに受理した区裁判所は窪田判事を主任判事とし、8月には平生夙三郎ら7名の整理委員を任命し、早速作業に取り掛かることになった。⁽³⁵⁾

れつつある」云々と（秋元英一「ロンドン世界経済会議と国際経済協力」『EX ORIENTE』（大阪大学言語社会学会誌）Vol.15, 2008年, 8ページ）。こうしてアメリカは完全に内向きとなり、国際経済を見捨ててしまった。

(35) 柴孝夫「川崎造船所和議事件と平生夙三郎－整理委員としての活動をめぐって－」、杉原四郎他『平生夙三郎日記に関する基礎的研究』甲南大学総合研究所、叢書1をも参照。

超多忙の毎日を送っていた平生は再三再四整理委員を断ったが、結局委員を引受けることになる。その経緯について、8月15日の日記に次のように記されている。整理委員について神戸地方裁判所長は、まず川西財閥の創始者で川西航空機株式会社を設立するなど関西財界の重鎮川西清兵衛に相談したところ、川西は、本件は神戸市にとって「重大事件」であり、「尤も厳正公平なる裁断」を要すると述べ、それには平生が「最適任者」と答えたので、所長も平生にその旨を伝え応諾を懇請したが、平生は、川西が整理委員として「余と共に其労を執るなれば余も参加」しても良いと答えた。しかし川西は、病後でもありその任を引受けることができないと裁判所長に伝えたので、所長はそうであれば平生と川西の二人で適任者を推薦してほしいと再度要請したので、二人は元鐘紡社長長尾良吉を推薦した。彼は川崎造船所社長鹿島房次郎とも、また造船所の大口債権者である藤本ビルブローカー銀行の重役とも懇意であることから何とかしたいと考えていたから、委員を引受けても良いと返事したが、平生もともに委員になることがその条件であった。平生としては長尾を推薦した手前辞退するわけにもいかず、川西も承諾をすれば参加すると長尾に答える。そこで長尾が川西を説得し、さらに神戸商業会議所副会頭榎並充造を加えて4人の委員が決まり、それに3人の弁護士を加えてここに整理委員の顔ぶれが出揃ったが、この経緯を見ても平生が関西財界で如何に「重鎮」として尊敬されていたかがわかる。

昭和5（1930）年末時点の川崎造船所の債務残高は1億4100万円で、これに対して帳簿上の資産は9000万円であったから、すでに倒産状態にあった。この破綻会社を再生させる道筋を示すことが委員会の仕事であったが、委員会での実質的指導は自然の成行きから平生と長尾に委ねられた。昭和6（1931）年8月18日の第1回の整理委員会の前日、長尾が平生を訪問し今後の見通しについて話し合っている。第一に経営責任の問題について長尾が、社長の鹿島房次郎は当然辞任するとして、その後継は川崎家から川崎芳熊が

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

適当ではないかと述べたのに対し、平生は、「鹿島や石井〔清〕の如き臨機応変、権謀術数をもって社業の回復を計らんとて債権者を胡魔化する事を以て常套手段とせる連中の中に在り、心ならずも彼等の指揮に従いつつ執務」していたため「神経衰弱に陥り不眠症」にかかり、高血圧に悩まされている芳熊にはこの大任は荷が重すぎると反対した。さらに会社更生の方法としては約1億5千万円の債務のうち、1/3は切捨て、1/3は優先株式、1/3は社債とし、新経営陣は優先株主および社債権者の協議によって選出し、未払い資本金は「即時全額払込」を執行することとし、あわせて財産の再調査を行う。この平生案に長尾もほぼ同意見であった。

第一回会議ではまず財産の再調査から始めることとし、造船に関する資産については浦賀船渠社長今岡純一郎、経理は東夷五郎計理士、飛行機は川西清兵衛、車両は長谷川正五、船舶は平生が調査を担当することが了承される。なお製鉄関連については岩井勝治郎が承諾を渋ったが、平生が岩井の工場の技師を個人的に委嘱し、これを岩井は「黙諾」することで問題は解決した(昭6.9.1.)。

9月2日の会議では未払込資本金の払込み問題が主として議論された。第二次大戦前の商法では、株主は会社設立時に発行株数のすべてで所有者が決まっていなければならないが、株式額面の一部を払込めばよいことになっていた。この方式だと、高額面株の株主になることが容易にでき、経営側からすると配当負担を軽減できたのみならず、倒産時には未払込資本金の徴収で債権者への返済に充てることのできるというメリットがあった。平生はこれについて次の点を指摘した。川崎造船所提出の「株式異動表」を見ると、「有力なる株主」のうち「株式を他人に譲渡」したものが少なからずあった。これは「未払込資本金の払込の要求を恐れて逃避」しているからである。会社の資産保全のためにこの資本逃避を防止するのが取締役の「当然の責務」である。これに対し鹿島社長は「一日も早く決定」しようと思うと答えたの

で、平生はそのような「不確実なる答弁」には満足せず、日時をはっきりするように迫ると、鹿島社長は一週間以内に重役会を開くと明言し、9月9日の会議で彼から、払込日は10月1日とし、一株につき17円とし、一括して払込むべき旨株主に通知したとの報告がなされた。

この9月9日の会議で優先株の問題が議論の俎上に上る。平生は次のように持論を述べる。現和議条件によると、会社の業務経営は株主の代表のみに委ねられ、債権者は長期で低利の返済を受けるだけであるから、和議反対が大多数なのは当然である。そこで彼らの利害を考えると、彼等の「債権の一部を優先株とすることが最も妙案」、「尤も合理的」である。そうすることで彼等もまた会社の経営に関与でき、優先的に配当に与ることができるからである。この間9月18日には突如満州事変が勃発し、12月13日には政権は民政党から政友会に移り、蔵相高橋是清によって直ちに金輸出は再禁止されてしまう。

この政治的経済的大変動のさなか、11月あたりから川崎造船所問題でも整理委員会と利害関係者間で激しい鏝迫り合いが繰り広げられる。「尤も厳正公平なる裁断」を目指す平生は、11月29日、長尾と協議し、切捨債権、5分利付き10年据置き債権、優先株（配当5%）をそれぞれ1/3とし、資本金は1/10とするきわめて厳しい再建案を考え、12月1日の整理委員会に提示した。これに対し鹿島社長は債権の切捨は考えていず、また減資については5千万円とし資本金4千万円の会社として存続させる意向だと答え、また石井専務は川崎造船所が所有している「無形の財産、即ち技術的進歩、経験及び他に追従を許さざる設備等、俗に老舗料」はもっと評価できるはずだと述べ、平生案に抵抗する構えを見せた。

債権者側も緩やかな措置を求めた。12月5日午前、大口債権者のうち社債権者として藤本ビルブローカー銀行の三輪小十郎並びに野村証券の片岡吾吾が呼ばれた。平生がここで状況を説明して、両者に向けて債権の「一部放棄」

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

の覚悟があるかどうか、また両者は社債の仲介人でもあり、顧客に一部放棄を理解させ得るかどうかを質したが、明言は避けた。ただ三輪は債権切捨てを止めて優先株に変更してはどうかと提案し、また片岡は社債の顧客は地方銀行であり、もし一部放棄で取付けが発生するかもしれないと繰り返し主張した。しかし平生はこうした利己主義的な提案には全く耳を貸さなかった。午後には無担保大口債権者（十五銀行、藤本ビルブローカー銀行、加島銀行、大倉組の代表者）を集めて平生は次のような比喻でもって一部債権放棄を迫った。「この際苦痛を忍びて外科手術に依りて更生の途を計るか、中風の病人の如く単に生命の尽きるまで臥褥するか」の二つに一つだが、整理委員会は前者を「最善法」と考えている。我々を「信用して切棄を肯んぜられるや否やを協議の上通告せられたし」と。まさに高圧的な口調で迫った。

12月5日の日記の最後に、「本日招集せし債権者は個人にあらずして株式会社の大重役のみなれば、彼等は自己の責任上会社の帳簿に赤字を出すことを好まず、たとえ反古に類する優先株にても債権にても之を存留して以て資産負債を表面的に繕はんとする真に責任観念乏しき人々の集まりとて、外科手術につき躊躇の色あり」と記す。

12月24日、整理委員会は大口無担保債権者を集めて平生の第二案を提示する。同案の大枠は、和議債務に関わるものは昭和7（1932）年1月31日時点で総額1億4200余万円であり、この1／3の約4700万円を切捨て、残り3800万円を和議債務、5700万円を優先株とし、造船所の現株式資本は4／5を切捨てるというものであった。

1月15日に整理委員はこの平生第二案について大口債権者代表十五銀行、藤本ビルブローカー銀行および野村証券の代表と交渉している。ここで主要な論点となったのは、切捨てにされる4700万円のことであった。債権者側の論理としては、金輸出禁再禁止により物価が騰貴し、財産価格も当然増加しているから、その分として2000万円の復活を求めてきたのである。その他優

先株の配当率を引上げ、和議債権の元本償還期限を延長する等の要求は、平生たち委員から見れば、元本の償還が第一に優先されなければならないのに、それを考慮しない案は「随分債権者側に好都合」なもので、承認するわけにはいかなかった。

それにしても機関銀行ともいうべき十五銀行の抵抗は執拗であった。平生にもたらされた情報によれば、十五銀行は、「銀行の内情上」、1 / 3もの「巨額の切捨をなすは不可能」であるから、切捨てられるべき債権を「第二債権」として帳簿に計上して残し、「第一債権」完済後償還することにしてほしいとの意向であった。この要望の意味を平生は当初理解できなかった。2月10日に平生は十五銀行頭取西野元と会見しているが、そこで西野は、整理委員会案にしたがって債権を切り捨てれば、「川崎造船所は更生するも十五銀行は破産の運命」に陥るほかになく、それゆえ十五銀行としてはそれをすべて「優先株」とし、それらに対する配当がなくても「辛抱」とすると懇願した。

平生はこの西野頭取の発言を理解できなかったが、3月1日、平生は日銀総裁土方久徴と面会し納得がいく。土方によれば、昭和2年の金融恐慌の際に十五銀行は日銀から特別融通を受けているが、それが満期を向える前に資金に欠損が生じた場合には国庫がそれを保証しなければならない。銀行としてはそれは絶対に避けなければならない。ところが川崎造船所問題で、大口債権者である同行にとって整理委員会の原案通り債権切捨てが実行されれば、多額の欠損処理をしなければならない。そうなると自行の減資までもしなければならなくなり、一気に預金が引出され、特融の国庫による保証が現実となり、一般恐慌の素因を作らずとも限らない。こうしたリスクを考えれば、この際整理委員会はこの十五銀行が置かれている状況を考慮し、同行と川崎造船所双方にとって実行可能な案を希望すると（昭7.3.1., 9.）。

3月12日、西野は整理委員会の求めに応じて神戸裁判所に出頭し、そこで

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

十五銀行の案として、「 $1/3$ の $1/3$ を切捨つることとし、残の $1/3$ は条件付債務として会社が利益を生じたときは支払ふこととし、最後の $1/3$ は和議債務又は優先株に編入し、優先株の最高率を8%」とするというものであった。

彼が退席後整理委員会はこの案を検討した結果、特に「条件付債務」については以下のようにすることで意見の一致を見た。すなわち、十五銀行は、将来川崎造船所が利益を生じたときに返済を受け得る「特殊債権として資産に計上」する。こうすれば特融の問題には抵触しない。他方「川崎造船所に於ては出世証文に均しきものなれば負債として計上するの必要なきもの」である。こうすれば「十五銀行としては nominal の債権を存し、川崎としては切捨と同様の取扱をなすを得」と。平生はこの経緯を土方にも早速手紙で報告した。

この方向で十五銀行と川崎造船所整理問題は筋でクリアされ、以後法律上、あるいは文言上の細部にわたる諸問題は債権者と債務者の間で詰められて、5月9日の整理委員会において、裁判所は異存なく、ここに和議問題は完結した。そして8月10日の整理委員会で「確定案」ができ、13日午前中に裁判所に提出し、裁判所は即日「和議開始の決定」を与え、その後10月28日に開かれた債権者集会において満場一致で和議条件が可決され、同条件は法定抗告期間が満了となった11月22日をもって和議認可決定が確定した。⁽³⁶⁾

(2) 労資協調の実験場としての川崎造船所

昭和8（1933）年3月24日、川崎造船所臨時株主総会において満場一致で

(36) 和議債権の8%は免除となり、29%は甲種和議債権とし昭和9（1934）年12月15日から満20か年で弁済し、63%は乙種和議債権とし、甲種完済後、株式配当等をなした後の剰余金を資本金額と乙種和議債権総額とで案分して後者の弁済とする（『川崎造船所四十年史』昭和11年、97-100ページ参照）。

平生が新社長に推挙される。そして平生はこう株主に向かって最初の挨拶を行った。前々社長松方幸次郎が外国からパテントを買い、それで安易に経営したことが結局現在の悲惨な状態を招いたことに思いを致し、今後は「工業会社の経営としては技術的研究と進歩を以て内外同業会社に優越することがこの工場を永久に維持する所以」であり、「patent のみに依りてこの工場を維持することは現在の我国及海外の情勢よりは不可能である。Patent は text-book」に過ぎないのであり、あくまで本来のあるべき経営方針を見失ってはならないと。

3月26日には従業員に対して彼が理想と考える労資協調について熱っぽく語った。「技術者と事務員と職工とを問はず川崎造船所という株式会社の使用人である。……川崎造船所は自己の仕事場である。この仕事場をして自己の安住の地たらしめざるべからずという信念が職員及技術者、労働者の全員を通じて充滿せんか、各員は必ず拮据努力、各其所管の仕事の完成に精進するならん。かくして現業者がこの工場を以て安住の地たらしむるよう努力せんか、会社は必ず優良の品物を安価に売販することを得て、販路は益々拡張せられ注文も続々来たりて、職に在る人は常に其堵に安んじて緊張裡に勉強するを得んか、かくして会社の営業が繁昌せんか、株主も亦其利益に均霑」することになる。「左れば現業者諸子はこの工場に働く以上、他人の工場とか資本家のために働くという他人行儀の観念を捨て、自己の家を守り自己の身を保つ為めと思ふて猛進せんことを望むものである。営業が繁昌して永続せんか、株主も其余得に均霑するを得、労資協調して永久にこの工場は現業者の安住の地たらしむるを得んか」と。

平生はこの難題だらけの社長の職に澆刺として取組んだ。彼は日記にこう記す。「余がこの position を取りたるが故に一種の快を感ずることは、余が労資問題につき平素懐抱せる理想を自ら実験すること、これを experience することの機会を得たることである」(昭8.12.7.)。彼はこの労資協調論が如

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 平生 鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

何に会社経営にとって重要であるかを、大正9（1920）年恐慌時の川崎・三菱造船所紛争で実見し、紛争解決には「居中調停」を責任をもって引受ける人物が絶対に必要なことを認識していたから、今その立場に立つことに一種の昂揚感を覚えていたのかも知れない。この気持ちは後の戦時下の産業報国会運動へと繋がっていく。

さて彼はこの川崎造船所での「実験」をどのように成功に導いて行ったのだろうか。それは経営にとって最も困難な人員整理と労働時間の延長に対する職工たちの反応に現れた。事務職員の55歳定年制は昭和9（1934）年9月1日から実施することはすでに決定していたが（昭9.2.23.）、最も困難が予想されたのは能率の増進・作業効率化のために、吉岡保貞艦船工場長の進言で、44名の「高級の老職工」を解雇し、日給3円以上の高齢の職工46名に対しては報酬は減少するが身分は「準社員」に「昇格」させ、また労働時間に関しては松方社長時代から続いていた8時間労働制を、8時間30分～9時間であった海軍工廠や三菱などに倣って、30分延長するというものであった。

この改革案は昭和9（1934）年3月14日に発表され、16日から実行に移されたが、職工たちにはこの会社の方針に対する反抗的態度は全く見られなかった。この職工たちの反応を見て平生はこう考えた。社長である自分が無報酬で「労務者の為め専念、川崎造船所の更生のため努力」してきたことが試される機会が来た。無能な重役や重役技術者を誅首し、様々な悪弊を取り除き、福利厚生のための組織を作り、川崎病院設立計画を立て、こうして「川崎造船所に職を奉じる労務者にして真面目に働けるものの為めにあらゆる改良」を行ってきたことが評価されたのであり、「余は壺万数千人の職工のために欣喜に堪えざるなり」（昭9.3.15.）とこの「実験」の成功をかみしめる。

(3) 川崎病院と川崎東山学校

i 川崎病院の建設

甲南病院建設に成功して自信を持っていた平生は、これを川崎造船所にも適用して従業員とその家族の健康維持のための総合病院を建設することを考えた。昭和9（1934）年6月29日に川崎造船所第76期株主総会が開かれたが、平生は事業報告の最後に次のような提案をした。「最後に工場の労務員はビルディング建築に於ける地下に於ける基礎工事の如し。彼等が不安を抱かず、工場の利益第一と緊張して活動するに於ては、たとへ彼等の努力励精は表面にあらはれざるも、工場は相当の収益を挙げて工場も亦堅固となるべし。故に凡ての施設を超越して彼等の福利増進のため必要なる機関を設けざるべからず。この意味に於て今回約壱百万円の資金を以て川崎病院を中央部に設けんとす。内務省の調査によるも、この社会に於ける貧乏の最大原因は病気である。一人病気になるときは収入は減じ、支出は増し、多少の貯金も忽ち枯渇し、貯なきものは負債を以て治療費を払ふの外道なし。かくて生じたる負債は中々に償却するを得ず。かくて、たとへ病気全快するも借金の償却が精神を痛ましめて真の力を発揮する能はざるに至るや必せり。されば最少の費用を以て労務者又は其家族の負担を軽減せしむることが福利増進のため最大緊要事とし」、と循々として病院設置の必要を説いたのである。

もちろん彼の提案に反対するものはなかった。昭和9年10月22日、川崎病院の地鎮祭が行われた。建築を請負ったのは竹中工務店であった。平生はこの病院をこのように賞賛する。「地域は会下山^{えげやま}に在り。土地高燥，眺望絶佳，神戸港湾は勿論，大阪湾を一眸の中に見，設計の如く本病院が設立せらるるに於ては堂々たる建物にして，神戸市に於ける一偉觀たるを失はざるべく，この形勝の地に於て壹万八千余人の従業員及其家族内に於ける病人が技倆優秀なる医士の手^てに於て，完全なる設備を有する病院に於て治療を受くるに於ては，必ずや其効顕は著しきものあらんか。之に依り従業員が如何に安心し，

実業家・教育者平生ひらお はちきぶろう三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

如何に薄費を以て病を養ふを得べきや知るべきのみ。余はこの病院が従業員の治療費を軽減し、しかも加養の時日を短縮せしむるを得、其結果彼等の能率を良化するを得べしと信じて疑はず。この病院の設立は余が川崎造船所の将来のため計りたる事業の一として長く多数の労務者のため感謝を受くべしと信ずるものなり」。

昭和11年1月6日に、196床、内科、外科、皮膚科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、物療科および歯科の9科を備えた総合病院川崎病院が完成したが、ここからも彼が理想とする企業、学校、病院を一体とする労資協調社会を作り上げようと努めていたことが分かる。⁽³⁷⁾

なお川崎病院は昭和25（1950）年9月に兵庫県下第一号の医療法人として川崎重工業から分離独立した。

ii 川崎東山学校と「コーオペ教育」制度

労資協調体制を実現するには有能で会社に心底から尽くす人材を養成することが何よりも重要であった。平生はすでに大正8年8月21日の日記に、岡本利吉の労資協調のための「企業組織改善協会」案の趣意書には大いに賛成だが、ただ労働者の知育徳育に触れていないのが不満なところであると記していた。それが川崎造船所社長になると、その懸案の問題を実現する機会が訪れた。昭和9（1934）年11月15日に労務部長久原福松、同課長砂野仁、福利課長大塚好が労務者の福利増進のため、共済組合制度とともに、「見習職工学校」の新設案を携えて平生のもとにやってきた。その案によると、県立工業学校卒業生を实地見習いの後職工長にさせる現制度は大多数が途中で退社するため失敗であり、また高等小学校卒は昼間は現業に従事するため夜間学校は疲労で十分勉強できない。それゆえ川崎造船所では「昼間工業学校を新設し、約600人の生徒を1週日毎に交代して、A組は工場に於て実際の仕

(37) 同上、237-239。

事を見習はしめ、B組は学校に於て必要な学科及実験を修習せしむること」とすれば、将来造船所の職工の性格や仕事への心構えは一新すると。

こうした制度は日本ではまったく新しい制度で、久原部長と大塚課長は平生にこの案の実効可能性を求めた（昭10.3.24.）。平生の返事は、資金の都合により延期も止むを得ない、というものであったが、「資金の都合に依り速行可能なれば之を実行するも差支へなし」と言い換え、いずれにしても資金次第ということで話は終わる。

平生は昭和10（1935）年4月初めから10月末まで経済使節団団長としてブラジルに派遣されることになっていたため、この新学校構想は鑄谷正輔専務に委ねられる。その概要が神戸新聞に発表されたのは同年7月18日で、それによると、校名は「川崎東山学校」、その最も革新的な点は「勉強しながら働く“連携制度”を採用」していることであった。すでにアメリカで実験済みのこの「コオパレーティブ・システム（連携制度）」は、日本ではまだ文献によって紹介されているだけだが、「川崎造船所によって初めて輸入され、その成果如何は今後の実業青年教育の實際に少なからぬ衝撃を与えるものと期待」された。

東山学校は予定通り昭和11年4月1日に開校される。平生は同年3月25日に廣田内閣の文部大臣となり、すでに川崎造船所会長を退いていたが、4月2日、東京朝日新聞に「平生文相の手土産“よく働きよく学べ”学校・工場コンビの新式で生まれた『東山学校』」という記事が大きく掲載される。それによると、この学校は平生文相の「教育に対する抱負経綸の一端を示す新しい試み」で、生徒は全員学校と同一敷地にある寄宿舎で共同生活をして「しつけ」を身につけさせ、しかも高等小学校卒は4年制である。工場と学校を連携させるこの方式は「今全米に普及しつつある新しい産業教育の試み、すなわち『コ・オペレイティヴ・システム』」を取り入れたもので、これによって生徒は工場で働きながら「実際に必要な学問は何か」を学び、卒業ま

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生夙三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

で「自己の適性」を発見し、「最高度の能率ある産業人」を生みだす仕組み⁽³⁸⁾である。この新聞記事以降、東山学校方式は評判となり、コーポレイティヴ・システムが同校と一体のものとして理解される風潮が生まれた。

ところで東山学校方式は真のコーオペ教育制度と言い得たのか。この制度の発案者H.シュナイダー（1872-1939）によれば、アメリカでは大学を卒業すると、2年間は見習職工になることになっていたが、この見習を在学中にする方がより効果的だと考えたことがコーオペ教育の発想の原点であった。彼のこの産学連携方式は、その応用としてフォード工場では少年達が賃金を得て工場で働きながら勉強もできる「フォード・トレード・スクール」を生み出す。フォード工場を視察し、シンシナティ大学でコーオペ教育を実際に見てきた大塚好は、東山学校が「コーポレイティヴ・システムの本質であるところの学校が事業会社と提携をして教育を生かすと云ふやうな方法ではない」、むしろ「フォード氏のトレード・スクールを真似た」ものだと明言する。同校がコーオペ教育制度と同一視されることに忸怩たるものを感じていた⁽³⁹⁾のだろう。

だが名称は別として、平生もこの制度を高く評価していた。文相時代の昭和11年7月にこう述べている。「東山学院は、造船所の見習職工で、夜間青年学校に通っている者のために設けたもので、1週間働けば、次の1週間は働かずに、学院で勉強出来るやうにしたものだ。勿論給料は、働いている時も、学問している時も、同じやうに支給するのである。やって見ると、工場に於ける能率もよく上がる。……前途の見込みのある者には、上級の学校に⁽⁴⁰⁾やって、その才能を自由に発揮させる途も開いてある」。

(38) 東山学校の規則、各学年のカリキュラムなど詳細は『川崎造船所四十年史』昭和11年、254-272ページ参照。

(39) 大塚好『工場生活と少年の教育』、錦正社、昭和14年。

(40) 平生夙三郎述『私は斯う思ふ』千倉書房、昭和11年、246ページ。

また元東山学校校長栗林三郎の戦後の回想によれば、同校は Co-operation System というアメリカ式教育法の長所のみを大幅に採り入れ、これに「教育の本旨は親子が根本」という私の信念を加えたもので、「しつけ」を重んじ、「知識の切り売り」を避け、「学校と職場と家庭（寮）の三つを結びつけた教育の完成」を目指した学校であった。この学校は社会的評価も極めて高く、神戸一中（現神戸高等学校）よりも入学難で、競争率は10倍を超えた。また彼は次のようなエピソードも語っている。「全国の大会社の“見習工教育”は大部分が東山学校の方式を模倣しました。新潟鉄工所が初めて見に来て非常に感心してソックリその倣真似た。新潟鉄工所がうまくいったものですから、あの辺りの県が全部真似た。余り全国的に評判になったので各府県から毎日毎日参観に来られて取扱いに実の処悲鳴をあげました」⁽⁴¹⁾。

なお平生は社長就任以来無報酬で造船所の更生に尽瘁して、廣田内閣の文部大臣に就任すると同時に退職した。会社はそれまでの功績に報いるために退職慰労金30万円を贈呈したが、平生は15万円を東山学校に、他の半分は甲南病院に寄付した。平生は「家貧にして恵まれぬ職工も立派な技師になれる希望を持てる奨学資金と、医師や看護婦が此基礎に依って安心して働けたら、私の喜びは之に過ぎるものはない。私は唯幸運と努力にとに依って社会から貰ったものを又社会に返したいのである」⁽⁴²⁾と心情を披歴した。そしてこの平生の心情に応え、貴族院議員勅撰を機に、従業員一同が坂本龍馬像で著名な本山白雲の手による「平生社長寿像」を東山学校に建設し、昭和11年8月1日に除幕式を挙行了したのであった。⁽⁴³⁾その寿像には次の碑文が刻まれていた。「……昭和八年三月社業艱難ノ秋輿望を担ヒテ社長ノ重任ニ就キ資性事ニ当リ温情衆ヲ率キ能ク難局ヲ打開シテ遂ニ今日ノ隆盛ヲ致シ我等ヲシテ恵沢ニ

(41) 栗林三郎『川崎東山学校のことも』、昭和32年5月13日のインタビュー。

(42) 『川崎造船所四十年史』275-276。

(43) 同上、119ページ。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生夙三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

浴セシム其多年ノ功績畏クモ 天聴ニ達シ貴族院議員ノ恩命ヲ拜ス……茲ニ之ヲ東山丘上ニ建テホク其高德ヲ記念シ謝恩ノ微衷ヲ表すト云フ 昭和十年十二月】。

なおこの川崎東山学校は戦後廃止されるが、現在当該地には川崎重工業の高層の寮がそびえ、かつての学校はもちろん、あの寿像も台座も見当たらない。『川崎重工業社史』によれば、「戦局の推移によって、平生社長の諒解のもとに“供出”された⁽⁴⁴⁾」とあるから、寿像は「金属類回収令」で軍需関連物として溶かされ消えてしまったのかもしれない。だがその寮から一段下がったところに川崎病院があり、その玄関から裏側に移築されて寿像は確かに建っている。その秘密は川重OB会機関誌『相信』に大西胖が「五十三年目の寿像」と題して書かれた次の文章にある。川崎病院は昭和61年に創立50周年を迎え新棟が建設されたが、その際工事中屋内に移していた平生の胸像をどこに設置し、化粧直しをどうするかが議論された。問題は特に台座にあった。元の台座はコンクリートブロックを積んでモルタルで上塗りしただけのものであったから、これをどうするか。こうした議論が行われたこと自体、問題の寿像はあの「東山丘上」に立っていたものではなく、最初から病院の玄関前に建立されていたものだろう。そんな折、東山寮の敷地の一隅にあの問題の台座が雑草に半ば埋もれているのが発見され、これがコンクリートブロックに代わる新たな台座として使用されることになった。そして大西は「新装成った川崎病院の玄関前に、平生社長の寿像が端然と据え付けられる日を、今から心待ちにしている」とこのエッセーを締めくくっている。

寿像と切り離された台座はこうして生き返ったが、それにしてもあの寿像そのものはどこに行ったのか。供出されて溶かされて銃弾にでもなったのだろうか。実は生き残っていたのである。それは現在不釣り合いの木制の台座

(44) 社史編纂室編『川崎重工業社史 本史』, 1959年, 115ページ。

に乗せられて旧東山寮の屋内にある。恐らく当時の社長鑄谷正輔が決断したと思われるが、いつ、いかなる経緯でそうしたのかは今となっては判然としない。しかしこの寿像はかつての役目を終えたかのように、旧寮の二階にひっそりと佇んでいる。

なおこの寿像は甲南大学にとってもきわめて重要な意味を持っている。平生は2.26事件後文部大臣に就任するが、これを記念して寿像建設計画が持ち上がるが、すでに川崎造船所が本山白雲の型を持っており、そこで同造船所の好意でそれをそのまま利用し、「学校教育が知育に偏し徳育を軽んじ体育に力を致さざるを見て……」の銘文を背面に記し、昭和12年5月23日に除幕式⁽⁴⁵⁾が行なわれている。

(4) 艦船受注をめぐる平生社長の苦悩

平生は社長として人事を一新し、様々な改革を行って労資協調の基礎を築き上げていったが、問題は何と言っても経営が成り立たなければどうにもならない。川崎造船所にとってやはり軍部との関係を抜きにしては経営は語れなかった。日記には海軍と陸軍のそれぞれに平生が如何に熱心に交渉していったのが詳しく記されている。造船所経営の中核とも言うべき艦船受注が軌道に乗らなければ折角更生し始めた川崎造船所もいつ立ち行かなくなるかも知れず、それ故彼の主たるロビー活動も海軍からの人事引抜と艦船受注に向けられた。確かに陸軍との関係において川崎の戦闘機、爆撃機が割合高い評価を得て十数機の注文を取り付けた(昭8.8.24.)他、民間工場に飛行機製造を委託する方針であった陸軍省から内々に川崎と三菱を「陸軍専属」とすることを聞かされ大いに満足し(昭9.1.17.)、また満州では昭和9(1934)年度の鉄道機関車約150台のうち60台以上が、また客車貨車の注文もかなり

(45) 藤本建夫「平生夙三郎の寿像の話」『KONAN TODAY』, No. 57, 2020, 27-28 ページ。

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

の数川崎に命じられる方向にあり、工場はフル稼働の状態が続いていた（昭8.10.2.）。しかし中核部門はやはり造船、特に艦船であった。

民間企業はすべからくビジネスライクでなければならない。これは平生が最も重視する点であった。しかし川崎造船所がビジネスライクとはかけ離れた軍需に依存しなければならなかったのも事実であった。その苦悩を平生は次のように記す。「造船所が海陸軍の後援により命脈を保ち、大官の一顰一笑に依りて盛衰を來たすべき憐れむべき運命にある間は、大官を好遇してその歡心を求むること」は、「経営の主腦たる余の重大要務の一である。余はかかる手段を以て business をなすことは元來尤も嫌忌するところなるも、世の大勢がかかる行動を以てせざれば川崎造船所更生の目的を達する能はずとせば止むを得ず、川崎造船所従業員14,000人前後の爲めに余はたとえ其意に反するも、本旨にあらざるも大勢に順応して好ましからざる行動も敢てせざるを得ず」（昭8.5.13.）。

平生が「尤も嫌忌」するビジネスが早速始まる。昭和8（1933）年5月15日夕、オリエンタルホテルに海軍監督官約20余名を招き新重役就任の披露を行い、スピーチを行っている。それによると、元來川崎造船所の艦船工場の設備は大艦隊（所謂八八艦隊）の組織のために政府の勧誘によって整えられたが、戦後のワシントン海軍軍縮条約で艦船建造中止となったので莫大な負債を抱えたままで元利支払いができなくなり、経営は破綻し、軍艦の発注も当然受けることができなくなった。しかし幸いにも強制利議申請が認められ負債の大整理が行われて身軽となったが、造船所の大規模な設備は「若し有利なる仕事が相当の額に上らざるに於ては再び窮態に陥り、整理の効果を没却」することになる。そうなれば、従業員は路頭に迷うのみならず、「延て国防機関としての本務を尽くす」ことができなくなる。政府が国策で民間企業の造船所に巨大設備を作らせながら、同じく国家の都合でこれを破綻させ、そして今やっと更生の緒についたばかりのこの造船所をよもや再び同じ目に

合わせることはあるまいし、またそれは国防のためにもならない、このことを平生は一言釘を刺しておきたかったのであろう。海軍相手とはいえ、全く臆するところがない。

昭和8（1933）年6月1日には帝国ホテルで大角海軍大臣以下各首脳部を招いて披露宴を開く。ここでも平生は造船所の苦しい経営を訴え、かつ技術面での自信のほどを伝えようとした。「数年来会社が窮迫せる状態にありましたため新しき注文がありません」。しかし外国のpatent頼みの旧役員時代とは違って、「我々新役員は経営方針として技術的進歩は我工場の生命であることを motto とし、益々研究に力を用ひ、system に於ても機械に於ても川崎式、川崎型を確立し、技術と工夫の点に於て人後に落ちざることを努めます次第であります」。

第一次大戦下、軍を相手にせず、もっぱら民間相手にストックポートを大量に製造販売して急成長を遂げた松方社長時代とは違って、自らの技術をセールスポイントとする新生川崎造船所を海軍大臣に向けて強くアピールしたことは確かに効果はあった。大臣は平生に依って、従来までは海軍と川崎は「意志の疎通を欠」いていたが、これからはその「行掛を捨て水に流し」、「以心伝心之が更生に助力」すると述べている。海軍からはやがて川崎造船所に注文が次々来るようになるのだが、問題はそれがビジネスとして成り立つかどうかである。

11月21日、扶桑海上火災保険会社での重役会後の雑談で平生は次のような話をしている。軍需工業が股盛を極めているので、川崎造船所も収益は大いに増加しているだろうと言われているが、そうではない。軍艦の注文が多いのは事実だが、これほど「利益なきのみならず経営困難なるものはなし」。軍艦は海軍工廠で建造しているから、原料、職工数や賃金その他の事項について民間造船所よりも経験や知識が豊富であるため、「海軍省の注文は形式的に見積書を出だすも実は命令的である。幾許の代金を以て建造すべし、

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

之は可能である、とあらゆる data に依りて立証せらるるなり。然るに海軍工廠に於ては税金なく、overhead charge もなく、depreciation は無関係にして、資本に対する return を consider する必要なし。……少しく順序を誤れば忽ち赤字を出だすことは現に軍艦製造に従事せし各造船所が総て氣息奄々たるを以て知るべきにあらずや。故に第二補充計画⁽⁴⁶⁾が実現して艦船の注文が増加するとするも、到底之に依りて利益を得ること能はざるべし。自分は種々之に対する方策を考慮するも何等の妙案を見出さず。

昭和9（1934）年度より12（1937）年度にわたる第二次補充計画の予算は閣議を通過したが、問題は民間造船所の位置関係である。平生にとってここで最も気懸りであったのは、「漫然引受をなし、八八艦隊中止の如き運命」に会うことであった。そこで平生は直接杉政人艦政本部長に会見して上記のような種々の保証を求めたが、杉は「民間工場に於て考案の上申出でられたし」との答えて、「老獐なる杉氏は真面目に相談に乗」ってこなかった（昭8.12.7.）。

平生の提起した問題に答えることなく、12月20日に杉より中型巡洋艦1隻の見積書の提出を求められる。その際彼からは建造価格について、資金的に余裕がないから「大いに奮発」して出来得る限りに切り詰めたものにしてほしいとの注文がついた。平生はどのように考えても「不可能」と思うが、「果して海軍の希望に副ふたるやは何人も断言し得ず」と答えてその場を去る。ただちにこの問題について吉岡工場長と鑄谷専務と合議するが、鑄谷が、海軍は単価が高く「予算に余裕あるものは官の工廠」で行い、単価が低く「余裕なきものは民間工場」に当て、「以て政府、否海軍の負担を軽かじめ、損失を民間工場に負はしめんとする老獐の政策」ではないかと意見を述べた。平生は鑄谷の言う通りだと思いが、川崎としては「損益なしの程度までは譲

(46) 補助艦保有量の制限を目的としたロンドン海軍軍縮条約に対応した建艦計画のこと。

歩するも、損失を予想して引受をなすことは到底忍ぶ能はざるところなり」と決意を述べる。

この決意の下、昭和9年1月6日に吉岡艦船工場長に会い、中型巡洋艦の見積書作成に関し次のことを注意する。もしこれが「単に製造原価に於て収支相償う如き程度のものなりせば艦船工場は再び川崎造船所を危殆に陥らしむる」ものである。従ってその見積書にはプライムコストはもちろん、直接間接費用、機械設備の償却費、金利、職工解雇費用等、あらゆる関連費用をすべて建造費に計上するように命じた。

なぜ平生はこのような厳しい注文を吉岡に出したのか。昭和9（1934）年1月8日に平生が出した答えは次のようなものであった。「余が社長として常に考ふところは川崎造船所をして恒久的工業会社として現在茲処に働き居る壹万五千人の職工をして安んじて茲処に働かしめ得るの基礎を完成せんとするものである」。もし海軍がこのことについて「何等の assurance を与えず、我々民間工場をして五里霧中に工事をなさしむる」とすれば、川崎としては「中巡注文を謝絶」するかもしれない。

だが平生の意向は通らなかつた。1月27日、吉岡工場長がかなりの損失覚悟の見積書を以て杉艦政部長に会見して了承を得、帰社し、平生に艦政本部も「損失を顧みずして引受をなしたるに満足せり」と報告する。この報告に平生の落胆の気持ちは計り知れないものがあつたのではないか。「病呆けて氣息奄々、存続の見込不確なる川崎造船所が7～8拾万円の損失を覚悟して国家の爲め犠牲を払はざるべからざる事情の下におかれたる事、如何に涙ぐましき事ながら、さりとして之を謝絶して他に有利なる事業もなく、また之を拒絶せんか、非国民とか売国奴とかいふ悪評を免れず」。

(5) 「海軍工場の extention」と化した川崎造船所

しかしすぐさまこの現状を受容れて「努力奮励」へと気持ちを切り換えら

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

れるのが平生の平生たるゆえんであった。昭和9（1934）年4月1日の日記に川崎造船所は新艦政本部長中村良三を主賓として宴会を催したことが記されているが、そこで平生は次のようなスピーチをしている。「今後この造船所をして恒久的に保存して国家の御用をなし国防の一端ともならんとせば、設備の点よりするも職工の性質よりするも海軍の後援と助力に依る外ありません。私は社長として、海軍側におかせられてはこの艦船工場を海軍工場のextensionと見做され、処員を督励せられ鞭撻せらるると共に、この工場が維持せられ改善せられ行くよう御助勢あらんことを重ね重ね御願する次第である」と。

こうして平生はここでビジネスライクの観点を度外視してまでも海軍の後援で造船所を存続させ、職工たちの生活が保証されることを選択する。

4月10日に催された艦船工場の晩餐会で艦船工場の仕事の7割以上が海軍関係のものだと平生は述べているが、文字通り川崎艦船工場は「海軍工場のextension」となったのである。

昭和8（1933）年3月24日の臨時株主総会で平生が社長に就任して以来わずか1年3ヶ月余り、川崎造船所にも景気回復の兆しがはっきりと現れてきた。昭和9（1934）年6月29日に開催された第76期株主総会において平生は各工場の事業内容を詳細に報告し、次のように結論付けた。「今や軍需工業の盛況と貿易の活動、殊に輸出貿易の拡大の結果にして一般的需要もなし。商工業が殷賑を示しつつある結果、我が社の注文も大いに増し、5月末の引受業績は昨昨年同季に比し倍額以上」となった。赤字経営で苦しんできた艦船工場では人員整理、機械設備の大改革、総合事務室と倉庫の新設など、あらゆる改革を行って「能率の増進、科学的経営法を採用」しているのです。来期、来々期には必ず面目を一新するであろう。労働時間の30分延長も、いわば「大和魂を以て当らんとする決意の発露」であって一人も不満を抱くものなく、「労務者の努力に向って敬意」を表したい。製鈇工場では前期に優る

成績を上げることが出来たのは、「一貫作業を計画して、仲介商人の思惑売買を不可能」にしたことが大いに効果を上げたからであり、さらに飛行機工場も内容が大いに改善された。また分社の川崎車輛会社は20万円の繰越損失を減資と残利益で解消することができた。最後に平生は「工場の労務員はビルディング建築に於ける基礎工事」のようなもので、彼等が不安なく働けるからこそ、「工場は相当の利益を挙げて工場も亦堅固」となる。内務省の調査に依るも、「社会に於ける貧乏の最大原因は病気」である。「故に凡ての施設を超越して彼等の福利増進のため必要なる機関を設けざるべからず。この意味に於て今回約壹百万円の資金を以て川崎病院を中央部に設けんとす」。

以上のように川崎は平生社長のもとで順風そのものに見えたが、車輛会社の製鋼部門で無視しえない問題が発生していた。すなわち海軍から艦艇関連の受注が能力を超過して増加し、コストは割高でしかも期日通りに納品できなくなり、神戸製鋼所や三菱造船所などに外注せざるを得なくなった。この状況を見て平生はただちに、車輛会社から製鋼部門を独立させて本社直属の製鋼工場とすることを決断する（昭9.10.15.）。

第77期定時株主総会は半年後の昭和9年12月28日に開催された。当期純利益金は約147万円で8年ぶりに配当（優先株への4%）が可能となり、また「和議条件」にて約束した通り甲種債権の第一回年賦支払いを行うことができた。従って外見的には川崎造船所の経営は確かに順調に更生しているかに見えたが、平生は四囲の状況から寧ろ不安を敏感に感じ取っていた。同日の午後5時から役付職工以上の社員、準社員等1300人余りに向って以下のような訓諭をしている。

「非常時」とか「危機」とかが高唱される昭和10（1935）年がすぐ間近に迫っている。同年3月27日には国際連盟脱退が正式に発効することになっているが、それに加えて、ワシントン軍縮条約廃棄も一兩日中にアメリカに通告することになっている。軍艦保有について日米間の主張に大きな隔たりが

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生夙三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

あり合意は困難で、もしここで両国が決裂すれば、「建艦競争」は不可避となる。「我国の国力、即ち財力が英米に比し同一でなく、寧ろ劣位にあるものなれば、我海軍力をして英米と同一程度の実力を保たしめんには艦体、機具の性能をして優秀ならしめ、より低廉なる cost を以てより威力ある艦船を建造せざるべからず。我公債は来年に於て98億に達し、其利息のみにも4億以上に及び、我租税収入の約半額、総経常収入の約参割二分に及ぶの現状である。されば国家が連年赤字公債を以て拾億円に近き軍事費を負担することは不可能であります。……かかる時に於て国家は国防費を節約して、しかし国防の充実を期すべき方策を執らざるべからず。之がためには前述の如く less cost にして more efficient の艦船の建造を必要とする」。

だが今後の戦争において勝敗を決するものは「飛行機の対抗戦」であることを忘れてはならない。もしこれに敗北すれば「国家の運命」も決まる。今やどの国も優れた飛行機の発明・製作に心血を注いでいる。これに対し「我国の飛行機の性能・実力は決して世界に於て最優秀のもの」ということはできない。それどころか川崎は「現状を見るに我国に於ける同業者に対しても卓越せるもの」とは言えない。もし他社が川崎を凌駕すれば、「軍部の注文は一時に中止」となるは必然である。したがって軍部が満足すべき優秀な飛行機を開発するよう技術者並びに従業員一同奮闘努力してほしい。だが平生の想いとは違って陸軍に受け入れられる優秀性を持った戦闘機はつくれなかった。⁽⁴⁷⁾

川崎造船所の経営が軌道に乗ってくると平生はそろそろ社長を退くことを考え始めた。昭和9（1934）年8月8日の日記には次のような記述が見られる。「余は川崎造船所の更生が実現せられたるとき引退することは最初より余の決意にして……幸いに事業界は好転し、各工場の整理も漸次其緒に就き、

(47) 柴孝夫「川崎造船所における航空機部門－独立問題と平生夙三郎」『平生夙三郎の人と思想』甲南大学総合研究所叢書27, 1993年を参照。

殊に川崎造船所発祥の地にして、且尤も紊乱を極めたる艦船工場も吉岡所長就任以来全く面目を一新し整理が着々と進行」している。「債権の償還及び両種の株式に配当するを得るとせば川崎造船所は更生せりといふべく、もはや余の任務は終了せるものなるを以て凱歌を揚げ退却すべき時」というべきである。問題は後任を誰にするかである。「余は川崎芳熊を社長として後釜とすべく決心して社長の印綬を帯び今日に至りたるが、一ケ年余の経験に於て芳熊氏はこの大重工業会社を背負て立つべき実力と気魂を有せざる人」である。「現僚友中より求むれば鑄谷氏を除きては他なしと思ふ」。

昭和10（1935）12月23日、川崎造船所株主総会が開かれた。利益は増収で、和議条件による償却金156万円を天引きしたのち、優先株に対し5％、普通株に対しても1％の配当をなすことが報告された。こうして川崎造船所の更生の道は確かなものとなり、平生の任務はここに終了した。そして最後に定款の改正が行われて取締役会長制が新設されることが決定されたが、いうまでもなくこの制度は平生のために新設されたものであった。総会終了後、互選で平生が取締役会長に、鑄谷が社長に、吉岡が専務取締役に出選された。「余は代表取締役たるの任を解かれ、単に取締役会の会長、総会の議長たるの任務を執ることとし、大いに責任を軽減され、事務的業務も減少せられたり」と日記に記した。

(6) 川崎造船所株をめぐる暗闘と川崎重工業の成立

平生は昭和11（1936）年3月25日に文部大臣に就任すると同時に川崎造船所会長を退き、形式的には同社と関係はなくなる。しかし彼の後任社長鑄谷正輔は何かと平生に相談し知恵を借りた。造船所の最大株主は第十五銀行であったが、その造船所株は昭和2（1927）年の金融恐慌の際に同行が日銀から受けた特別融資の担保となっていた。⁽⁴⁸⁾ところがこの株が突然大阪商船と山下汽船に譲渡された。これをめぐって川崎造船所、日銀および銀行業界のみ

なり。……十五銀行がかかる手段に出ずるに先だち一応海軍に notice して意見を求むるは当然なるに、かかる突発的陰謀的手段を以て移動をなしたることは不信の行為といふべきなり」と平生の言い分を全面的に是として認めた。

平生はまた4月15日には陸軍省に山脇正隆次官を訪問し、次のように西野らを非難した。「単に価格が高かりしの故を以て無警告にて商船、山下の共同団に譲渡せんとは実に思はざるの甚だしきものにして、鑄谷社長初め他の幹部も憤慨せるは当然なれば、余としては何等無関係なるも、川崎造船所の全員をして安心して従来の如く拮据勉強して以て国家の奉公の義務を尽くさしめんとの同情心より、陸海軍の共同工作に依りこの取引より生ずる悪結果を防止せんことを希望す」と。これに対し山脇陸軍次官も「能く之を諒し、海軍とも協議」すると答えた。

さらに陸軍航空総監東條英機も調停に乗り出し、鑄谷、村田、山下の三人を呼び出して協議させたが埒が明かず、そこで彼は平生をも呼び出し、村田と山下に各10万株を川崎に譲渡して円満に解決できないかと提案するが、両者とも株式譲渡は一切応じることはできないと素気無く断わった（昭14.4.24.）。しかし翌々日の26日に村田は平生と会見して、今回の株移転は決して川崎乗っ取りを意図したのではなく、「海運統制のため、また自己持船の新造の外何等の異図なければ、たとへ大株主なりとて主脳者を交代するの意志もなく、営業方針を改正するの要を認めず」と明言した。これに対し平生は、これまでの個人的交際を通してこの村田の発言に嘘偽りがあるとは思はないが、川崎関係の人々は信用しないだろう。「若しかかる疑念が川崎造船所側にありとすれば、一同の安心のため株式の半数を譲渡せんと高所より宏量を以て申出でんか、この紛糾は一時に納まり、明朗なる空気も再び川崎造船所内に漲り、且村田氏の態度に感激し、其大量を認識し、世人もまた氏の認識を高むるに至らん」と語ったが、村田は株譲渡案は留保した。

実業家・教育者平生ひらお はちさぶろう三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

平生はさらに川崎造船所整理問題にあたって十五銀行との関係を取持ってくれた日本財界の大立者郷誠之助とも会見し、彼から「この取引が隠密の間に行はれ、実業道徳に背反せる不信行為なることを認識し、大いに助力」するとの約束を取りつける（昭14.4.27.）。

このように平生は彼の人脈を最大限利用して解決に努めたが、村田から株式譲渡は行えないとの最終的決定に平生はかなり精神的ショックを受ける。彼はこの問題について次のように心境を語っている。「思うに今回の事件の発端は山下氏が鑄谷氏に対する敵意と村田氏の海運統制上に於て川崎汽船に対する不満とが協合し、川崎に於ける鑄谷氏の勢力を牽制し、あは良くば其支配権を自由にせんとの野望を藤本ビルブローカーの三輪氏が利用し、十五銀行頭取西野元氏の貪慳飽くなき性格を見込みてこの芝居を打ちたるものなれば、山下、村田両氏の鑄谷氏に対する敵対心の消滅せざる限りこの問題の平和的解決は見込みなし」と匙を投げた感がある（昭14.5.5.）。

行詰りの様相を見せつつある中で、一条の救いの手が軍部から差し伸べられる。郷誠之助を介して打開交渉は続いていたが、東條英機率いる陸軍航空本部から出された最終案は、「株式譲渡には触れず、村田、山下の group に於ては今後会社の経営、人事問題には触れず、現重役は変更せず、次期の定期総会には必ず現重役を再選すとの条件として双方の同意を求め、覚書を作りて署名調印」をさせるというものであった。平生はこの条件が同意されれば向こう3年間は彼等は現経営陣に手を出せないから、「同慶の至り」と歓迎する（昭14.5.17.）。そして5月20日、郷の前でこの覚書に鑄谷と村田が署名調印して、ここに2か月余り続いた「紛擾も平和の終局」を見るに至った。「かかる団円を得たることは一に東條航空本部長の強硬なる主張と郷氏の居中調停の労に帰すべきである」。

次の問題は二度とこのような事態が起こらないように前もって対策を立てておく必要があった。6月26日、鑄谷がその案を携えて平生を訪問する。彼

によれば、川崎造船所をホールディング・カンパニー制にして、資本金を2億円に増資し、強制和議法に基づく甲種債権の残額を社内留保金で完済して名称を川崎重工業株式会社に改め、その傘下に川崎造船（艦船工場と製鋼工場）、川崎車輛、川崎航空、川崎汽船、川崎製鉄の5社を置くというものであった。この案に平生は賛成する。

しかしこの計画のうち増資問題には結城日銀総裁は不同意のようだと言谷は平生に伝えている。平生が推測するに、「この増資問題は川崎造船所乗取を企てたる山下及大阪商船のためには打撃」で、「彼等の裏面の味方として暗躍せし氏の事とて、この提議に対して慚然たるは当然」である。このように公明性を欠く人物が日本の財界の首脳としてその地位にあることは「真に嘆かわしき事」である。こう記されているのは昭和14（1939）年7月5日だが、9月13日には、鑄谷によれば、大蔵省から増資問題に賛成する意見が出され、商工省からも同様な意見が出、結城の反対意見は押し切られてしまったこと、そして昨12日には日銀神戸支店から増資案につき正式の申請書を提出せよとの通告があったことを満足気に報告したと平生日記に記されている。それに続けて、「余は常に正義は最後の勝利者なることは疑ふべからざる処なるが、唯正義を主唱するものは意志薄弱にして、不撓不屈正義の塁堡を固守するの勇氣と迫力を有せざるが為め、不義を行はんとする儕輩をして世に蔓らしむるのである。鑄谷氏が余の勧告に従ひ、軍部を後楯として最後の勝利を得たるが、氏の苦勞や少々にあらず」と。

同年9月18日には川崎造船所重役会が開催され、増資案が決定され、近々株主総会を経て2億円の大資本を有する川崎重工業会社となることが決定された。

5. 訪伯経済使節団の成功と日伯貿易の増大

(1) アメリカ排日移民法の成立とブラジル移民の可能性

第一次大戦後、ヨーロッパ諸国が戦勝戦敗に拘わらず軒並み経済的衰退を余儀なくされた一方で、アメリカは世界の資源と大半の金を手中に収め、それに基づき世界経済のみならず、世論形成にも絶大な発言力を揮ったことは周知のとおりである。この富裕国アメリカに向かう移民の群れに生活が脅かされると感じた保守的人種主義者の支持を受けて大正13（1924）年に移民法が成立する。それによると移民数は1890（明治23）年時点でアメリカに居住する人数の2パーセントとされたために、半分以下に激減した。同法のねらいは南欧および東欧のユダヤ系移民を排除することにあつたが、同時にアメリカに帰化することを許されていないアジア人はほぼ完全に締出されることになった。日本人は例外的に明治27（1894）年に締結された条約によってアメリカへの移民権を保証され市民権も享受してきたし、日米間で緊張が高まった時でさえ「紳士協約」（明治41〔1908〕年）に基づいて移民を自粛することで日米間の友好関係が保たれていた。その特別措置がこの移民法で廃棄されることになった。⁽⁴⁹⁾

なぜこうした事態にまで発展したのか。大正13（1924）年4月14日の平生日記には「目下米国議会で提出せられたる日本移民絶対禁止案に対し、埴原〔正直〕大使は去る11日米国国務卿ヒューズ氏に向つて抗議書を送りたるが……」と不吉な記述が出てくる。つまりそこには「今回の移民法案中の排日条項は日米両国間に現存する幸福にして有益なる関係に重大なる結果を齎すもの」であるから、「十二分に考慮を与へられんことを希望す」と記され、その中で特に「重大なる結果」という文言が、日本政府がアメリカ人を恫喝

(49) アメリカの1924年の排日移民法を巡る日本での議論については、長谷川雄一「1920年代の日本移民論」『平生三郎とその時代』、甲南大学総合研究所叢書18、1991年参照。

していると受け取られたからである。

そこで平生は移民法成立後の世界の実情を見るべく、大正13（1924）年9月から翌年の4月まで世界漫遊に出かけることにした。その出発直前、彼はその目的について次のように記している。欧州大戦によって泡沫的蓄財をなした日本であったが、終戦後世界経済沈衰とともに財界は不況に苦しみ、ここに大震災が襲い、日本の国威も五大強国の一つから二流国、三流国へと下がってしまった。事実アメリカはその日本を見くぶり、「我国を侮辱すべき排日条項」をすら決定した。そうであるのに日本の「有識有産の徒輩はこの危機に瀕するも未だ何等真面目なる国策の樹立に力を用ひず、政事家は単に政権の争奪を事にし蝸牛角上の争に日も亦足らず」の状態である。また無産者は日本社会が「解体するも自己及自己の同志が安逸なる生活を得れば足れり」と考え資本家に対峙している。資源に乏しい日本が今緊急に解決を迫られているのは階級対立ではなく人口過剰問題である。「余の今回の外遊に依りて人口の過剰に苦める日本が如何にしてこの窮境を脱するを得べしやを、人口過剰に苦める欧州の小国及人口稀薄の爲め産業興らざる南米諸国と実相を研究して深考せん」とす⁽⁵⁰⁾（大13.9.1.）。

781人の移民を乗せて「笠戸丸」が神戸を出港しブラジルに向かったのは明治41（1908）年4月28日であったが、本格的にブラジル移民の転機となる

(50) 大正・昭和初期に日本で活発な人口論争が繰り広げられるが、その主要な解決策の一つに内外移住策が盛り込まれていた（玉井金五・杉田菜穂「日本における〈経済学〉系社会政策論と〈社会学〉系社会政策論－戦前の軌跡－」、羽鳥卓也・藤本建夫・坂本正・玉井金五編著『経済学の地下水脈』見洋書房、2012年）。

また戦前のブラジル移民について、公益財団法人渋沢栄一記念財団研究部編『実業家とブラジル移住』不二出版、2012年、において次の7編の論文を通して日本の当時の実業家が如何に日本人移民の可能性を見出し出していたかを論じている。柳田利夫「岩崎久彌とブラジル東山農場の創設」、黒瀬郁二「渋沢栄一とブラジルの日本人植民地」、山本長次「武藤山治と南米拓殖会社の設立」、栗田政彦「平生鈞三郎と日伯交流基盤構築」、高嶋雅明「移民農業と金融」、谷ガ城秀吉「大阪商船の積極性と南米航路」、木村昌人「米国と日伯関係」。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生飴三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

のは大正13（1924）年の米国排日移民法からである。平生はこの年、まず世界の金融都市ニューヨークを視察し、一転して12月4日、「懶惰にして労働を厭う為め文化の進歩遅々として」（大13.12.5.）、従って便所は勿論、洗面所なども「其汚穢さ加減到底洗面口嗽を為すの勇氣なし」（大13.12.10.）というほどの貧国ブラジルの首都リオデジャネイロに上陸する。彼がことさらにこの文化の遅れたブラジルにこだわったのは、日本の過剰人口受け入れをアメリカが拒否した以上、これに代る受け入れ先としてはブラジルがまず第一候補に上がっていたからである。だがアメリカはモンロー主義を実現するために南北米21ヶ国を糾合してパンアメリカン・ユニオンを結成し、排日論の急先鋒としてブラジルを利用しようとしていたから、平生は安閑とはしていられなかったのである。

そこで彼はリオに到着するやただちに大阪商船の村田省蔵に次のような手紙をしたためる。来年から政府がブラジル移民奨励のために同社に補助金を提供して三隻の巨船を就航させる計画であると聞くと、同社は合わせてこの計画を成功させるための準備として社員を同地に派遣することを考えるべきではないか。「移民に関し尤も正確なる資料を有し如何なる照会に対しても正確なる材料を供給し、志あるものをして安心して渡航」できるようにしなければならないが、それには3～5名の「真に本件に興味を有し此地（伯国）に永住するの覚悟」を持った「俊秀なる熱心家を派遣」する必要がある。もし大阪商船が何等調査機関をもたず、移民のことは「移民会社に託せば可なり」と考えているとすれば、それはあまりに「移民会社を買被りたる」ものであると（大13.12.6.）。

平生はブラジル駐在日本大使から12月6日の晩餐に招待される。ここでの話柄は専ら移民問題であったが、平生はブラジル移民を奨励する日本政府の政策の貧困さに驚く。例えばサンパウロ以外にも移民を分散させるべきだとの意見が盛んに議論されたが、「他州の地味気候等が果して日本移民の耕地

として、又健康上適當なるや否やというに、日本の手にては何等の調査もなく、為めに之を判断すべき材料皆無なるは実に驚くべき事なり。……官民共に思を茲に致すものなく、単に他動的に移民を為すに止まり、自動的自発的に移民を奨励するの方針に出でざるは嘆わしき事なり。今や日本が移民を為す地は一にブラジルに在りとせば、政府は進んで之が調査を為す可きに、単にサンパウロに於ける移民に関し報告を為し、之を処理するのみなるは浅慮の次第といふべし」(大13.12.7.)。

平生はブラジル移民について大使館で正確な情報を得られぬまま12月10日から現地調査に向かう。日本人移民は通常、コーヒー農場ファゼンダに少なくとも一年間は契約農民コロノとして入る。そこでの労働は過酷で「半奴隷的努力」をしなければならず、この試練を経なければ成功の見込みはない。一年の契約期間終了の後、次のステップは5年契約で他人の土地をコーヒー園に仕上げ引渡し、6年目からはコーヒー栽培収入を地主と小作人との間で折半あるいは四分之三を小作人が得る契約だが、平生によれば、「斯くして小作人は5ヶ年後に於て数千円を貯蓄すること、敢て困難ならず。この資金を以て自ら新地を買ひて地主として開拓に従ふ」実例もあり、日本人で成功するものの多数はこれである(大13.12.11.)。

ここで平生はハワイ・北米移民とブラジル移民の違いを比較している。すなわち前者は最初から移民期間を定めた、いわば「出稼移住者」で、彼等は稼いで貯めた資金は日本に「送金し、国元に於て田地を買入れ又は其他に投資し、所謂錦を衣て帰国し以て老後……を日本に於て送らんとすることを目的」とするのが多数である。これに対しブラジル移民は、ここが「沃野千里」であるから、最初契約移民として耕作した経験があれば自ら土地を購入して耕作すれば「収益多大なるを自覚」するのみならず、日本移民は知能において劣等ではないため、「些少の資金を以て帰国するよりもこの地に於て大地主たるの〔方が〕愉快にして将来多望」である(大13.12.12.)。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

このように平生はブラジル移民に大きな期待をかけていたが、それを推進していた日本政府の政策についてはかなり批判的であった。その一つは唯一の移民事業会社海外興業の問題である。平生はレジストロにある同社イガッベ植民地本部を訪問し植民農場も巡覧しているが、まず彼はこの会社それ自体に経営の資質があるのかどうかを疑う。同社はいくつかの経営不振に陥った植民会社を統合合併してできたものだが、そのために「生れながらにして両親の病毒を遺伝」していて「決して健全なる発達」を遂げたものではなく、従って「其責任の地位に在りし人々は」責任を取ることもない。「如此き遠大の事業には、意志堅固にして経綸の才能と経営の経歴を有するビジネスタレントなる人にして、比較的壯者」を選ばなければならないのに、現在の社長は「植民にも移民にも経験なき人」だから同じ過ちを繰り返すだろう（大13.12.21.），と将来を危ぶむ。

ブラジル移民が日本にとって遠大な意味を持っているにも関わらず、その洞察に乏しい日本政府は綿密な調査・研究を行うことなく、ビジネスタレントのない人々によって運営される海外興業会社に移民政策を一手に任せ、同社の杜撰な計画をそのまま承認している事実を知るにつけ、平生は暗澹たる思いになる。だがさらに現地で日本移民の利害を代弁するはずの大使館・領事館にも大いに問題があった。サンパウロの総領事館について平生は次のように記している。ここは日本移民のために設置されたものであるから、領事は赴任と同時に移民地を視察し、「移民を訪問して之を慰撫すると共に、其状態を観察して自己の参考に供し、爾来屢実地視察を為して以て移民の現在及将来に関して自己の意見を樹て、以て大使の参考に供す可きにあらずや。然るに赴任後一年余、嘗て一回の視察も為さず、帰朝を命ぜられたる途端に急遽巡視を為すが如き俗吏の典型」である。「人口過剰を調節せんとする意味に於ける移民植民問題としては其大目的」を達成するためには徴兵問題は些末のことで、ブラジル移民に対しては兵役免除など何等かの特権を付与す

べきではないか。ところが実際は領事館員達はブラジル移民の多数が社会的知識を欠くとして彼等を軽蔑し、従って彼等をさらさら「誘導扶掖するの念」を持っていない。これは「伝統的外務省の誤見にして、ブラジル移民の如きは全然失敗に終わるべきなり」(大13.12.18.)。したがってそうならないためにも、日本の人口過剰問題が今きわめて深刻で、そしてブラジルが今どよりも重要な位置にあることを政府や外務省が十分に認識しなければならない、と平生は考えたのである。

帰国後、大正15(1926)年4月15日、大阪商船の神戸支店で開催された日伯協会創立委員会の席で、平生は次のようにブラジル移民の意義を説いた。日伯協会が設立され、今後移民の増加に拍車がかかると、「過剰人口の一の exodus となるのみならず将来日伯間の貿易の基を造るに至るや明か」である。したがって日伯協会成立の暁には、政府に働きかけて「神戸に一大移民収容所」を建設して、少なくとも一か月間はこの収容所において「移民の講習をなしたる後渡航せしめんか、其便益や大」である。したがって政府が移民を本気で人口問題解決の一策と考えているのであれば、神戸に収容所を建設することは当然である。日本の重要な輸出品である生糸のために横浜に「官設検査所」を設けて不良品の輸出を防止しているのであれば、同様に「移民収容所を設けて移民の選択及移民の教養をなす事は重要」な政策である。「朝野心を一にして移民の為に考慮せざるべからず」。この提案に一同賛意を表した。

同年5月3日には兵庫県庁でブラジル領事を交えて日伯協会打合せが行われたが、この席でも平生は協会創立後の「第一着手すべき仕事」は神戸に移民収容所を設置することであることを強調し、一同の賛意を得、これ等の案は創立大会が開催された5月8日に正式に承認される。

それから一か月後の6月2日に、神戸海岸通一丁目に事務所を設けていた日伯協会に赴いた平生は内務省がこの神戸案に乗り気で、「政府も相当の出

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生飴三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

資を吝まざるべく」、しかも具体化すれば「其収容所の経営を日伯協会に任ずる意向」であることを聞く。さらに一カ月後の7月3日に日伯協会理事会が開催され、政府に対して移民収容所建設を正式に建議することを決定する。その日の晩餐で平生にはうれしい報告がなされる。すなわちブラジルは今後10年間にわたって日本人移民に対して一人15円の補助金を出すことを決定したと言うのである。このニュースを聞き平生は、少なくとも10年間は排日は起こらないから、その間に、日本は移民だけではなく、移民たちの受け皿となるべき資本もまた輸出すべきで、そのために日伯協会は資本家たちに「常に的確なる information を与へ」るようにしなければならないと述べた(大15.7.4)。

この輸出すべき資本について10月29日、日伯協会雑誌『ブラジル』に寄稿した一文「資本家の奮起を促す」を日記に転記している。「是等の渡航者の殆んど全部は農業労働者であって資本家と称するものは一人もなしといふも誣言にあらず。大阪の野村徳七氏が本年初に大コフヒー園を買収せられたと聞けるが、恐らく日本の資産家のブラジルに於て大放資の嚆矢とする」。現在ブラジルの農園では労働力不足のために政府が補助金を出して移民を迎えているが、資本が潤沢でない国だから、いずれ移民が増えて労働力は過剰となる。そうなると「日本人との競争に堪えず、土着労働者又は白人労働者が団結して日本移民を排斥」するだろう。だとすれば、日本人をして長く移民を継続させるためには「日本の資本家がブラジルに於ける土地を購入することが急務」である。「労資相伴ふて入国するとせば毫も同国の労働者と競争する要もなく、日本人所有の未墾地を日本の移民が開拓するに於てはブラジル国民も満足せざるを得ず」(大15.10.29.)。この趣旨に従って平生自身、土地購入代金を11月1日に送金している。

大正15(1926)年7月24日、平生は黒瀬神戸市長らと神戸に移民収容所建設陳情のため上京し、濱口雄幸内務大臣と会見する。その席で平生は、収容

所建設の緊急性を、つまり設備がないため「木賃宿類似の旅宿」に寝泊まりして「風紀上健康上寒心」に堪えざる状況であるから、一日も早く収容所建設の必要を訴えた。それに対して濱口内相は、移民奨励は政府の国策として企画しつつあるものだから、財政的余裕があれば直ちに実行すべきであるが、現時点では緊急を要する予算が多く、従って「仮収容所」からでも始められないかと言うものであった。平生はこの会見に対し、「多少の hope を以て退去」したが、「濱口氏の口吻及其意気込よりするも、少くとも仮収容所の費用は予算に繰込むの決意あるが如し」と7月24日の日記に記している。

なおこの神戸移民収容所案は昭和3（1928）年2月に国立移民収容所として実現することとなる。

(2) 海外移住組合連合会会頭平生鈺三郎

海外移住組合法が帝国議会を通過し、内務省令施行細則が制定されたのは金融恐慌のさなかの昭和2（1927）年4月末であり、道府県を単位とする海外移住組合が次々に生まれ、同年8月に三重県以下7県の移住組合を主体に統括組織として海外移住組合連合会が設立された。理事長には元ブラジル大使田付七太が推され、専務理事には元長野県知事でアリアンサ移住地建設に尽力した梅谷光貞が就任した。連合会は、各移住組合に事業資金などの融通の道を開き、各組合から200家族を海外に移住させ、それぞれ別個に移住地を経営させる方針を立て、まず事業の基礎としての土地選定を急いだ。専務理事梅谷の主たる仕事はそれにあつた。

梅谷がブラジル滞在中に買収した土地はソロカバナ鉄道沿線バストス、ノロエステ線アリアンサ隣接地、ノロエステ線チエテの3地域総計6万余アルケイレス（1アルケイレ=24,200㎡）で、さらに加えてパラナー、アリアンサ隣接地、ミナス・ジェライエス等の買収交渉が進められていたが、この梅谷の経営方法は結果的に失敗に終わる。となれば、田附・梅谷体制の後継が

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 平生 平三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

問題となるが、これまでの経緯からも当然平生に白羽の矢が立った。昭和5（1930）年12月4日、平生は松田源治拓務大臣、小坂順造政務・小村欣一（小村寿太郎の長男）事務次官と会見し、海外移住組合連合会会頭への就任を懇請される。会頭は理事長の上に位置し、名目的ポストであるから負担にならないからと説得されるが、平生は肯諾には慎重であった。だが翌日も兩次官に拓務局長も加わって、平生に会頭就任を懇請している。連合会総会を昭和6（1931）年2月に控えて、拓務局長の言によれば、現田付・梅谷体制は官僚的で「経営法は全然 unbusinesslike にして収支の計算は少しも考慮の中に入れず、唯資金のあるの儘事業を拡大し、収支相償ふやの如きは少しも思」わず、この杜撰極まりない状況を政府としては放置するわけにはいかない。この際「経営の材幹と計数の頭脳を有する適当なる理事長又は専務理事を得て大整理」を行なうことが必要で、それができる人物は「余を措いて他になし」と拓務省内の意見が一致したから、「曲げて承認せられたし」と。

拓務省の要求する実務的能力を備えた人物は宮坂⁽⁵¹⁾國人しかいなかった。宮坂は拾芳会第一期生で、神戸高商を卒業して以来、日本の移植民事業を一手に引受ける半官半民の海外興業会社であらゆる経験を積み、この分野で識見・知識において彼の右に出るものはいなかった。平生は宮坂を招き、彼の下で専務理事として「この職を天職なり、国家に尽くすの道として快諾」する意向があるなら、平生も進んで拓務大臣の切願を受け入れるつもりであると率直に述べた。それに対し宮坂は、自分の一生の仕事としてこれを受容したいが、海外興業会社で最も成功しているダバオ（フィリピン）の責任者である以上、そこから連合会に移るには当然井上雅二社長の許可がいる。しかし井上はもしそれを認めれば事業そのものが成り立たなくなることを恐れて肯諾しないだろうと（昭5.12.15.）。

(51) 宮坂國人の生涯については、角田房子『宮坂國人伝』（南米銀行、1985年）を参照。

平生は井上とは知己の間柄で、12月15日に海外興業本社に自ら井上を訪ね、宮坂割愛を申し出る。これに対し井上は、「如此きは到底不可能」である。なぜなら宮坂をダバオに派遣しているのは、彼の進言で180万円の資金を投じて拓殖事業を拡張・改良した結果であって、今ようやく利益をあげ始めたところで、それはまだ完成していない。もし彼がいなくなればこの事業はどうなるかと。

平生はこの井上の議論がわからぬわけではないが、井上は平生を連合会会頭に推薦している以上、宮坂の連合会への割愛に反対はできなかった。もし敢えてそれをすれば、海外興業会社にとっても重要な移民事業に様々な差し障りが生じることは目に見えていた。平生が「貴君は余を会頭として、否自身としても之を懇請せられたるにあらざるや」と抗弁すると、井上は「顔面蒼白となり大いに苦悶」しているようであったが、不承不承ながら割愛を承諾した。

こうして平生は12月18日、松田拓務大臣に連合会会頭就任を伝える。しかしそれには、(i) 宮坂國人を専務理事とし、ただちにブラジルに派遣して実情を調査させ、それに基づいて政府は必要な法律を改正すること、(ii) 人事その他一切を会頭に一任すること、(iii) 「会頭は必要に応じ理事長の職務を兼摂」すること、(iv) 各地方組合は組合員を連合会が購入した土地に直ちに入植させ、それ以後は一切関与しないこと、等の条件をつけたが、大臣はもちろんこれに同意した。こうして連合会は平生の構想に沿って改革されてゆくことになる。

昭和6（1931）年2月25日の海外移住組合連合会総会までに平生は解決すべき問題をなお多く抱えていた。その一つが人事に関することで、まず理事長の田付七太は顧問とし、梅谷については、「今日の不成績は彼の management 宜を得ざりし結果なるにも拘はらず恬然として自省」しない彼をほとんど評価しなかったが、彼の収入のこともあり平理事として残すことにした。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生飴三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

総会ではさまざまな意見が出されたが無事終了し、それに引き続き理事の選挙が行われ、平生を会頭兼理事長に、宮坂および野村徳七が新理事に推薦され、予定通り宮坂が専務理事になった。この席で平生は次の2点を就任の条件として挙げた。

(i)「前任者の計画、経営その他の行為より過去及び現在に於て生ずる、また未来に於ても必然的に生ずる結果に対しては責任を負はざること」。

(ii)昭和5(1930)年度の更正予算並びに6年度予算は「宮坂専務理事が不日ブラジルへ渡航し、彼地に於ける事業の現状を視察調査したる上帰朝し、改めて計画を立つるまでは其儘とし、新計画樹立の後之に応じて予算を作成し総会の承認を受くること」。

平生は宮坂の調査報告をもとに「建直案」を作成し、拓務省からもその承認を取り、昭和7(1932)年3月23日に海外移住組合連合会総会にそれを諮った。ここで平生は次のように本事業の意義を説いた。昭和6(1931)年には民政党から政友会へ政権が交代、金輸出再禁止、7年には議会解散のため予算不成立、と目まぐるしく状況は変転したが、平生・宮坂体制の任務は飽くまで「本事業の根本的立直し」であって、すでに政府がブラジルで購入したバストス、チエテ、トレス・バラスの地に集中的に「一日も早く本邦人の入植を完成し、以てブラジル国に理想的の植民地を創設」することである。そのために以下の4点に重点をおいた改革案が必要である。

第一に、政府購入地を入植者に配分するにあたって、「土地の良否に依りて地格を定め、夫に依りて地代を定め」る。

第二に、政府との予算上の交渉窓口は連合会であるが、従来まで入植者個人が負担していた円暴落による日伯間の為替差損益などは、今後政府が負担するよう交渉する。

第三に、本会の事業は完成までに十数年を要するものであるから、「継続事業として予め年々の支出を一定不変のものたらしめんことを政府に要望」

する。

第四に、連合会の下部組織である地方組合は入植者との資金貸借問題など金銭的事務的負担が大きく目下16の府県にとどまっているが、これらの負担から解放して「宣伝と募集」のみとすることで地方組合の全国的普及を図る。

国家的事業であり、何よりも優先的に行われるべきこの移民政策であったが、法律問題、予算問題が絡んでいて政府は平生の思い通りに動こうとはしなかった。昭和7（1932）年10月4日の日記には次のような記述が見られる。宮坂國人と拓務省に河田次官を訪ね、連合会の政府からの借入金、つまり土地購入資金に充当された企業資金555万円および生産諸設備資金2億5千万円に対する利子の全免を申し入れ、それに関するいくつかの具体的要望を提出したが、それには法改正、議会の協賛が必要であり、なかなか困難であるとの回答であった。そこで平生は次のように言い放った。「余は現職を引受くるに当り、時の大臣松田氏、次官小村、小坂両氏より懇請あり、夫に対し余は連合会の建直しをなし、本会設立の趣旨を達成するに要する法律の改廃、償還方法の変更は必ず政府に於て余が求むるごとく実行すべしとの事なりき。然るに今日拓務省の考案の如くせば償還条件は不実行に了り、……何等整理の実を示す能はず。自分は報酬を得んが為めにもあらず、衣食の為めにもあらず、奉仕の観念を以て懇請に応じたるものなるに、何等の整理もできず、根本方針の建直しできず、徒に其職に留まる能はずと決然と言放」った。

また同年11月7日の日記には、大蔵省が連合会に関する予算案を削減したことについて平生は拓務省の郡山局長に不満を露わにしたことが記されている。これは「我々の建直計画を根本より破壊」するもので、これでは「ブラジルに理想的の殖民地を設立せんとする最初の計画を没却し打破」するものである。そればかりか、前拓務大臣らが自分に約束したことは「全然背違せるものにして、かくては余等は断然其職を去るの外なし」。もともとこの事業は不安定な単年度予算では不可能なので、「十年計画表の通り継続事業と

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

せられたき事を以てせしに、夫は今日に於て法規上不可能なるも必ず其 program 通り予算を励行すべし」とのことであったので、「余はこの事業は大蔵、外務両大臣の関与するところなれば両大臣の諒解を得られたしと申出で、事実諒解を得られたることは当時の大臣が余に言明」したところである。今回の大蔵省の削減はそれを反故にすることで、承服できないと。

平生はこう述べて拓務省を辞去するが、「たとへ軍事費に巨額の支出するの要ありと仮定するも、夫がため我民族百年の長計の爲め新天地を設けんとする恒久的国策を放棄せんとする如き処理をなすは、一に事務的近视眼的事務当局の暴挙というべく、真に国家の前途を達観し得る政治家のなすべき業」ではないと憤慨する。

予算削減は大蔵省だけではなく、外務省管轄の学校、病院、収容所などの公益施設に関する予算も38万円が5万円に削減された。そこで平生は外務省に有田八郎外務次官を訪問し、今やブラジル移民は人気があり、7年度には600家族、8年度には650家族以上の入植を計画しているが、これは政府によって学校や病院、また宿泊施設が完備されてきていると海外移住組合連合会が宣伝しているからであるが、今ここで予算が削減されると、「我々は彼等を欺瞞せしと同様の結果」を生じ、彼等の「進んで入植せんとせし気先を阻む」ことになり、ひいては「政府に対して信用を失ふ」ことになる。必要な公益施設は当然設けなければならぬと力説したが、有田八郎次官は納得したようである（昭7.11.9）。

昭和7（1932）11月16日には永井柳太郎拓務大臣を訪問し、入植者を増やすためには産業施設と公益施設の完備が最も重要であるにも関わらず予算の大幅削減は入植者の士気を挫くばかりで、聞くところによれば、大蔵大臣は「外国移民の如きは不可能」であるから反対であるとのことだが、これは政府自らこの事業を破棄しようとするもので、理解できないと訴える。

平生は社会・国家への奉仕という彼の当初の意気込みと、それを平気で反

故にしていまいかねない現実政治との狭間で悩むことになる。だが、昭和7（1932）年12月19日、ブラジルに向う宮坂を神戸港に見送りに出かけたとき、平生は思わぬ光景を目にして、思わず感動がこみ上げてきた。海外移住者は1329人を数え、ブラジル移民開始以来の最高記録に達したことを知ったのである。その理由は、コーヒーの世界価格が大暴落して以来、連合会の組織変更、入植制限の撤廃、在伯邦人の入植奨励、さらにコーヒー単作農業から多角的農業への可能性の宣伝などが功を奏して、昭和7（1932）年に入ると移民制限に対する悲観的宣伝は影を潜め、逆に「奨励的宣伝は有力なる新聞紙に於て盛んに行はるるに至」っているからである。これが平生を勇気づけたのである。

ブラジル移住希望者の増加というニュースは平生を喜ばせたが、しかし大蔵省との厳しい交渉はデッドロックに乗り上げたままであった。つまり大蔵省から借り入れるべきはずの企業資金について昭和6（1931）年度分63,000円、7（1932）年度分は205,000円、合わせて268,000円が払い込まれていなかったのである（昭8.1.28.）。それに追い打ちをかけるようにバストス移住地では厄介な訴訟事件が発生する（昭8.1.12.）。さらに平生を驚かせたのは、連合会の現地代行機関ブラ拓（有限会社ブラジル拓殖組合）からの報告によれば、昭和7（1932）年度の土地代収入、つまり償還地代は本来の「建直案」では462コントスであるのに、わずか10コントスに過ぎないとの電報が届いたことである。これは全く信じられない数字で、航海中の宮坂に連絡し理由を問い合わせたが、革命が発生した訳でもなく何等納得のゆく説明は得られなかった。だがこれは由々しき問題で、「現在大蔵官吏が我々の計画に対し疑を存し居り、未だ之を認めざるに先だちこのことを発表せんか、目下引続き交渉中の償還条件変更の事も目下提出せる償還表に信を措かず、従ってこの条件にて貸出を見合はすに至るやも知れず。……この建直案の基礎たるべき移民の収入に基きたる償還計画が初年度よりかかる喰違を生ずるに於ては

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鉾三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

余りに杜撰なりといはざるべからず」(昭8.1.17.)。

このような状況下、昭和8(1933)年1月30日に海外移住組合連合会総会が開催される。この総会でも平生は建直案の趣旨(分譲地の地代の改正、為替変動の危険から免ずること、地方組合の義務の免除、コーヒー単作農から多角的農業へ、この農事方法変更に伴い生じる産業諸施策への政府の援助、連合会の政府との諸々の交渉事)を説明して了解を求め承を得たが、そのなかで為替暴落の問題は深刻であった。すなわち入植渡航者の持参金は、従来の為替率は1円=6ミルreisとして、4コントス200ミル、円換算で700円であったが、昭和8年から為替率が3ミルreisに下落したため、1400円になっている。これは入植者にとって厳しいのでどうにかならないかとの質問であったが、平生はこれに対し、「これは何人の罪でもなく、我政府の財政が窮迫せる結果、対日信用が下落せるものなれば何人も咎むる能はず」と説明したが、ブラ拓に減額の可能性につき問い合わせることで終わった。

(3) 移民2分制限法の成立と訪伯経済使節団

昭和6(1931)年から平生・宮坂新体制が動き始めた海外移住組合連合会だが、満州事変以後の軍費が拡大するなかでの予算の確保、現地での土地をめぐる訴訟など難問が次々現れ、平生を苛立たせた。だが決定的だったのはブラジルでの排日運動であった。昭和9(1934)年5月3日の海外興業ブラジル支店員からの現況報告はまだかなり楽観的であったが、5月12日の平生日記によると、サンパウロ州チエーテで日本人移民の少女を誘拐した現地人を日本人が殺害した事で排日熱が一気に高まり、そしてついに5月24日の憲法審議会でも移民2分制限法が146対41の圧倒的多数で可決されてしまった。この法律の内容は、過去50年間に定住した各国移民総数の2%に限って入国を許可するというものであるが、平生によれば「現在入国するものは日本人のみなれば結局排日案」ということになる。現在の定住者が17万人とすれば、

許可される移民は1年に3400人となり、大阪商船、海外興業会社、海外移住組合連合会など関係する会社、機関は重大な影響を被ることになる。現地からの特電によれば、その理由としては、人種の偏見、日本移民の経済発展に対する潜在力への脅威、背後に潜むブラジル綿糸布市場をめぐる英米の策動、強力な議会の排日グループの存在などが考えられた（昭9.5.26.）。

昭和9（1934）年6月6日には早速大阪で移民事業関係者（大阪商船、南拓、アマゾン拓殖、海外興業、連合会、外務省アメリカ局、拓務省）が集まり善後策を協議したが、「我国としてはブラジル移民を国策として継続せんとする以上、隠忍して妄動せず」で意見は一致したが、それ以上に具体案は出なかった。何等進展のないまま、ついに7月16日から移民法は公布された。そしてブラジルの統計から割り出された計算で日本人移民は最終的には年2849人と決まった。⁽⁵²⁾

切羽詰まった状況のなかで外務省移民課から平生に民間使節団派遣を打診してきた（昭9.7.21.）。9月20日の平生日記には坪上卓二拓務省事務次官との会見の様子が記されている。平生は坪上に、ブラジル移民事業に最も関係が深い大阪商船、海外興業、ブラ拓を代表する優秀な実業家が現地でブラジルの政府および在野の要人と交流を深め、「日本移民がブラジル国のため利益あることを認識理解」させることが最緊要事で、それにはブラ拓の宮坂國人が最適者だが、多忙な彼をサポートするための人件費をどこからか捻出しなければならないと述べると、彼も同意した。

10月31日、坪上次官から平生に突然呼び出しがかかる。駐伯代理公使から外務省への通電に、ブラジル外務大臣との会見で次のことが問題となったというのである。移民制限の緩和を図るには、「日本より有力なる実業家」を

(52) 『日系移民資料集 南米編 第29巻』（日本図書センター、128ページ、1999年）に依れば、種々の内政的事情から、「1934年の前憲法中に規定された各国移民制限条項の真の実施は、5年後の1939年から始まった」。

次郎、若しくは副社長庄司乙吉であったが、二人とも固辞し、結局常務取締役関桂三に落ち着いた。伊藤忠・綿花同業会の伊藤竹之助については伊藤忠兵衛を通して難なく了承を得た。また最初から積極的であった大阪商船は渥美育郎を推薦した。だが平生の考えでは、「有力な実業家」となれば、三井、三菱、住友の三大財閥をはずすわけにはいかない。三井物産からは岩井尊人が平生の考えに感銘して一員に加わることになったが、三菱商事からは二転三転してやっと奥野勁に決まった。しかし住友は、日伯間の通商が日本の貿易総額のわずか千分の一に過ぎないとの理由で、結局断った。こうして以上6名に事務長と医師各1名、随員9名（この中に小林一三の長男米三も特別に団長秘書として含まれていた）を加えて総勢17名の使節団が結成されることになった。

出発は昭和10（1935）年4月8日、秩父丸にて横浜港出帆と決まり、それに先立ち4月1日に岡田啓介総理主催で開かれた歡送会で平生は次のように使節団の意義を述べた。移民制限問題が発生して以来、政府はもちろん、これに関係ある人々が色々と善後策を講じてきたが、結局日本から経済使節団を派遣することになった。問題はこれまで振るわなかった日伯間の通商を増進させることだが、それには何よりもブラジルが日本向けの農産物を新たに興すことが肝要で、それは綿作である。現在コーヒー栽培ではすでに労働力不足が感じられているから、もし綿作を大々的に奨励しようとするれば、ブラジル政府は外国移民に頼らざるを得ず、従って日本移民の増加策を考えざるを得なくなると。

一行はあくまで民間使節として横浜港を出帆し、13日間でサンフランシスコ、米大陸を横断してニューヨーク、そこから12日間かけてリオデジャネイロに着岸した。航行中にブラジル日本大使澤田節藏から「ブラジル政府から国賓の待遇」をするつもりでいるとの電報が入ったから、平生はすぐ辞退の返電をしたが、すでに準備をしているから辞退はできないと再度電報が入っ

実業家・教育者平生ひらお はちさぶろう三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

た。平生はただちに、「将来ブラジルから同じ様な経済視察団が日本に来た時に、同一の待遇をすることが出来るか。若しそれが出来ぬ場合、ブラジル人はブラジルを侮辱したとを感じるだろう。そうなると「我々の努力している日伯親善上障碍を招きはしないか」と返電すると、大使からは「本国に請訓して、承知する事に決めた」との返事があり、5月16日、使節団は国賓としてリオに入港し、大歓迎を受ける。

昭和10（1935）年5月17日の日記にこの16日のリオ入港の様子が描かれているが、それも途中で途切れ、以後翌日からブラジル滞在中の一行の行動に関する日記はほとんど欠落している。一行の行動について我々として知り得る断片的情報は、岩井尊人の編集になる日本商工会議所訪伯経済使節『伯国経済事情』（昭和11年）と『スズ日記』、および平生三郎述『私は斯う思ふ』（千倉書房、昭和11年）の「ブラジルを訪ふの記」の記述である。

これらの資料からも訪伯経済使節団が国賓として如何に大歓迎を受けたかは手に取るように分かるが、使節団としての目的は岡田総理の歓送会で述べた通り明瞭であった。5月17日に団長として平生がリオ中央放送局でラジオを通じて全ブラジル国民に日本語で挨拶した中で、「吾々は約1ヶ月貴国に滞在し各方面の経済事情を視察し事実と数字とに就ての知識を得ると共に、朝野の有力者と接触して腹藏なき意見を交換せむことを希望し居り、若し吾々の伯国訪問が貴我両国の将来の通商貿易関係増進の第一段とも為り得れば望外の仕合せなり」と述べたことにも表れていた。⁽⁵³⁾

この使節団が大成功を取めたのは、その後の両国の貿易の拡大からも分かるが、『私は斯う思ふ』の6月11日の日記に次のように記されていることから十分に理解できる。

「両国経済提携の効果は、ブラジル棉が頗る有望」であることを発見した

(53) 日本商工会議所訪伯経済使節編『伯国経済事情 昭和10年4月-11月』、昭和11年、21ページ。

以外に、1. 日伯通商協会の設立、2. 両国観光局の提携、3. 日本側焦付資金の回収は英米よりは有利な解決を見たようだが、公表は避ける、4. 為替についてはポンド建、ドル建、円建のいずれにするかはブラジル側の意向に従う、5. 日本側の投資は、貿易進展の意味からある程度容認するが、現在の棉のそれ以上は考えられない、と。⁽⁵⁴⁾

また、昭和10（1935）年6月12日に使節団の現地解団（その前日の最後の総会で平生がコメンダトール勲章を授与されている）するに当って、平生は記者団に次のように語った。「我々使節団は民間の資格で来たもので、各使節は何れも大商社を代表して居る。しかしブラジルの物産、殊に棉花が日本の紡績業界に使用し得るや否やについても調査した。……ブラジル棉は歴史が浅いので、現在荷造繊維の分類、運輸機関等に欠陥があるが、将来これが改善されないといふ理由はない」。⁽⁵⁵⁾

6月末にウルグアイを経てアルゼンチンに向う途次「猛烈なる赤痢類似症」（昭10.10.13）に襲われる。この時平生夫人スズは小林米三とともにニューヨークにいた。スズは娘の美津子と夫の水沢謙三宅でアメリカでの生活を満喫していた6月30日に、ブエノスアイレスから驚くべき電報が届く。「25日より汽車中にて発病、下痢止まらず、28日当地着と同時に独逸病院に入院す」⁽⁵⁶⁾と。

入院中平生は冷静に日本の病院との比較を忘れない。「日本の病院では看護婦は病人の看護婦ではなくて、医者の小使だ。病人と喧嘩をする者さえある位だ。だからして、病人には付添婦を雇はねばならぬ。……私の病気は……非常な下痢をする病気であって、何かと不自由を感じたので、日本婦人を夜だけ使いたいと申し込んだが、医者が許さない。……看護婦以外には病人

(54) 平生鈞三郎述『私は斯う思ふ』、297-298ページ。

(55) 同上、299-300ページ。

(56) 「スズ日記」、『平生鈞三郎日記 補遺』、6月30日、72ページ。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

に触れさせないと云うのだ。……食物も非常に喧しく、医者⁽⁵⁷⁾の許可を受けねばならぬ。……日本も医学はなる程進んでいるが、病人の世話する方は考へられていないと言っても、差支へないと思ふ⁽⁵⁷⁾。

約1か月の入院で退院し、平生ら一行はスズと米三に会うためにロンドンに向かった。8月27日に無事落合い、ロンドンを皮切りにパリ、ベルリン等を見物し、「世界の公園」スイスのインターラーケン着いたのは9月19日で、その翌日ユングフラウヨッホにケーブルで登る。終点の頂上には「氷の宮殿」があり、一同は内部の美しさに感心する。スズ日記には「スイスの山ほど美しい思ひ出はありません⁽⁵⁸⁾」と記されている。

平生は昭和10（1935）年9月28日ナポリから照国丸に乗船し、神戸に着岸したのは10月28日で、1か月にわたる長旅であった。飛行機で12～3時間の今日からすると、さぞ退屈だったのではないかと思われるが、さにあらず。エジプトでピラミッドなどを見て回る。船内では麻雀やデッキゴルフに興じ、また運動会やすき焼きパーティーで盛り上がり、送別会では「蝶々夫人」で国際的に名を馳せたオペラ歌手三浦環の独唱に聞きほれる。彼には「退屈」とか「無聊」とかは縁遠い言葉であった。

船上でも平生は国際政治について語り合う有識者に事欠かなかった。イタリアが国際連盟規約を無視してエチオピアを侵略する話題がさかんに出てくる。その下りに、同国に対し連盟は経済断交を決定し、金融の道を絶ったが、我国においても「達識勇胆の政治家」が出て「一死を以て君国のため軍人の跋扈に対抗するにあらざれば、軍事費の増加は到底免れざるべきか」。そうならば「他国征服の野望を達せんと徒に無名の師を起すこと、イタリアの首相ムッソリニの轍を踏むに至らんか」とある（昭10.10.14.）。自由通商の可能性をまだ信じていた平生にとって思いもよらぬイタリアの行動であった。

(57) 平生鈺三郎述『私は斯う思ふ』310-313ページ。

(58) 「スズ日記」, 9月20日, 100ページ。

シンガポールに寄港した際、領事並びに各社支店長の招待を受け、平生はここで日本にとって自由通商が如何に大切かをこう述べる。「武力を以て他国を侵襲し、他国の物資を奪掠するが如きは到底今代に於て国家の方針として実行不可能である。されば日本の如きは何処までも通商自由の旗旆を翻へして各国に臨まざるべからざることは日を賭るよりも明かである。然るに我國の政治家、殊に官僚政治家、及之を謳歌して私利を図らんとする我実業家、殊に東京に於ける尤も勢力ある実業家が相集りて通商自由の主義に反対することは実に嘆はしき事である」(昭10.10.18.)。このスピーチからも明らかのように、ブラジル経済使節団の成功を確信した自由通商論者平生の姿ここにあった。

神戸港に接岸したのが10月28日。その1か月後の12月3日には、渡伯前に話題になっていたことだが、岡田総理から正式に貴族院議員に奏請するとの連絡があり、4日に辞令を受取る。5日には天皇陛下にブラジルについて約50分にわたって御進講⁽⁵⁹⁾を申し上げた。平生にとって「身に、余る光榮」のひと時であった。

(4) 日南産業株式会社社長に就任

帰国後すぐさま平生はあちこちで帰朝報告を行い、今後のブラジルの経済的可能性を訴える。昭和10(1935)年10月30日には廣田外相同席のもと、外務省通商審議会で講演を行っている。今回の使節の「第一目的として如何にして日伯間の通商を増進」するかが問題であったが、それにはまずブラジルに「我国の要求する原料を発見して之を輸入するの道を開く」ことが肝要で

(59) 昭和10(1935)年10月5日に平生はブラジルの現況について御進講を行っているが、そのとき彼は天皇の質問に対し、「そんなこというたかてあんた」とつい関西弁を使ったという逸話が残っている(藤田宏郎「平生鈞三郎の御進講—日伯貿易について—」『平生鈞三郎日記 第15巻附録』2017年)。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

ある。我国は工業国であるから、その原料は外国に求める他はない。我国の官僚の中には未だに「自給自足主義の錯覚」に囚われてあらゆる原料を自国で産出するべきだとの癡論を真面目に論じる者もいるし、また実業家にも「輸出は大に奨励すべく、輸入は防止すべし」という虫の良い説を公然と主張する者もいる。一旦こうした思想に染まると自由主義に転向することが難しくなる。その結果バーター・システム、割当制度、輸出入均衡策とかを根拠にして、「自国産の物資の買入る国に対し其額に相当する輸入を許す主義を固守」することになる。事実南米では「日本が新に開きたる市場に於て其輸入を check すべく、現行通商条約を廃棄して日本品に対して高税を課して輸入を防止」しようとしている国は二～三に止まらない。ブラジルと日本との輸出入状況を見れば各々 3 百万円、総額 6 百万円で、日本の総貿易額の千分の一強に過ぎない。22倍の国土を有するこの大農業国と商工業立国日本との通商関係から見れば、この数字はいかにも「奇現象」で、理想的とはとても言えない。その理由は両国が遠く離れていること、ブラジルの主要産品コーヒーは日本人の嗜好に合わないことに加えて、日本の有力な実業家がブラジルを単に移民国としか見てこなかったことも大に関係がある。

今回この国に経済使節団が派遣されたのは、我々が輸入原料としてブラジルに綿花を発見したからで、経済使節団の主体が綿業者であったのはそのためである。綿花は確かに北ブラジルでかなり生産され、その綿は長繊維のため羊毛との交織に適し、主としてイギリスに輸出されてきた。ところがここ数年サンパウロ州でアメリカ種の綿花が栽培され注目されている。その契機となったのは大不況で、コーヒー価格が生産過剰で暴落し、その対策として大量のコーヒーを政府が買上げ焼棄するまでに至った。この政策の結果ブラジル国内の価格は維持されることになったが、これを機に他国では自らコーヒーの増産に努めてかつてのブラジルの市場を蚕食していったために、ブラジルの国際収支は悪化し、公共事業資金は不足し、外債の利子すら支払えな

くなった。さらに軍事政権は軍事費を激増させ財政の腐朽をさらに進めた。このような状況の国に資金を融通するものはいない。自ら出口を見出さざるを得ない。それには官民が力を合わせ「新に国産を発見して之を外国に輸出し、之に依り国際貸借と財政の調節を求めざるべからざる境涯」に陥り、ここで「好個の国産」として綿花が発見されたのである。サンパウロ州はアメリカ種綿花の栽培に好成績を上げ、同州政府は「米国種にして政府が交付する種子にあらざれば播種を許さざること」にしたのである。

ただブラジルはまだこの綿花を「国際商品として処理することに不慣」れで、例えばアメリカ綿と比べて規格の面で劣っているため、そこで使節団は手分けして地方をまわり、耕作、播種、採摘、綿繰、荷造、保管、運送、取引、金融等に付き改善点を指摘する文書を作成してブラジル政府・サンパウロ政府に届けた。これ等の改善が行われるならば、日本にとってブラジル綿は十分にアメリカ綿の代用となり得るし、ブラジルからの輸入も飛躍的に増加し、その見返りに輸出も躍進することは困難ではない。ブラジル綿の生産・輸出増は、延いては「日本の移民に対し緩和の道」に通じることは疑いない。現在サンパウロ州での綿花栽培の約半分は日本人の手になるものだが、彼等が収穫する実綿は綿繰工場を持たないためにブラジル商人とアメリカ商人の言い値で売買されている。従って「日本の移民は綿花の栽培に依り得られるべき正当の収穫」を手にすることが出来ていない。早急に「日本人の手に依りて必要なる機関を設備するの要」がある。使節団一行は、このためにも株式会社の設立を考えているが、もしこれが実現すれば、「ブラジル綿花は日本移民の手により栽培せられ、日本人の手によりて処理せられ、日本の船に依りて運送せられ、日本の紡績のために緊要なる材料となる、所謂一貫作業である」。

外務省通商審議会での講演で、平生はブラジル綿が日本移民の手により栽培され、処理され、日本船で運搬され、日本の紡績の材料になる、「所謂一

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

貫作業」に成長させるには株式会社の設立が是非とも必要だと述べたが、それは日南産業株式会社となって実現する。⁽⁶⁰⁾

海外移住組合連合会は政府がブラジル移民のために設立し、政府が購入した未耕地を日本移民に分譲して自作農を育成しようとしたものだったが、二分制限法で今や移民の道がほぼ断たれた以上、政府もこれまでの土地代金償還の方法を改め、移民にも綿作を奨励し、漸次年賦金を償還させる方法を考える必要が出てきた。この問題について平生は政府と協議し、最終的に政府は官民共同の株式会社日南産業を設立することに決め、この法律は昭和12(1937)年3月30日に帝国議会通过し、7月10日に創立総会を開催し、平生が取締役社長に就任した。日南産業は政府出資725万、民間株主275万、併せて1千万円の会社で、移民業の外、銀行部、商事部、鉱業部、技術部、綿花部の事業組織を有する大会社であった。⁽⁶¹⁾

日南産業の農業生産における貢献度は大きく、特に綿花生産は目覚ましいものがあった。昭和14(1939)年にサンパウロおよびパラナ州北部で生産された農産物の価格を見ると、綿花が367,780コントスで圧倒的に多く、これに次ぐのはコーヒーだが、56,000コントスに過ぎなかった。

その他日南産業について平生が主に言及しているのは雲母である。昭和13(1938)年7月18日の日記はなかなか興味深い。昭和14(1939)年度の拓殖部の予算は20万円の赤字で、その原因はブラジル政府が移民制限を励行し、それに加えて日中戦争のためブラジルへの渡航者が著しく減少し、これまで支給されていた事務費が廃止されたことによる。しかし商事部の利益は予想外に多く、その「主因は鉱石、特に雲母の日本輸入」である。その買手は海軍である。「毎月輸入し居る雲母の全部は品質の如何に拘はらず海軍一手に

(60) 草野正裕「ブラジル綿と平生鈺三郎」、安西敏三『現代日本と平生鈺三郎』晃洋書房、2015年参照。

(61) 『日系移民資料集 南米編 第30巻』1999年、66-69ページ参照。

買収」とある。人口過剰の解決策としてブラジルは重要な移民受入れ国であったが、以上からもその本来の目的から離れて行く様子が伺われる。

昭和13（1938）年11月30日の日記には日南産業の定時株主総会で平生がブラジルの政情について語っている。前年にヴァルガスがクーデターを起こし異民族に対する反抗的政策が助長されたが、「日本及日本移民に対する政府者の感情は不良ならず。是れ駐伯大使澤田氏の伯国官民間の気受宜しきと、先きに伯国に赴きたる訪伯経済使節の尽力を以て日伯間の貿易が拾数倍に及びたる等の原因あるが如し。経済方面に於てはコフヒーに対し輸出政策は失敗に終りたるが、自由輸出を許すに至りたるより珈琲の輸出も増加し、且棉花栽培は大なる功果を齎らし、日伯間の貿易は昨年度に於て六千万円以上に及びたる等、日伯間の関係は好良といふべく、⁽⁶²⁾また我社の事業は事変〔日中戦争〕の結果として渡伯者激減し、また在伯邦人の移殖も減じたる為拓植部の成績は著しく不良なるも、土地代金の回収は比較的好良である。商業部、金融部に至りては業務開始早々見るべきものなく、為めに第一期は無配当の止を得ざるに至りたるは遺憾である」。

昭和14（1939）年9月1日に第二次大戦が勃発し、それに続いて昭和16（1941）年12月8日に平洋戦争が始まると、連合国側に付いたブラジルは日本と敵対関係になり、昭和17年（1942）年1月には国交は断絶となる。こうなると日南産業は事業を行えなくなる。ブラジル交換船で日本に帰国した岡田某を通して、ブラ拓の宮坂の様子が伝えられる。彼は、「今回外交官は大使初め全部引上げたも、自分は日南産業のブラジルに於ける事業会社たる

(62) 『第30巻』、222ページ。1936年には、輸入額は「為替管理一層の緩和」で陶磁器、雑貨類、毛糸、絹糸、針金や紙類などが大幅に増加し、前年に比し42パーセントのプラスとなり（全輸入額の1.163%）、輸出は綿花買付が前年度に比し15倍増加したために、全輸出額は11倍増となり、全輸出高の4.308%となった。これを1930年と比べると、輸入は22位から12位へ、輸出は33位から一躍5位に跳ね上がった（『第29巻』、197ページ）。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

ブラジル拓殖会社の総経営者として、貳万数千人のブラタク殖民地にある日本人を放任して自己の安全のため引揚ぐるを得ず。たとえ将来如何なることが発生するもブラ拓の手にかけたる移植民は勿論、海外興業会社の手を経たる移民又は自由渡航移植民の爲最後まで踏み止まる」ことに決心する（昭17.8.23）。

ではブラジルに滞在していた日本人は如何なる生活状況にあったのか。平生に伝えられた情報によれば、「ブラ拓としては銀行部には伯国政府が取付防止の爲金額に制限を設け、其制限以上に引出を禁止せるを以て、生活費を限度として取付が行はるるが如く最初一日丈取付ありしが、伯国政府の命令に依り即座に中止となり、米国銀行や土着銀行に比し信用もあるを以て、今後新しき変動あるにあらざれば取付の心配なきが如く、本年は棉花もコーヒーも比較的好景気にして農民の収入も多く、また生糸の如きも支那、日本よりの輸入なきため市価も昂騰し、移民の懐中は好都合なるが如し」。移民の生活は苦しいどころか、むしろ「好景気なるが如し」（昭17.8.28）。

だがこの情報も、交換船で帰京した日南産業社員によると、「日南産業としてはブラジル政府が日本に対し宣戦を布告し、同地にある日本人を敵国人として取扱ふこととなりたるを以て、且物資の輸出入を禁じ、資産の凍結を行ひたるを以て、日南産業としては貿易業より撤退せざるべからず。また棉繰 compress も許可せざるにつき平和克服迄は殆んど活動の余地なければ、他に進出活躍の道を求めざるべからず」（昭17.10.8.）とあり、平生が唯一望を賭けていた日伯貿易関係はここに完全に途絶えてしまった。

平生は昭和17（1942）年10月13日に勲一等旭日大綬章を授与され、それから1か月と経たないうちに脳血栓で倒れる。それにも関わらず、翌年4月28日に枢密顧問官に任命される。そして5月10日には来訪した関桂三（東洋紡）に、「枢密顧問官は民間事業は勿論、政治に関係ある協会、其他の会に役員たることを得ざる規定なれば、止むを得ず退くの外なし」と述べ、日南産業

株式会社社長を辞任することを告げる。

6. 文部大臣として国字を漢字の禍害から“liberate”する

(1) 2.26事件の衝撃

人生には不思議な巡り合わせがあるものである。昭和10（1935）年の平生 鈞三郎は、4月から10月まで訪伯経済使節団の団長として大役を果たし、12月初めには貴族院勅撰議員に推挙され、続いて天皇陛下に「ブラジルの国状について」御進講を行うなど、超多忙な日々を追われた。さすがの彼も70歳の高齢には勝てず、暮れから体調を崩して入院する。やっと快復して三女一家が暮らしているハワイで休養しようと思い立ち、奇しくも昭和11（1936）年2月26日の早朝に東京駅に降り立った。

小石川の自宅に向かって車で皇居方面の大通りに入ろうとした刹那、銃剣で武装した兵卒が検問しているのに出くわした。平生はその時は「何か不穏の事が生じたため宮城守護のためかかる嚴重な警護」をしているのだろう、とさほど気にも留めなかったが、自宅に着いて間もなく、川崎造船所専務の川崎芳熊が東京出張所から衝撃のニュースを伝えてきた。今朝5時麻布三連隊（第一師団）の大部分と第一連隊の一部一千人余り（実際は1500人弱）が4人の大尉に指揮されて、岡田啓介首相（松尾伝蔵大佐が身代り）、高橋是清蔵相、渡邊錠太郎陸軍教育総監、斎藤実内大臣を襲撃し、四大臣は即死し、尚鈴木貫太郎侍従長は重傷を負ったと。

こうした惨劇がいつ起こっても不思議ではない不穏な空気が軍部の一部や民間右翼の間に漂っていた。昭和7（1932）年2月には元日銀総裁で平生とも親しかった民政党幹事長井上準之助が、3月には甲南病院建設にあたって寄付に応じてくれた三井合名理事長團琢磨が、さらに5月15日には首相の犬養毅までもテロにかかって落命した。昭和9（1934）年5月5日の平生日記には、元軍人で孫文の「辛亥革命」にも参加したことがあり、荒木貞夫陸軍

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

大將らとも懇意で、共産主義を一掃して「天皇を中心とせる独裁政治」、すなわち「fascio 政治を天皇直裁」のもとで行うことを画策しているという人物の訪問を受けた、と記されている。

この張り詰めた緊張感のなかで、昭和10（1935）年に突然天皇機関説事件が発生する。もとはと言えば天皇機関説は30年も前、上杉慎吉が帝大の講義で、天皇はすなわち国家であり、全ての国家の機能・権能は天皇に帰着すると述べたのに対し、美濃部達吉は西洋流の法理論から国家を法人と見なして、天皇もその法人の機関であると論じたことから始まった。この論争から一世代、突を経て如2月政治問題化する。18日の貴族院で菊池武夫議員が天皇機関説を「天皇の大権を非議し国体の尊厳を毀損するもの」だと非難する演説をし、2月28日には衆議院でも不敬罪で美濃部を告訴すべきであるという意見が受理されたことで、政界に「一大波紋」を呼び起こした。

平生からすれば、天皇機関説は今日まで一つの学説として相当の敬意が払われてきたが、これが突如「天下の問題」となったのは、「寧ろ不可解」であった。思うに、これは満州事件以来、軍部が右翼集団の勃興を利用して勢力拡大を図ってきた結果、この潮流に乗じて利益を獲得しようとする連中が愛国、皇道、日本主義等、いわゆる日本精神の復興を声高に叫んでいる間に、欧米で流行のファシズム的思想が輸入され、このファシズムが反動的復古主義と合流して似非日本主義の旗を掲げるに至ったことが主因であった（昭10.3.1）。

好奇心が人一倍旺盛な平生はハワイ行きを急遽キャンセルし、事の成り行きを自分の目で確かめる決心をする。平生がまず感じたことは、中隊長指揮下にある1千人余りの士卒を鎮圧することが出来ない陸軍部内の上官たちを全く信用できない、ということであった。聞くとところよると、反乱に加わっていない兵士を鎮圧に向かわせると、「彼等が鉞を逆にして暴行兵士と合体するの恐れあるを以て」鎮圧に着手することが出来ないと言うことらしい。

平生はこれには開いた口が塞がらない。「実に浩嘆の外なし」。平生は続けて、「常に自己を以て国家の干城なりとか、陛下の藩屏なりとか、忠君愛国の結晶なるが如く自負しつつある将校」が、陛下御信任の重臣を「惨虐なる行動をなして平然たるのみならず、政府の要所を占領して豪然たること、実に不忠義の悪漢にあらざれば狂人といふの外なし。かかる狂暴にして思慮なき者が陸軍部内に発生し、其上官たるものは之を鎮圧するの誠心も勇氣もなきに於ては、かかる軍部が国民の信頼を受くる能はざること明白ならずや」。そればかりか「対外的に国威を失墜」すること多大である。ここでもし満州、シベリアでソ連兵と干戈を交えることになれば、善戦するどころか、「暴虎馮河の蛮勇」で、国家を危殆に導くことになろう（昭11.2.26.）。事実、昭和14（1939）年、ノモンハン事件で日本軍は手痛い打撃を被ることになる。

この事件で内閣は機能不全に陥ったために戒厳令が布かれ、丸の内一帯は車馬の通行が禁止されたが、何故にこのように「警戒線」を拡大したのか、また「警備司令本部の側に土嚢を以て小児だましに等しき壘を築き機関銃を据附くるが如き」は、誰から司令部を守ろうとしているのか平生には全く不可解であった。こんな時には流言飛語が飛びかう。たとえば、海軍側が強硬に、「若し陸軍の手に於てこの暴徒を鎮圧する能はずば海軍陸戦隊の手に於て之を決行すべしと嚴重なる交渉を申出」たので、陸軍側は「首脳会議の結果自分の手にて武装解除を決行」するが、「若しこの暴行隊が抵抗するに於ては市街戦を現出する」かもしれないから、このように警戒線を拡大したのだと。

平生はこの流言に関しこう記す。陸軍主脳部が「今以て何等の実行に出でざること、軍人の名誉を毀損し、国民の信頼を裏切ること少々ならずといふべく、如何にも不甲斐なき軍人の集団なるかな」。いずれにせよ「多数の軍事参議官や、現役はもちろん、予後備の大中少将の将官連は何の顔あって君国に見えんとするや。実に唾棄すべき行動といふべし。かかる陸軍を以て外

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

敵に向はんとす。其結果や実に不安といはざるべからず」(昭11.2.28)。

3月4日には平生は、軍政府樹立の暁にはその首班になると噂されていた真崎甚三郎大将に手紙を送り、この事件の彼なりの責任をとるべきだと迫る。すなわち、「常に国体明徴を強調する陸軍将校の一部が自ら国体を冒瀆するが如き行為を敢てして之を自覚せざるが如き狂暴さは沙汰の限り」である。「閣下にして真に日本軍人の気魄を有し、肅軍の実を挙げんことの誠意あれば……単独に閣下に伏して自決し其罪を謝すべきである」と。

この事件で政府中枢の政治家が犠牲になったが、彼等と結託していると見なされていた財閥富豪は如何なる行動を取ったか。奇しくも2月17日に平生は三井合名の会議室で三井高公社長をはじめ歴々たる重役を前に、今や「右翼的フハシズム的思想は頓に勃興し、殊にこの思想は軍部内に燎原の火の如く伝播し、政党と財閥は此等のフハシストの排撃の標的」となっていると語ったばかりであった。ファシストに戦々兢兢としていた彼等は、事実この事件が勃発するや、直ちに東京を離れた。三菱を代表する各務謙吉は京都の木屋町に身を隠した。川崎銀行(川崎八右衛門により明治13年に設立された銀行)社長の川崎肇もそうした一人で、平生が東京から、岩井尊人の斡旋で手に入れたばかりの熱海の別荘への帰途、彼と偶然同車したとき、彼は平生にさえ隠れ家をあかさないほど、おののいていた。そこで平生は彼に「東京に於ける資本家は safety first なれば何処にか隠遁するに如かず」と述べると、彼は「東京に於ける彼等の境涯は実に危険」と応えた(昭11.2.28.)。

だが戒厳令下でも軍部をもはや信頼していない東京市民は冷静であった。というより、反乱軍をあざ笑うかのような行動をしている。例えば「〇〇病院患者運搬用」と張り紙がしてあるタクシーが通行禁止区域で止まっていたが、これは単に警備の兵卒や巡査を欺いて自動車通行禁止区域でも自由に入入りして客を拾うための口実に過ぎず、これには平生も「其狡知」に驚いたと日記に記している(昭11.2.29)。東京市民がこのように平静であれば、大

阪人にはこの事件は全くの余所事であった。3月2日、伊藤忠兵衛が平生宅を訪問しているが、事件に話題が及んだ時、彼は「大阪市民は何等周章の様なく、至極沈着に東京より来れる諸報告に接し居り、見上げた」ものだと語っている。

平生は今の時代を、自由主義か保護主義か、といった単純な発想では解き得ないと考える。三井合名での2月17日の講演でこう述べている。「今や世界を通じて自由資本主義は已に爛熟期を過ぎたるが如く、何等の国家的制限干渉を受けずして資本の威力に依り其蓄積、其増大を縦にし得る時期は去りつつあるが如し」。ソ連の「徹底的国家社会主義」を別にしても、程度の差こそあれ、「世界を通じて国家社会主義が自由資本主義を駆逐しつつあることは否定」できない。イタリアはファッショ政治、ドイツは「ナチス万能の政治」、アメリカもやはり国家社会主義の一現象たるニューディールを採用している。

川崎肇との会話においても、平生は日本の現状をこう解釈してみせる。「世界を通じて state socialism が横溢せんとしつつあり。其形態こそ相異せるも軍隊の大部分、少壮政治家、社会主義的思想家、一部の経済学者の間には、統制経済、進んで国家社会主義を以てするにあらざれば国体の尊厳を維持し日本の国威を宇内に輝す能はず、と狭義の国家主義を以て金科玉条とし、武力を以て之を実現せんとし、かかる思想の宣布は未経験にして社会上の知識なき亢奮せる少壮士官を煽動せるを以てかかる事件を現出」したものである（昭11.2.28.）。

世界的に国家社会主義が蔓延しているなかで、このクーデター後の日本はどうなっていくのか。2月29日に平生は読売新聞と親しかった政治家永野護からニュースを得ようとしたがデマばかりであった。ただ彼との話の中で、平生は後継内閣の問題で軍部が今最も有力なのは平沼麒一郎説だということが気になった。平生は、「平沼氏の如き狭量にして野心強き人が内閣の首班

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

となり、彼に共鳴せる人が閣僚とならんか、我国は鎖国的外交方針」を採らざるを得なくなる。平沼ははっきりと「internationalism を排斥すると宣言」をしているが、これを実行することが「日本の為なりと信ずる人々は我国の貿易状態につき無知」にして、「我国は孤立の状態」に陥ることは目に見えている。「徒に軍部に媚びて首相の位地を得んとする狭義の愛国家に政治が一任せられんか、日本の前途や寒心に堪えざらん」。

また田口八郎、坂田幹太と三人で後継内閣が話題となったとき、平生はこう述べている。「彼等軍人は口を開けば国家の危機を叫ぶは、之れ彼等が軍備を拡大せんとする口実に過ぎず。我国の御神勅にいわゆる天壤と共に無窮たるべき国柄にして、決して焦燥周章して其功を急ぐ要なし。徐ろに獲たるものは失はず、踏みたる歩は後に引かざるの決心を以て徐ろに国運を図るべきにあらず〔や〕。軍人の野望のために国家国民を犠牲に供するが如きは尤も好ましからざる処」であると（昭11.3.1.）。平生にとって、国家社会主義の時代になったとはいえ、自由通商とインターナショナリズムは日本経済には欠くべからざる基本原則であった。

クーデターが未遂に終わると、平生は後継内閣が気になった。口を開けば国家の危機を叫ぶ、このような軍人集団に気後れしてか、近衛文磨は「非常時局を乗切る自信なきため」を理由に後継首相を辞退した。元老の西園寺公望は陸海両大臣には首相の駒を持ち合わせていないことを確かめた上で、廣田弘毅を推挙する。3月5日、平生はこのニュースを知り、「新内閣の成立することは人心を安定せしむる点、また外国に対する我国威の維持」のためにも必要であるから、廣田がこの大任を拝受して、組閣に着手する決心をしたことに対し感謝する旨の電報を打つ。3月25日、平生が訪伯経済使節の委嘱を受けたのは外相時代の廣田からであったが、今再び文部大臣として彼に仕えることになる。

(2) 文部大臣平生夙三郎，作家里見淳と対談

大正12（1923）年4月23日，鐘淵紡績を率いていた武藤山治が実業家として直接間接に政治に干与しようとして実業同志会を結成し，翌年の5月に選挙に打って出るのだが，平生等をはじめとして多くの実業家がこの新党を応援した。この政治への盛り上がりの中，大正13（1924）年2月3日，彼は門下生達と牛鍋をつつきながら教育談義に花を咲かせていた。そのうち話柄が政治に移り，誰かが平生が政界に出て「政界革新に尽力せば其効果少なからざるべき」と言った時，彼はこう答えた。「余は政界に興味を有せざるも国民の一員として，如此き渾濁政界は遂に日本を亡滅するものなればこの革新に任ぜんとする武藤君一派の政界に勢力を占めて革新の実を行はしむる様，間接直接に援助せざる可からずと。而して若し余が政治方面に出づるの時あれば，そは余をして文部大臣たらしむるの時なり」と。平生はこのようにすでに早くから政治に関わるのであれば文教関係で，従って文部大臣であれば引き受けても良いと語っていた。それが2.26事件という思わぬ激震から廣田弘毅内閣の文部大臣に招聘され，現実となった。一躍時の人になった平生に彼の従来から考えていた政策を実際に実行するまたとない機会が訪れたのである。

ところで文部大臣前後の平生日記は存在しない。しかし彼の活動の記録は帝国議会議事録をはじめとして新聞や雑誌等でのインタビューや講演（『平生夙三郎日記 補遺』参照），『私は斯う思ふ』などに残されているから，彼の活動を追跡することは困難ではない。例えば河合哲雄は彼の著書『平生夙三郎』において，商科大学の内紛，帝国美術院問題，天皇機関説論と憲法論争，漢字使用制限論争，義務教育年限延長問題，議会の権能をめぐる立憲政友会の濱田国松と陸相寺内寿一との間での「切腹問答」について詳しく論じている。その他にも帰国子女問題，修身＝道德教育と教科書検定，欠食児童と給食，日本学術振興会などの問題についても議会での発言を見ればわか

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

る。しかし無意味な「切腹問答」で廣田内閣は昭和12年2月2日総辞職したから、結局平生が文相として関わった諸問題はほとんどが未解決に終わった。⁽⁶³⁾ここでは里見淳のインタビュー、漢字使用制限論争と義務教育二年延長問題、並びに教育帝国美術院建設問題に限って文相としての平生の考え方を検討してみたい。

まず有島武郎の弟で同じく作家の里見淳が昭和11年4月2日に文部省官邸で平生にインタビューし、それが『文芸春秋』に掲載されている。内容的にはすでに甲南高校やその他で述べていたことを繰り返しているだけに見えるが、まさにその繰り返しこそが、平生からすれば日本の教育に基本的に欠けていて、ぜひとも改善されねばならない事柄であった。それにここで一言しておけば、この対談は現代でも通じる興味深いものである。

里見がまず「特にこういふことに一番力を入れて行きたいといふやうに思召してゐらつしやる点を伺ひたいと思ひますのですが」と口火を切ると、平生は早速「どうも現代の教育は知育万能で、且つ画一注入的である。こういふことをして居れば知育の方はずんずん進んで行くけれども、精神方面は寧ろ逆行して行きはしないか、そうすれば結局将来に於て由々しきことが起るんぢやないか、これはどうしても、今の知育よりも、もつと精神教育の方面に重きを置かなければいけないといふ考を起しまして、七年制の甲南高等学校を拵へました。

それで私の学校の教育方針は、人格の修養と健康の増進といふことを第一義にして居るのです。それから知育の方も今のやうな注入主義ではいけない。今の学校の知育は人間を空つぽのものと思つてやつて居るやうなもので、つ

(63) 河合哲雄『平生鈇三郎』756-779ページ参照。天皇機関説、国体明徴運動がどのような歴史的絡み合いのなかで2.26事件が起こり、それを引き継いだ廣田弘毅内閣がどうした経緯で崩壊していったかについて詳細に文献実証的に、安西敏三「昭和精神史における平生鈇三郎—機関説・学制改革・国体論—」『甲南法学』第60巻1・2・3・4号、令和2年が分析している。

まり空瓶の中に物を入れるやうな考で、色々のことを詰め込もうとして居るやうに見えるですな。私は人間は生れながらにしてインボン〔inborn〕・タレントといふものを持つて居る。天賦の智能を持つて居る。それを啓発して行くと云ふことが所謂知育でなければならぬと考へまして、そういふ方針で学校を一つやつて見よう。今の官公立学校がやつて居るやうなことでは必ずやびつこの教育になつて、憂ふべき結果が生ずるのではないか」と持論を展開する。

次に官立の高等学校について平生はこう批判する。「大体政府のやつて居る高等学校などは非常にルーズだと言ふんです。……勝手に煙草を吸ふ、朴齒の下駄など穿いて汚い着物を着て大手を振つて歩いて居る……。私は絶対にカフェーとかバーとかに出入りすることを厳禁して居ります。……私のやつて居る甲南高等学校の周囲にはカフェーやバーなどは一軒もありません」。

小学教育についての二人のやり取りを見るとまるで現代の問題を論じているかのようである。まず平生はこう論じる。「都会の小学校は小学教育といふよりは寧ろ上級学校へ入る予備校のやうなもので、又中学校は高等学校へ入る予備校のやうなものになつて居つて、……今のやうなことをやつて居たのでは、教育ではなくて、唯上の学校へ行く準備ばかりやつてゐるといふ訳ですネ。これは又先生も困るですな。這入れないと先生の所へ行つて父兄の者が苦情を言ふのです。だから仕方がなく先生もそれをやる。先生も実際板挟みになつて気の毒です」。

これに対して里見は先生の側からこう付け加える。「小学校の先生などは、中には古い方も居ますが、二十代の人も可なり多い、すると大抵は生徒のお母さんたちの方が年上ですから、そのお母さん達にやつ付けられるともうどうにもならない。第一ろくに女の人と話をしたことがないといふやうな人が先生なのですから、たゞ口を利くといふだけのことにもどきまぎして了ひます」。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生 三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

平生はこれに応じて甲南幼稚園・小学校の事例を引き合いに出しながら、甲南では健康で、成績も「著しく悪くない者」以外は無試験で甲南高等学校に入れる。何の準備も必要もいらぬ。そして彼は次のような持論を述べる。「教育ばかりは大量生産といふことが出来ぬです、それは人間が皆一人々々違つて居る、だから大量生産が出来ぬ。機械で物を造るならばそれは大量生産が出来ぬ。それは原料を同じにしてやつて行けるから出来るです。例へば紡績なら、工場はいくつあつても、二十番手は二十番手。それは紡績には混棉という過程があつて、インド棉をいくら、アメリカ棉を幾らといふやうに混ぜると、どの工場でも同じものが正確に出来る。ところが人間の教育には混棉というプロセスは取れない。「生れながら持つて居るタレントといふものを混ぜ込む訳に行かぬ。一人々々違つたものを持つて居るから、矢張り一人々々に就てインボン・タレントを研究して、そうして育て上げて行けばその人間が天賦の本領を發揮する。ところが今の教育はそうぢやなくて、人間を皆同じものと見て教育をやつて居る……。皆同じ人間と見て、同じ学科をやつて、その平均点を取つて同じやうに行かなければいかぬといふのですよ」。

しかしこの平均点主義は誤りで、人間はそれぞれ違つて居る。違つて居れば喧嘩がないです。それを同じにすればまるで押し合ひ、へし合ひになつてしまふ。だからこれはどうしても人間の天賦の知能といふものは違つて居るものであるといふことを認めて、そうして勝れて居るものを伸ばして行くといふのが本当ぢやないかと思ひますネ」。

次に大学生と大学設置について。まず里見が、大学を卒業しても近頃の学生は「非常に希望的でなくなつて、感じがひどく暗いようですネ」。給料も知れたものだし、出世の道も閉ざされているから、親に出してもらつた授業料も一生かかつても取り返せるかわからない。だから「どつちへどうひつくり返つた所で、一生大したことはないといふやうなところから、学生の気持

が非常に暗くなつて、その揚句が享樂的になつて……」。

これに対して平生は大学設置を問題にする。一旦設置が認められると、これを廃止することは難しい。文部省が廃止しようとしても、当該地方が代議士を担ぎ出して中央政府に陳情するなどして何かと騒ぎを起こし、また大学昇格運動が問題になると次々我も我もとと同じ運動が出てくる。「そうになると経費が増すばかりではなくて、卒業生が非常に殖えて来て、学校が方々昇格して来ると同じような種類の人が沢山出て来ますからネ、そうになると益々争が絶へないといふ訳だ」。

そしてこれを受けて里見は大学の質の低下を問題にする。私立大学について、もちろん全部ではないけれど、こんな噂がささやかれている。「この頃儲かる商売といへば食物屋か大学校を建てるか、この二つより外に東京市中で儲かる商売はない、こういふ口の悪い下馬評が行はれて居る位だけれども、建物にそれだけの収容力もないのに、たゞ無茶苦茶に学生を募集したり、先生なども羊頭狗肉で立派な名前だけ並べ立てて置いて、さういふ人は、実際は殆ど出て来ない、といふやうなこともやつて居るやうです。教育ではない、金儲けをして居るのです。……それでも帝大を出た者も私学を出た人も今では大した区別なく、何とか彼とか、伝手でも良ければそれでずんずん就職してしまふ。そういふところはどうも変な工合のものではないかと思ひますがネ」。

平生はこれに対してアメリカ型の大学を引き合いに出して次のように日本の大学を批判する。アメリカの大学は「官の力を借りずに各々独立」してやっているが、それが「一番いいんだな……。高等学校若くは高等専門学校迄は人間を作るといふことが本務であるから勝手に私立学校でさせる訳に行かないから、矢張りこれは国家の基になり、中堅になる人間を作るのだから国家の監督の下にやる必要があるかも知れぬが、大学は大人が行つて自分の好きの学問をしようといふ所だからこれは私立でも構はぬですネ。それで良

実業家・教育者^{ひら お はちさぶろう}平生飴三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

くない所には誰も行かなくなつて自然消滅になる。亜米利加などでも州立には余り良い学校はありませぬ。プリンストンにしろ、ハーバードにしろ、コロンビアにしろ、私立学校は皆立派なものです。英吉利にしてもオックスフォード、ケンブリッジ皆そうですネ。日本も早くそういふ所まで行つて、大学は皆自力で行くやうになれば結構ですがな」。それに反して日本では文部省が大学まで管理しているが、「大体大学といふものは文部省の監督を受けてやるといふものぢやないのだからな、学問の権威の上から行つても……」。

最後に国語国字問題について話し合っているが、これを実際に解決するとなれば如何に厄介であるかを平生は認識していた。トルコのケマル・パシャがアラビア文字を禁止したが、これくらい度胸のある人物が出てこない問題は解決しないだろう。実際国語国字問題になると「国体」とか、そのたぐいの議論に結びつける。そうなると「理屈で破つて行くけれども、理屈以外のことでやつて来る奴があるから全く困る。メートル法、羅馬字、国字改良、仮名遣、こういふものは皆引掛つて居るんだ。皆文部省のことですよ。併し文部省のことなら文部大臣の意見ですうつと行く訳ぢやないですからネ、色々の関門があつて、その関門にぶつかつてしまふ。内閣でいゝと言つても枢密院へ行かなければならぬとかいふやうにネ。中々簡単なことには参りませんでネ」。

この国語国字問題は事実国会で議論の対象になるが、平生はあっさりとして取り下げる。それには以上のような彼なりの冷めた計算があったからである。⁽⁶⁴⁾
ろう。

(64) 作家里見弴とのインタビューは以上のように今日でも通用するものだが、こうした平生の考えに左翼的哲学者戸坂潤、右翼思想家蓑田胸喜ともに好評価をしているのは興味あることである（安西敏三「政治家としての平生飴三郎（一）」『甲南大学総合研究所叢書』9、1989年）。

(3) 国字・漢字論争と義務教育2年延長問題

帝国議会での平生の教育に関する答弁は、確かに彼がこれまで確信を以て述べてきたことばかりである。例えば「我国固有独特の国体に基きまして、畏くも 明治天皇が下し賜りました所の教育勅語の御趣旨に則って、国民精神の作興を図りたいと云ふことを第一義と致して居ります。それから智育偏重に陥って居ります教育方針を改めまして、人格の修養、健康の増進と云ふことを第一義として、智育と致してましても、個性を尊んで天賦の智能を啓発する」。また「現在に於ける学校教育の体系が、恰も予備校式になって居りますのを改めまして、各学校をして特異性を發揮せしめたい」。さらに「教育は御承知の通り学校教育を以て足れりとするものでないであります。自然家庭社会等の校外に於ける教育と云ふものも、中々に軽んずることが出来ないであります。教育の使命と云ふものは、是等学校以外の教育に俟つことも少くないのでありますから、一層意を校外の教育に致しまして、是が完成を図りたいと考へて居ります」(『官報』, 昭11.5.7.)。

この帝国議会での平生の答弁に対して「拍手」が沸いた。それに対し、彼が日本教育を liberate するには絶対に必要と考えていたのが漢字の廃止あるいは制限であったが、これには反対論が強かった。既に大正の頃、11才のイギリス帰りの女兒がロンドンタイムスの記事をすらすら読めることに驚き(大10.4.8.)、これは英語の文字の問題だと理解した平生は早速カナモジカイ⁽⁶⁵⁾に入会し活動を始めるが、以来漢字の問題は彼の宿願となり、文部大臣と

(65) 「世に漢字を廃するには之に代はるべき文字なかる可からず。……日本には尤も簡明なる片仮名あり。而して片仮名は今日に於て日本人中之を知らざるものなしといふも誣言にあらず。左れば今日之を廃止して片仮名の使用を強要するも、単に漢字に慣れたる人には少しく読み憎き感あるのみにして、少しく熟せんか、決して難解の憂なからん。余は官民共に漢字は廃止すべきものなることに一致し、二三年の時期を以て代用すべき仮名を制定すべく、而して其期間満了後に於ては公文書は勿論、諸学校に用ゆる教科書には必ず仮名を用ゆべきことを以てせば、漢字廃止は忽ちに実行せられ多少の障害は時が之を撤斥すべし」と。平生のこの急進論を裏

においても、また間違ひの数も少なくすむ。第三には漢字を人名や地名に当てはめてみると、読み方が色々ある。例へば神戸。神戸と漢字では同じ字でありながら、「かんべ」と読むところも、「ごうど」と読む所もある。平生は名刺に仮名を附けているが、そうしないと何度も聴かれるので、時間の浪費である。

第四に女性教育の問題である。現在婦人の教育水準は非常に低く、これは「社会の文化の向上に於て著しき障碍」をなしている。教育には非常に時間がかかるから、「婦人が男と同じやうな教育を受けて居ると云ふと、其の婚期を失する」。そうなると「生涯に於て大なる不幸」を感ずることにもなる。その意味でも漢字は廃止の方向にもっていかなければならない。

漢字を廃することについて、国民思想に影響すると言う議論は多いが、「文字と思想とは全く別物」である。「文字は思想を引出す手掛りに過ぎぬ」。「漢字は此の手掛りとして使ひ慣れて居るだけのことで、之を徐々に仮名文字に移すと云ふことは出来ぬことぢやない」。つまり「日本人が漢字を読みつけて居る習慣を仮名文字に徐々に移して行くのであります。……長年月に次第に変化させて行つたならば、国民思想に影響すると云ふやうなことはなからうと考へて居ります」。「忠孝の思想と云ふものは是は日本建国以来の思想であり」、従つて「忠孝と云ふ漢字から其の思想が浮び出たと云ふことは決してない」。「国民一般が忠孝の思想を漢字から思ひ浮べるやうになつたのは明治以降で、極めて新しいことである」。実際、「仮名でも修練を積めば、幾らでも深い意味が現せるもの」である。「現に我が国古来の名文章、名歌の多くは漢語や漢字の力を借りたものではない」。

もともと漢字は外国から渡つて来た文字で、仮名は日本の国土に芽生えた文字であり、日本人の「独得の思想とか感情を、最も適切に現すことが出来る」と信じている。「従つて仮名を奨励したが為に何等国体を明徴するのに差支が起ると云ふことはないと思へるのであります」。また漢字が無かつ

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

たなら東洋思想が理解出来ぬと考える者もいるが、決してそうではない。思想と言うものは文字に依って伝るものでは決してない。例へばキリスト教の精神はヘブライ語で書かなければ伝らぬと言うのであれば、今日ヘブライ語を使っていない各国に此の精神がなぜこれほど弘まったのか。漢字は漢学とは違う。漢学によって東洋思想の伝えると言うことは事実であるが、それは翻訳をしても伝えることが出来る。

この文部大臣平生の漢字廃止論に対して、詔勅とか憲法とか天皇制に関わることから加藤政之助、深澤豊太郎、金杉栄五郎達から辛辣な批判がなされたが、彼はそれらに反批判をするどころか、次のように答弁する。「私が漢字廃止論者であると云ふことと、私が文部大臣であると云ふこととは全然違って居るのであります。立場が違って居るのであります。文部大臣と致しまして、又政府と致しましては、今直ちに漢字を廃止しようと云ふ考は持って居りませぬ」。平生のこの答弁は文部大臣としてはまるで体を成していない。平生個人の意見を述べたに過ぎない。だが彼としては国語国字を“liberate”しなければ欧米諸国と対等に競争できるところまで発展できないのだから一日でも早くこの問題を解決しなければならないと考え、それが彼の議会演説となったのだが、彼のような意識を端から問題にしていない議員に何を言っても無駄なことで、如何に実行し得るかは「目下研究中」であるとして⁽⁶⁶⁾漢字廃止問題は自ら打ち切ることにした。

だが太平洋戦争が始まると、アジアの諸民族を文化的に親日にするためには「大東亜共栄圏共通語としての日本語」について日本として真剣に考えなければならなくなる。また平生はかつてロンドンタイムスを自由に読めた小学生の存在を目にしてカナモジカイに入ったが、今現実問題としてハワイで

(66) 帝国議会での平生文相の漢字廃止論とそれに対する議員達とのやり取りについては、有村兼彬「漢字廃止論と文部大臣平生鈇三郎」『平生鈇三郎日記 第16巻 附録』2017、を参照。

育った孫月野汎のことがあり、子供にとって漢字の苦痛はよく理解できた。このような事例からも、平生にとって大東亜共栄圏内の共通語としてのカナモジは自明のことであったであろう。

昭和17（1942）年2月21日に平生夫婦は自由学園に羽仁もと子を訪ねているが、そこで宿願のカナモジ論の意義を強調する。「大東亜の広漠な地域に棲居せる無知蒙昧の数億の土民をして日本の国体を弁へしめ、日本及日本人を理解せしむるには彼等に日本語をカタカナ横書を以て教授するに在り」。現地語を理解できる日本人を育成しようとしても効果は知れている。「故にこの際全面的に日本語を以てする小学教育を施さんか、二三十年間に大多数の土人は日本語を解するに至るべし。かくして年と共に日本語を解するものは増殖し、終に土語が日本語と変じて初めて陛下の御仁徳に浴するに至らんと思ふ。余は固くこの処置を大東亜建設の要素として実行せんことは先般東條首相に建言し置きたることを陳べた」と。

昭和17（1942）年3月3日には平生は教育研究同志会会長後藤文雄に請われて次のようなスピーチをしている。「日本語を広めるには先づ日本につき興味を持たしむることを先決問題とし、音楽、絵画、写真など語を介せざるも相手に分るようにする」。はじめから日本の理想などを理解させようとしても日本語を知らない無数の無知の現地住民には不可能である。日本語を教えるとして、問題は「日本には標準日本語が確立」していない。漢字を何字教えるかの標準がない。カナも同様で、横書と縦書、また右からと左からがある。そこで「大東亜用の標準日本語」を作り、これを用いれば発音、書方、左横の片カナとなり、漢字は教える必要はない。「国策として積極的に促進するの要がある」。これを実行するには、英語に850字の basic English があるように、日本語にも、口語、文語および敬語を考慮に入れて 2,500words としてはどうであろうか。これらの語を説明するには日本語の辞典を編纂する必要があり、色々編纂方法が考えられるが、「カタカナ、左横書一本」を

実業家・教育者^{ひら お はちさぶろう}平生鈇三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

主張したいと。

こうしてカナモジへの平生の宿願は「大東亜用の標準日本語」として可能性を見出すことになるが、基本的には国語国字問題は戦後の課題となる。

さて国語国字論争が収束した後、義務教育延長案が次の争点となった。国民の知識水準を高めるためには漢字制限をし、しかもこの改革は同時に教育年限の短縮を可能にすることによって地方自治体財政負担を軽減出来るというのも平生の根柢であったが、この改革案が不可能となれば、むしろ義務教育を2年延長することによって国民の知識水準を高めることを平生は考えた。これは地方財政がらみで30年来の未決の難問であった。そこで平生は彼が大臣の内に一気に解決しようと考え、ごく一部の官僚間で秘密裏に案が練られ、次の3案の内どれにするかというところにまで絞り込まれていた。すなわち、第1案は、義務教育年限を8年とし、それに要する経費は「当分国庫」が負担し、昭和12年度から2年間を準備期間とし、14年度から実施し、2カ年で完了する。第2案は、5カ年をもって完了する。第3案は、青年学校普通科（2年）の就学をもって高等小学校の就学に代替可能とし、昭和13年度より実施する。

この3案のうち平生は第1案を支持していたが、財政的には第3案が最も安上がりですみ、結局政府としてはこの第3案を閣議決定し、馬場鑓一蔵相も昭和13年度から実施することに同意した。しかしこの義務教育年限延長案は国会での寺内寿一陸相と濱田国松議員とのいわゆる「割腹問答」を巡る紛糾⁽⁶⁷⁾で廣田内閣は総辞職となり、平生の努力も水の泡となってしまった。

(4) 帝国美術院建設問題

文化を誇る欧米の国々ではどの都市にもアートミュージアムとかアート

(67) 河合哲雄『平生鈇三郎』, 771-779。

ギャラリーという「常設美術館」があり、そこには美術館自身の所有物もあるが、富豪やコレクターが所有する美術品が彼らの好意によって陳列されて一般に公開されている。いわば美術品は市民の生活の一部として溶け込んでいる。それに対して日本では美術品は「門外不出」で代々家宝として、あるいは名家から名家へ受け継がれてきたが、以前からこの彼我の違いを憂いていた平生は、昭和4（1929）年4月27日に京都で開催されたロータリークラブでこう述べた。

近々藤田男爵家の売立（オークション）が行われるとのことだが、その名器珍什の中に夏珪（南宋時代の画家）が描いた「真山水」という画幅がある。これは足利義政が愛蔵したもので、それが後に東京の鹿嶋家の手に移り、その後、井上侯爵の仲介で藤田家の所有となった。このように、確かに日本では見るべき美術工芸は少なくないのに、首都東京にも商工の中心大阪にも市民に開放された常設美術館はないに等しい。これは日本の富豪の「門外不出というセルフイッシュの思想」に由来するもので、もし日本の金持ちが市民とともに楽しみ、「門外不出の旧思想、利己的心理より脱出したら常設美術館の設立は決して難事でない」と平生は一席を弁じた。

平生が文部大臣になった時、美術界では帝国美術院改組問題で喧々諤々、全く意見がまとまらない状態にあった。平生が秘書岩井尊人にまとめさせた「文相試案」を発表すると、まとまるどころか一層問題を複雑化させただけだった。⁽⁶⁸⁾昭和11（1936）年5月14日の衆議院予算委員会でも、「国家が美術を奨励し益々日本の美術を向上せしむるのには、美術に勝れて居る人を寄せて一つ的美術院を拵へて、そうして益々国家が美術に対する所の目的」を達成し、「日本の美術を世界に紹介して之を各国に知らしめ」ることが重要だが、現時点で帝国美術院の紛争を考えても良い知恵が浮かばないから一度考

(68) 河合哲雄、同上、758-764。

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

え直してみようと思っている、と平生は答弁している。

他方で平生は個人のルートで行動を起こしていた。かつて門外不出であった骨董品・美術品が大正から昭和期にかけて不況で苦しむ旧家から売りに出され、かつての大名達、例えば一橋徳川家、仙台伊達家、金沢前田家など錚々たる名家も伝来の家宝を手放し始めていた。この売立市場での買手は事業に成功した実業家か、外国人であったが、外国への流出を何とか食い止めようとした人物の一人が初代根津嘉一郎（東武鉄道等の社長。旧制武蔵高校を設立）で、尾形光琳の「燕子花図屏風」は西本願寺大谷家から彼が手に入れたものである。

この根津に平生は目を付ける。彼より27歳年下の大阪商人で根津とはビール事業で取引があり、平生とは大阪ロータリークラブでも親しい関係にあった山本爲三郎が二人の仲立ちをする。山本は戦後朝日麦酒株式会社社長に就任するのだが、その間の事情を甲南大学で学生を前に『平生鈺三郎翁のことども』⁽⁶⁹⁾と題してこう語っている。

ある日、平生が山本を訪ね、「山本君、美術家連中を相当気の毒な目にあわせたのだが、ここで美術館を東京に建てたいんだ。で、一つ根津さんに日比谷公園に美術館を建てて貰って呉れないか」と話を切り出した。平生は帝国美術院改革で紛糾させていたから、美術館建設で解決を図ろうとしたのである。

明治42（1909）年の米国視察以来美術館構想を温めていた根津の反応は、山本に「幾ら金が要るんだ」。山本は、平生は700万だと言っている。「よろしい、あの平生という人は、私は偶々逢うが実に立派な人だね。実業界には珍しいよ。あの人がいうから嘘じゃないだろう」。「国家が半分出すなら僕も半分出す」と根津は快く応じた。

(69) 山本爲三郎『平生鈺三郎翁のことども』甲南大学出版会、1959年、21-22ページ。

後日平生と根津は美術館建設について細部について話し合い、閣議でも決定されたが、廣田内閣が総辞職したため結局実現しなかった。この経緯について平生は、「根津さん、心から感謝する。国家というより僕の為に出してくれろといったのだから、私が辞めたから辞退します。再びお願いすることもあるかもしれないから宜しく」と語ったという。

それから3年後の昭和15（1940）年1月4日、根津はインフルエンザから中耳炎を併発し、尿毒症を起こしてあっけなくこの世を去る。1月23日に根津の息子の藤太郎（二代目根津嘉一郎）が突然平生を訪ねてくる。要件は、亡父の初七日に、日本トーキー映画の先駆け皆川芳造が、平生の文相時代に亡父と美術館構想について話合っていたが、その後どうなったのか、と質されたので、その真偽を確かめるために訪問したとのことであった。

そこで平生は藤太郎に、「余が文部大臣在職中、山本爲三郎氏の紹介にて根津氏と会見して、根津氏が日本美術品の鑑賞家にして高尚なる多数のコレクションの所有者なれば、同氏をして其資産の一部を提供して常設美術館を建設して国家に寄付せしめんと考へ、之を慫慂したことを語り、もし廣田内閣がもっと続いていれば、或いは根津氏を説き、同氏にこの「国家的記念物」を建設させるための機会が訪れたかもしれないが、多忙のため時間が取れなかった。ところが、あれほど元気であった彼が急逝してしまった。「美術に関し、嗜好と考証豊富な根津氏にして、日本として、美術国として国辱とも言うべき常設美術館が不存在は実に嘆わしい事なれば、若し建設せられて之を国家に寄贈せらるるに於ては永久に国民は根津氏の芳志に対し感謝の意を表すべしと思う」。そればかりでなく「美術国日本の光彩を輝し、国民の美術心を振興し、延て海外人にも日本の美術を賞観せしむるに足らずと思う」（昭15.1.23.）と。

根津の資産の一部を寄付してもらい常設国立美術館を建設するという平生の構想は実現しなかったが、藤太郎は太平洋戦争直前の昭和16（1941）年11

実業家・教育者^{ひらお はちさぶろう}平生鈞三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

月に根津美術館を開館させる。かつて平生は「門外不出」という旧思想がなくなれば、庶民が気軽に美術館に足を運ぶのも「難事」ではないと日記に記したが、今日では国公私立を問わず各地に無数の常設美術館があり、種々の企画展も盛んに開催され、美術は日本国民にとって身近な存在となっている。⁽⁷⁰⁾
(つづく)

文献リスト

1. 秋元英一「ロンドン世界経済会議と国際経済協力」『EX ORIENTE』(大阪大学言語社会学会誌) Vol. 15, 2008年。
2. 天野貞祐「平生先生喜寿祝賀式辞—昭和十七五月廿二日—」『平生鈞三郎日記 第18巻 付録』2018年。
3. 有村兼彬「漢字廃止論と文部大臣平生鈞三郎」『平生鈞三郎日記 第16巻 付録』2017年。
4. 安西敏三「政治家としての平生鈞三郎(一)」『甲南大学総合研究所』叢書9, 1989年。
5. 同 「平生鈞三郎と甲南教育」安西敏三編著『現代日本と平生鈞三郎』晃洋書房, 2015年。
6. 同 「昭和精神史における平生鈞三郎—機関説・学制改革・国体論—」『甲南法学』第60巻1・2・3・4号, 令和2年。
7. 「伊藤忠兵衛甲南学園理事長談話(一)」『平生鈞三郎日記 第5巻 付録』2012年。
8. 「伊藤忠兵衛甲南学園理事長談話(二)」『平生鈞三郎日記 第6巻 付録』2012年。
9. 井上五郎「岡本利吉が平生鈞三郎に出会うまで」『平生鈞三郎日記 第9巻 付録』2014年。
10. 上田貞次郎『新自由主義と自由通商』同文館, 昭和3年。
11. 岩田規久男編著『昭和恐慌の研究』東洋経済新報社, 2004年。
12. 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 第6巻』東洋経済新報社, 1954年。
13. 大阪自由通商協会『木材関税調査』昭和4年3月。
14. 同 『鉄鋼関税調査』昭和4年5月。
15. 大塚好『工場生活と少年の教育』, 錦正社, 昭和14年。
16. 岡本利吉『企業立憲の話』企業立憲協会出版部, 大正9年。

(70) 平生鈞三郎と日本の美術家達との関係については、諸岡知徳「平生鈞三郎と美術」『平生鈞三郎日記 第17巻 付録』2018年, を参照のこと。

17. 貝塚茂樹『天野貞祐』ミネルヴァ書房, 2017。
18. 角石寿一『先駆者普意識 岡本利吉の生涯』民生館, 1977年。
19. 河合哲雄『平生鈞三郎』羽田書店, 昭和27年。
20. 『川崎造船所四十年史』昭和11年。
21. 菊池悟郎編輯・山本四郎校訂『立憲政友会史増訂版第6巻―田中義一総裁時代』日本図書センター, 1990年。
22. 銀行問題研究会『銀行論叢 昭和金融恐慌史』昭和2年。
23. 草野正裕「ブラジル綿と平生鈞三郎」, 安西敏三『現代日本と平生鈞三郎』晃洋書房, 2015年。
24. 里見淳「平生文相に物を訊く」『文芸春秋』昭和11年5月号。
25. 柴孝夫「川崎造船所和議事件と平生鈞三郎―整理委員としての活動をめぐって―」杉原四郎他『平生鈞三郎日記に関する基礎的研究』甲南大学総合研究所, 叢書1, 1976年。
26. 同 「川崎造船所における航空機部門―独立問題と平生鈞三郎」『平生鈞三郎の人と思想』甲南大学総合研究所, 叢書27, 1993年。
27. 渋沢栄一記念財団研究部編『実業家とブラジル移住』不二出版, 2012年。
28. 『スズ日記 昭和10年3月1日～昭和13年2月1日』。
29. 隅谷三喜男『賀川豊彦』岩波書店, 2011年。
30. 滝口剛「民政党内閣と大阪財界(一)―井上準之助蔵相と経済的自由主義―」『阪大法学』第57巻第4号, 2007年。
31. 同 「民政党内閣と大阪財界(二)」第58巻第5号, 2009年。
32. 同 「民政党内閣と大阪財界(三)」第62巻第2号, 2012年。
33. 同 「満州事変後における自由通商運動の軌跡―『大東亜共栄圏』への道―」『甲南法学』第57巻3・4号, 2017年。
34. 玉井金五・杉田菜穂「日本における〈経済学〉系社会政策論と〈社会学〉系社会政策論―戦前の軌跡―」, 羽鳥卓也・藤本建夫・坂本正・玉井金五編著『経済学の地下水脈』晃洋書房, 2012年。
35. 津島純平編纂『平生鈞三郎追憶記』財団法人捨芳会, 昭和25年。
36. 角田房子『宮坂國人伝』南米銀行, 1985年。
37. 富田俊基「1930年代における国債の日本銀行引き受け」『知的資産創造』2005年7月号。
38. 中島俊郎「平生鈞三郎とパブリック・スクール」安西敏三編著『現代日本と平生鈞三郎』晃洋書房, 2015年。
39. 『日系移民資料集 南米編 第29巻』日本図書センター, 1999年。
40. 同 『日系移民資料集 南米編 第30巻』日本図書センター, 1999年。
41. 日本商工会議所訪伯経済使節編『伯国経済事情 昭和10年4月―11月』昭和11年。
41. 長谷川雄一「1920年代の日本移民論」『平生鈞三郎とその時代』甲南大学総合研究所, 叢書18, 1991年。

実業家・教育者^{ひらお はちきぶろう}平生鈺三郎における“liberate”な社会と軍事国家体制……

42. 羽仁もと子『半生を語る』日本図書センター，1997年。
43. 平生鈺三郎『現代学校教育に関する感想』大正15年。
44. 同 述『私は斯う思ふ』千倉書房，1937年。
45. 福井俊郎「甲南ハ校長運ニ恵マレヌカ」『平生鈺三郎日記 第14巻 付録』2016年。
46. 藤本建夫『ドイツ自由主義経済学の生誕ーレプケと第三の道ー』ミネルヴェ書房，2008年。
47. 同 「清水善造と平生鈺三郎」『甲南 Today』No. 43，2013年。
48. 同 「平生鈺三郎の寿像の話」『KONAN TODAY』No. 57，2020年。
49. 松本崇『大恐慌を駆け抜けた男高橋是清』中央公論社，2009年。
50. 松本俊郎「1940年代後半における昭和製鋼所の製鋼工場」『岡山大学経済学会雑誌』第30巻第1号。
51. 諸岡知徳「平生鈺三郎と美術」『平生鈺三郎日記 第17巻 附録』2018年。
52. 山内純吉「『拾芳会』について」『甲南大学総合研究所』叢書18，1989年。
53. 山本爲三郎『平生鈺三郎翁のことども』甲南大学出版会，1959年。